

長島町地域防災計画

一般災害対策編

長島町防災会議

目 次

第1章	総則	1
第1節	計画の目的等	1
第1	目的	1
第2	計画の性格	1
第3	計画の周知徹底	1
第2節	計画の基本的な考え方	2
第1	減災対策	2
第2	自助・共助の促進	2
第3	適切な支援	2
第4	計画の継続的な改善	2
第3節	災害の想定	3
第1	長島町の位置・地勢	3
第2	長島町の災害特性（地震災害を除く）	3
第3	災害の想定	3
第4節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第5節	町民及び事業所のとるべき措置	6
第2章	災害予防対策	8
第1節	防災知識の普及と意識の向上	8
第1	町職員に対する教育	8
第2	教職員及び児童生徒等に対する教育	9
第3	住民に対する防災思想の普及	9
第2節	自主防災組織の育成・強化	10
第1	自主防災組織の現況	10
第2	自主防災組織の育成・強化	10
第3	地区防災計画	11
第4	事業所等の自主防災体制の充実・強化	12
第3節	ボランティアの受入体制の整備	12
第1	活動環境の整備	12
第2	ボランティアの養成等	12
第4節	企業等の防災活動の促進	13
第1	企業等における措置	13
第2	町及び長島町商工会等における措置	14
第5節	防災訓練	14

第 1	総合防災訓練	1 4
第 2	個別の防災訓練	1 5
第 4	防災訓練に関する普及啓発	1 5
第 5	自主防災組織による訓練への支援	1 5
第 6 節	業務継続	1 5
第 1	業務継続計画の内容	1 5
第 2	町の業務継続計画	1 5
第 3	企業等の事業継続計画等との整合	1 6
第 7 節	火災予防対策	1 6
第 1	建築物の防火対策	1 6
第 2	防火思想の普及	1 6
第 3	消防体制の充実強化	1 6
第 8 節	危険物施設等対策	1 7
第 1	県、町及び阿久根地区消防組合による措置	1 7
第 2	危険物施設管理者等における措置	1 7
第 3	高圧ガス対策	1 8
第 4	毒劇物対策	1 8
第 9 節	土砂災害対策	1 8
第 1	災害危険箇所等の把握及び周知	1 8
第 2	各種防災事業の総合的かつ計画的な実施	1 9
第 10 節	避難対策	1 9
第 1	避難場所の確保	1 9
第 2	避難所の整備	2 0
第 3	避難路の整備	2 1
第 4	避難所等の周知徹底	2 1
第 5	避難計画	2 2
第 6	要配慮者対策	2 2
第 7	外国人等に対する対策	2 4
第 8	帰宅困難者対策	2 4
第 11 節	医療・救護対策	2 4
第 1	初期医療体制の整備	2 5
第 2	後方医療体制の整備	2 5
第 3	医薬品の確保	2 5
第 12 節	災害時受援計画の作成	2 5

第3章	災害応急対策	28
第1節	活動体制	28
第1	組織体制の確立	28
第2	動員配備	37
第3	情報通信手段の確保	41
第4	町内の公共的団体等との連携等	43
第5	応援要請	45
第6	自衛隊の災害派遣要請依頼	48
第7	ボランティアとの連携	54
第8	災害救助法の適用	55
第2節	警戒期における災害応急対策活動	59
第1	風水害・土砂災害に関する情報の収集・伝達	59
第2	警戒活動	62
第3	避難	64
第4	水防計画	71
第3節	発災時における災害応急対策活動	77
第1	被害情報等の収集・伝達	77
第2	広報	81
第3	災害の拡大と二次災害の防止	83
第4	避難行動要支援者の安全確保	84
第5	消火	86
第6	救助・救急・捜索	88
第7	医療救護	91
第8	重要道路の確保	95
第9	輸送手段の確保	96
第10	避難所の運営	98
第11	給水	101
第12	食料の供給	103
第13	生活必需品等の供給・貸与	106
第14	遺体の処理, 埋・火葬	109
第15	防疫・保健衛生	111
第16	廃棄物及びし尿の収集処理	114
第17	文教対策	117
第18	農林漁業対策	120
第19	社会秩序の維持	127
第20	ライフラインの応急対策	127

第4章	復旧・復興	1 2 8
第1節	被災者の生活再建支援活動	1 2 8
第1	被災世帯調査の実施及び被災証明書の発行	1 2 8
第2	生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付	1 2 9
第3	住宅対策	1 3 0
第4	被災者のこころのケア対策	1 3 2
第5	災害弔慰金等の支給・貸付	1 3 3
第6	町税の減免等	1 3 9
第7	被災農林漁業者、中小企業への情報提供	1 3 9
第8	義援金の受付・配分	1 4 0
第2節	公共施設等の災害復旧及び復興活動	1 4 1
第1	施設の復旧対策	1 4 1
第2	激甚災害の指定	1 4 3
第5章	事故災害等に係る災害応急対策	1 4 5
第1節	海上災害対応計画	1 4 5
第1	発災直後の災害情報の収集・連絡	1 4 5
第2	活動体制の確立	1 4 5
第3	応急対策活動の実施	1 4 5
第2節	道路災害対応計画	1 4 7
第1	発災直後の災害情報の収集・連絡	1 4 7
第2	活動体制の確立	1 4 7
第3	応急対策活動の実施	1 4 7
第3節	危険物等災害対応計画	1 5 0
第1	発災直後の災害情報の収集・連絡	1 5 0
第2	活動体制の確立	1 5 0
第3	応急対策活動の実施	1 5 1
第4節	大規模な火事災害対応計画	1 5 3
第1	火災警報の発令・伝達	1 5 3
第2	発災直後の災害情報の収集・連絡	1 5 3
第3	活動体制の確立	1 5 4
第4	応急対策活動の実施	1 5 4
第5節	林野火災対応計画	1 5 7
第1	火災警報の発令・伝達	1 5 7
第2	発災直後の災害情報の収集・連絡	1 5 7

第 3	活動体制の確立	1 5 8
第 4	応急対策活動の実施	1 5 8
資料 1	長島町防災会議条例	1 6 1
資料 2	長島町災害対策本部条例	1 6 3
資料 3	長島町災害弔慰金の支給等に関する条例	1 6 4
資料 4	長島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	1 6 8
資料 5	長島町災害見舞金支給規則	1 9 5
資料 6	長島町職員動員配備表	1 9 6
資料 7	災害危険箇所等	1 9 8
資料 8－1	危険物施設等の状況（危険物取扱・貯蔵業者）	2 1 2
資料 8－2	危険物施設等の状況（液化石油ガス等取扱・販売業者）	2 1 3
資料 9	消防施設の現況	2 1 4
資料 1 0	ヘリコプター発着場予定地	2 1 5
資料 1 1	町防災行政無線の現況	2 1 6
資料 1 2	避難所リスト	2 1 7
資料 1 3	町内建設関係機材保有数	2 2 0
資料 1 4	黒之瀬戸大橋通行規制実施要領・伊唐大橋台風時対策要項	2 2 1
資料 1 5	食料調達一覧	2 2 3
資料 1 6	町有防疫及び清掃資機材	2 2 4
資料 1 7	地震防災緊急事業五箇年計画	2 2 5
資料 1 8	関係機関連絡先一覧表	2 2 7
資料 1 9	防災重点ため池一覧	2 2 8
様式 1	防災点検報告書	2 2 9
様式 2	町内の公共的団体等への協力依頼文書	2 3 0
様式 3	県、他自治体への応援要請文書	2 3 1
様式 4	自衛隊への災害派遣要請依頼文書（県知事あて）	2 3 3
様式 5	ボランティア受付名簿	2 3 5
様式 6	避難者カード	2 3 6
様式 7	避難者名簿	2 3 7
様式 8	災害報告様式及び被害状況判定基準	2 3 8
様式 9	町外避難者名簿	2 4 3
様式 1 0	避難所日誌	2 4 4
様式 1 1	り災者台帳	2 4 5
様式 1 2	り災証明願及び証明書	2 4 6

参考資料 1	N T T災害用伝言ダイヤル（「1 7 1」）の利用方法・・・・・・・・	2 4 7
参考資料 2	在宅要援護者が家庭内対策として取り組むべき事項・・・・・・・・	2 4 8
参考資料 3	風水害・土砂災害時における災害事象の推移に応じた 防災活動の展開（一般的なケース）・・・・・・・・	2 5 3
参考資料 4	注意報・警報の種類と発表基準・・・・・・・・	2 5 5
参考資料 5	土砂災害警戒情報について・・・・・・・・	2 5 9
参考資料 6	気象庁震度階級解説表・・・・・・・・	2 6 1
参考資料 7	孤立化集落対策マニュアル（抜粋）・・・・・・・・	2 6 3
参考資料 8	災害時要援護者の避難支援ガイドライン・・・・・・・・	2 6 6

第1章 総 則

第1節 計画の目的等

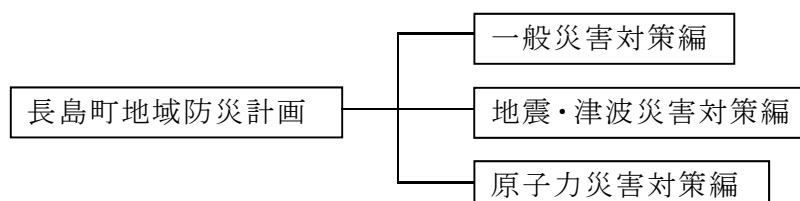
第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、長島町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画であって、長島町に係る災害対策に関し、町の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、町民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2 計画の性格

1 本計画の位置付け

長島町地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震・津波災害に係る「地震・津波災害対策編」及び原子力災害に係る「原子力災害対策編」の3編から構成されるが、本計画は、このうち、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」である。



2 長島町の地域に係る災害対策の基本となる計画

この計画は、長島町の地域に係る災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び県の地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成するものである。

町及び関係機関は、想定される全ての事態に対して、対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、県地域防災計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては町民への周知を図るも

のとする。また、関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第2節 計画の基本的な考え方

第1 減災対策

自然災害は完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害発生時の被害を最小化する「減災」の考え方を本町の防災対策の基本理念とする。

たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視するとともに、経済的損失ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、社会経済活動への影響を最小限にとどめるように本計画を定める。

第2 自助・共助の促進

大規模かつ広域的な災害の発生直後は、行政による迅速な対応にはある程度の限界があり、被害の程度やその広がりによっては、被害の態様や想定を超える被害の発生も予想される。

これらに迅速に対応するには、行政に頼ることなく住民による主体的な活動やボランティア活動を、柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておく必要があるため、平常時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を認識し、「自分の命は自分で守る」自助の取り組みの強化を図ることが重要である。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが災害による被害の軽減に極めて重要であることが明らかとなっている。本町では、過疎化、高齢化の急速な進行から、高齢者世帯の増加や核家族化が進む中、「自分達の地域は自分達で守る」という共助の考え方を再認識し、自主防災組織の機能強化や地域防災リーダーの育成などの取り組みを行うものとする。

第3 適切な支援

高齢者、身体障害者、精神障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者は、それぞれの特性により、情報、危険回避行動、移動行動、生活又は適応など避難行動や避難生活に様々な支障を抱えており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

本町でも、高齢化の進行が顕著であり、今後更なる対策の充実が求められており、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、要配慮者の視点に立った対策を講じるものとする。

また、避難が長期化する場合は、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配付をはじめとし、様々な場面における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した災害対策を進める必要があることから、防災に関する施策・方針決定の過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

第4 計画の継続的な改善

本計画は、町防災行政の基本計画であり、この計画に基づく施策の効果的推進に努め、科学的知見及び過去の災害の教訓を踏まえ絶えず改善を図る。

第3節 災害の想定

第1 長島町の位置・地勢

本町は、鹿児島市の北西 83km で、西北に熊本県天草島を距てる 2 km、東経 130° 8 北緯 32° 9 の位置で、地質は輝安山岩で形成され土壌は重粘土で岩石が多くゆるやかな傾斜地となっており、河川は水量が少ないが豪雨と満潮が重なれば川下の海岸地帯は危険度が高い。なお、本町の南方約 40km の位置には、九州電力姶川内原子力発電所が立地している。

第2 長島町の災害特性（地震災害を除く）

豪雨による災害＝①傾斜地のため宅地、道路、農地の一部決壊が非常に多い。

②時間雨量 20mm 以上で大災害が発生する危険性が高い。強風による災害＝台風が南東より南西に移行するとき危険性が高い。

高潮・高波による災害＝平成 8 年 8 月の台風第 12 号では、葛輪集落の堤防と生活道路が高波によって 180m に渡り決壊した。台風接近時には高潮と高波による被害にも警戒が必要である。

大規模火災＝本町では災害救助法の適用を受けた火災が過去 2 件発生している。本町は、海岸に面した狭い地域に集落が形成され、背後の傾斜地にまで階段状に住家が密集している箇所がある。一旦火災が発生すると延焼危険が大きい。

①伊唐の火災

昭和 31 年 7 月 31 日 14 時 40 分、伊唐の民家の取り灰から出火した火災は台風上陸前の強風にあおられ、飛び火により付近一帯に延焼し 88 棟、集落の大半を焼失した大火である。

②片側の火災

昭和 32 年 4 月 14 日 14 時 15 分、片側の民家のマッチの弄火から出火した火災は、季節風にあおられ、付近一帯に延焼し 62 棟、山林を焼失した大火である。総数 81 世帯のうち 34 世帯が全焼し、り災人員は 244 名であった。

孤立の危険性＝獅子島を除く常住島は橋によって半島化されているが、災害により橋が通行できなくなった場合は、孤立する懸念がある。獅子島については、船舶での往来ができない場合、孤立する懸念がある。

第3 災害の想定

本計画では、長島町の特性を踏まえつつ、近年日本各地で発生している大規模な風水害・土砂災害及び事故災害と同等の規模の災害が発生することを想定し、必要な災害予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を定める。

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

長島町地域に係る防災に関し、町及び町内公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は概ね次の事務、又は業務を処理する。なお、町は、災害救助法が適用された場合、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長島町	(1) 町防災会議に係る業務に関すること (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること (5) り災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関すること (6) 被災した町管理施設の応急対策に関すること (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること (10) 被災施設の復旧に関すること (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること
阿久根地区消防組合 消防本部（阿久根消防署東分遣所・長島分遣所） （以下「消防本部（東分遣所・長島分遣所）」という。）	(1) 消防力の維持・向上に関すること (2) 火災予防等の災害予防に関すること (3) 災害情報の収集・伝達に関すること (4) 消防活動に関すること (5) 救助・救急活動に関すること (6) 避難活動に関すること (7) 行方不明者の捜索に関すること (8) その他災害対策本部長が指示する災害応急対策に関すること
消防団	(1) 団員の能力の維持・向上に関すること (2) 町及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること
鹿児島いずみ農業協同組合東事業所・長島事業所	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること (4) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること (5) 被害状況調査及び応急対策への協力に関すること
北薩農業共済組合長島地区出張所	(1) 被災農作物等の被害調査及び共済目的に対する損失補償に関すること

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長島地区森林組合	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する こと (2) 被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと (3) 風倒木，被害木，流木の処理に関する こと
東町商工会 長島町商工会	(1) 被災会員に対する融資又はそのあっせんに関する こと (2) 救助用物資，復旧資材の確保についての協力，あ っせん に関する こと (3) 被災会員の被害状況調査についての協力に関する こと
北さつま漁業協同組 合 長島支所 東町漁業協同組合 鹿児島県信用漁業協 同組合連合会北薩支 店・東支店	(1) 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する こと (2) 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力に関する こと (3) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する こと (4) 避難救助活動への協力に関する こと (5) 漁船の避難指示，誘導に関する こと (6) 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力に 関 する こと (7) 水位の観測に関する こと
医院等医療施設の経 営者	(1) 被災負傷者等の収容保護に関する こと (2) 災害時における医療，助産等の救助に関する こと (3) 隣接医療機関相互間の救急体制の確立に関する こと
長島町社会福祉協議 会(1)，(4) 長島町福祉事務所 (2)，(3)，(5)	(1) 町災害ボランティアセンターの設置・運営に関 する こと (2) 災害時要援護者の災害応急対策に関する こと (3) 被災者の保護及び救援物資の支給に関する こと (4) その他町が行う避難及び応急対策への協力に関 する こと (5) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に 関 する こと
町立小中学校	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関する こと (2) 災害時における児童・生徒の保護及び誘導に関 する こと (3) 町が実施する災害応急対策への協力に関する こと (避難所の管理・運営，炊き出し等)
避難行動要支援者関 連施設	(1) 避難体制の整備及び避難訓練の実施に関する こと (2) 災害時における入所者等の保護及び誘導に関 する こと (3) 町が実施する災害応急対策への協力に関する こと (避難所の管理・運営，炊き出し等)

第5節 町民及び事業所のとるべき措置

防災に関し町民及び事業所が平常時・災害時にとるべき措置は概ね下記のとおりとする。町民及び事業所は、自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加するなど防災に寄与するように努めなければならない（災害対策基本法第7条）。

【町民】

平常時の心得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ガソリン、灯油等の危険物類の容器及び保管場所の注意 ・プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○ 消火用具を準備する。消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○ 窓ガラス及び看板等の落下防止の措置を講ずる。 ・窓ガラスの古いパテの取り替え ・ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等の落下防止の措置
	○ 側溝や下水を清掃する。日頃から側溝や下水を清掃し、流れをよくしておく
	○ 停電時にも町からの情報を確実に入手できるよう、町防災行政無線（戸別受信機）の乾電池（単2×4個）の点検・交換を行っておく。
	○ 食料や非常持出品など次のものを備蓄しておく。 ・家族が必要とする3日分程度の食料、飲料水 ・三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・災害発生時の役割分担及び避難場所、避難路の事前確認 ・毎日の行動予定及び災害時の連絡先と連絡方法
災害時の心得	○ 防災訓練に積極的に参加し、災害時の行動力を身につける。
	○ まず、わが身の安全を図る。
	○ ラジオやテレビで気象情報、台風情報、防災上の注意事項をよく聞く。
	○ 外出は見合わせる。
	○ あわてて外に飛び出ず、周囲の状況を確認し落ち着いて行動する。
	○ すばやく火の始末をする。
	○ 火が出たら隣近所で初期消火する。
	○ 浸水のおそれのあるところは、早目に家財道具を安全な場所へ移す。
	○ 避難は歩いて、荷物は少なくする。
	○ 山崩れ、がけ崩れに注意し、がけ、川べりには近づかない。
	○ 協力しあって応急救護をする。

【事業所】

平常時の心得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報収集，伝達方法を確認しておく。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防火用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員，顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。
防災計画作成上の留意事項	○ 県及び町の地域防災計画に留意するとともに，事業所の立地条件（交通手段，建築構造及び周辺市街地の状況等），事業内容等を考慮した実効性のあるものとする。 ○ 従業員，顧客及び周辺住民の人命の安全，出火の防止，混乱の防止等を重点的に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は，それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて，逐次見直しを行い，実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し，使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品，設備器具及び窓ガラス等の転倒落下，破損防止措置を講ずる。
災害時の心得	○ 必要に応じて対策本部の設置，自衛消防組織の出動，防災要員の動員及び配備等の体制をとる。 ○ テレビ，ラジオ等により必要な情報を入手し，顧客，従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客，従業員等が適正な行動をとれるよう事業所の利用状況等により判断して，指示，案内等を行う。 ○ この場合，乳幼児，障害者，病人，高齢者，妊婦，外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり，災害の犠牲になりやすい人々の安全に特に注意する。 ○ 火気使用設備，器具等災害発生により出火のおそれのある機器は，原則として使用を中止し，やむを得ず使用する場合は，最小限とし，かつ必要な安全措置を講ずる。 ○ また，薬品等の混触発火及び危険物等の流出，漏えい防止に努める。 ○ 不要不急の電話は中止するとともに，特に，県，町，警察，消防，放送局，鉄道等に対する問い合わせは控える。 ○ バス，タクシー，生活物資輸送者等，生活上必要なもの以外の車両の使用は，できるかぎり控える。 ○ 救助，救急資機材及び飲料水，非常食料，医薬品，照明器具等，応急対策の実施に必要な資機材を配備する。 ○ 建築工事，隧道工事及び金属溶接作業，高速回転機械の運転等，災害発生により危険が予想される作業は，原則中止とし，応急補強等必要な措置を講ずる。

第2章 災害予防対策

災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるように整備するなどしておくことが重要である。

また、防災知識の啓発や自主防災組織の育成などを通じて町民の主体的な防災活動を促進するとともに、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、町が迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施するための備えを平常時より怠りなく行う必要がある。特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

第1節 防災知識の普及と意識の向上

「自分の命は自分で守る」という考え方が防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料や飲料水などの備蓄や、非常持出袋の準備など、日頃から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自ら身の安全を守るように行動することが重要である。

また、災害時には、近隣の負傷者や要救助者の救助・救護、要配慮者の避難支援、避難所での活動、あるいは、国、県、町及び公共機関等が行っている防災活動に協力するなどの防災への寄与が求められる。

このため、防災関係機関をはじめ、住民の一人ひとりが災害に関する正しい知識を身に付けるとともに、お互いに連携することができるよう、町は、住民等に対し、自主防災思想の普及・徹底を図り、防災気象情報や避難勧告等の意味と内容の説明など、防災に関する知識の普及・啓発活動を行う。

第1 町職員に対する教育

町長は、町職員が、的確かつ円滑な災害対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加するため、次の事項について、研修会等を通じて教育を行う。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 避難勧告等に関する知識
- (3) 長島町地域防災計画に関する知識
- (4) 大雨警報や土砂災害警戒情報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員の参集体制と任務分担
- (6) 家庭・地域における災害対策
- (7) 自主防災組織の育成強化対策の支援

また、各課等では、所掌事務に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門知識を有する防災担当職員の育成に努める。

第2 教職員及び児童生徒等に対する教育

町教育委員会及び学校長は、町職員に準じて教職員への教育を行う。

また、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒が、災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、主体的に行動する態度を育成するよう、次のとおり安全教育の徹底を指導するものとする。

さらに、学校においては、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「学校安全計画」や防災組織、任務分担等の災害に関する必要な事項を定めたマニュアル等を作成するものとする。

- (1) 関連する授業、部活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら、災害に関する基礎知識を習得させるとともに、緊急避難場所、避難所、避難の経路、避難の方法等の周知を図る。
- (2) 住んでいる地域の地勢や過去の自然災害等について、防災ノート等を活用するなどして、継続的な防災教育に努める。
- (3) 中学生の生徒を対象に、応急手当の普及を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
- (4) 学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育専門家や現場の実務者等の参画のもとで開発する（長島町防災ノートの作成等）などして、災害と防災に関する理解向上に努める。
- (5) すべての基本研修で防災研修を実施するなど、研修会等を通じて、指導者の資質向上を図る。
- (6) 防災ノート等を活用して、家庭と連携した防災教育に取り組む。

第3 住民に対する防災思想の普及

災害による被害を防止または軽減するためには、「自分の命は自分で守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが自分の身を守り、地域の住民がお互いに助け合い地域を守るという意識と行動が必要である。

町は、災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、住民が的確な判断に基づき迅速に行動できるよう、県や防災関係機関等と連携した防災講座の開催や、ハザードマップ、パンフレット、チラシ等を作成し戸別配布や各種防災行事、町主催行事等で配布するなど、災害及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。その際の内容は、少なくとも次の事項を含むこととし、要配慮者への対応や男女のニーズの違い等にも留意する。

- (1) 長島町に被害を及ぼすと予想される災害に関すること
- (2) 災害に関する一般的な知識
- (3) 地域で協力して行う救助・救護活動に関すること
- (4) 自動車運転の自粛、電話使用の自粛など防災上取るべき行動に関すること
- (5) 町（防災行政無線）やテレビ、インターネット、防災関係機関等からの正確な情報の把握に関すること
- (6) 避難場所、避難所及び避難経路に関すること
- (7) 避難生活における知識
- (8) 避難ルートや連絡方法など、家庭内における取り決めに関すること

- (9) 災害時伝言ダイヤル等による家族の安否確認の方法に関すること
- (10) 住民が実施しうる応急手当など、家庭防災に関すること
- (11) 食料、飲料水及び生活必需品の個人備蓄の推進に関すること

第2節 自主防災組織の育成・強化

大規模な災害では、道路交通や通信手段の混乱等により行政や防災関係機関の防災活動が著しく妨げられることが予想される。

このような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、拡大を防止するためには、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の意識のもとに、住民が自らの防災活動組織で被災者の救出・救護、避難誘導等の防災活動を行われることが有効である。

このため、町は、自主防災組織等の育成・強化を図るとともに、消防団を中核として防災関係機関、福祉事務所及び社会福祉協議会など福祉関係機関等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実強化を図る。

第1 自主防災組織の現況

本町においては、行政区ごとに、町内 56（桂代は三船と合同で結成。）すべて自主防災組織が結成されている。

今後は、地域の実情に応じた「地区防災計画」の作成を推進し、計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を実施するよう指導する。

また、高齢化の進行により、若年層の人口が極端に減少している地域もあることから、町内を平均化した活動の推進が困難となっていることから、現在の行政区ごとの組織を、大字ごとに組織するなど、地域のおかれた状況を考慮して、自主防災組織連合会等の結成を促進する。

第2 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の結成、組織化は、住民が自主的に行うことを本旨としつつ、組織の育成・強化を推進するとともに、その要となるリーダー育成に努める。その際、女性の参画促進に努める。

- (1) 自主防災組織の活動を活発にするため、県、防災機関等が主催するリーダー育成会への積極的な人材派遣や町独自のリーダー講習会の開催、モデル地区の紹介などを通じて、地域のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織の要となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して救出・救護、高齢者や障害者、乳幼児・妊産婦等避難行動要支援者の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 災害時においては、避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点となり、平常時は防災知識の普及及び防災訓練の拠点となる施設並びに、消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

(4) 自主防災組織で定めた「地区防災計画」は、毎年協議を行い、必要により改正を行う。

また、各地区の実情にあった防災マニュアルの作成を図るものとし、地区内の消防団員を中核として協議を行い作成する。

第3 地区防災計画

町内自主防災組織は、当該地区に事業所を有する事業者等と連携して、当該地区における防災力の向上を図るため、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築など自発的な防災活動の推進に努める。

また、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する。

町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるように提案を受けた町防災会議は、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

【地区防災計画について（平成25年8月内閣府説明資料）】

○ 趣旨

東日本大震災を契機として、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者」という。）が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村等と連携して自発的に地区における防災活動を担う例も出てきた。

これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市町村地域防災計画に定めることとした。

○ 地域防災計画との関係

地区防災計画は、地区内居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村地域防災計画に規定されるものであるが、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするものである。

○ 計画の内容

地区防災計画の内容は、市町村防災会議の判断で、各地区の特性に応じて規定されることとなるが、例えば、計画の対象範囲、活動体制のほか、地区居住者等による防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互の支援等地区居住者等によって行われる防災活動を想定している。

○ 計画の提案

地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められることから、地区居住者等は共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を提案すること（以下「計画提案」とい

う。)ができる。

○ 計画提案の手続き

計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（事業所等法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に、地区防災計画の素案、計画提案を行うことができるものであることを証明する議案等を添えて、市町村防災会議に提出するよう規定する方向で検討している。

○ 市町村防災会議における必要性の判断

市町村防災会議においては、計画提案の趣旨を踏まえ、地区居住者等からの発意を積極的に受け止めていく姿勢が望まれるものであり、計画提案が行われた場合には、添付された地区防災計画の素案の内容が市町村地域防災計画に抵触する場合等を除き、当該計画提案で示された地区居住者等の自発的な防災活動の内容を最大限尊重し、各地区の特性を踏まえたうえで、市町村地域防災計画に当該地区防災計画を規定する必要性の有無を判断することを想定している。

○ 市町村地域防災計画への規定方法

地区防災計画を市町村地域防災計画に規定するに当たっては、市町村防災会議の判断で、規定された地区防災計画の素案をそのまま市町村地域防災計画の一部として規定する方法のほか、当該素案を踏まえて、その要素を市町村地域防災計画の中に規定することを想定している。

第4 事業所等の自主防災体制の充実・強化

事業所等は、平常時から災害予防に万全を期すとともに、災害発生時においては、被害を最小限に食い止め、利用者や従業員の安全を守るため、迅速かつ的確な対応を図る。

また、地域の一員として、災害対策に協力できる体制を整える。

第3節 ボランティアの受入体制の整備

災害時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないとこの善意が効果的に生かされない。ボランティア活動の独自の領域に留意しつつ、これを積極的に位置づけ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力のシステムを構築する。

第1 活動環境の整備

町は、災害に備えた避難所を指定する際に、災害救助ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供の方策等についても配慮する。

第2 ボランティアの養成等

町は、社会福祉協議会が行うボランティア事業等を通じ、次のことを行う。

- (1) 町広報誌等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害救助ボランティアの養成・登録を促進する。その際は、個人、グループの別、手話通訳、介護福祉士などの専門技能の有無、希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に実施することができるよう、その中核となるボランティアリーダーや、災害時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネーターの養成・登録を行う。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア団体相互の連絡体制等ネットワーク化を図る。
- (5) 安心してボランティアが活動することができるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

第4節 企業等の防災活動の促進

第1 企業等における措置

企業等は、以下に示す災害時の果たすべき役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、事業継続上の取り組みを継続的に実施する事業継続マネジメント（BCM）の構築などの防災活動の推進に努める。

1 生命の安全確保

顧客等、不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に従業員等業務に携わる者の安全を確保する。

2 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、毒劇物・危険物等の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

3 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは、早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておく。

4 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も

早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を生かした活動が望まれる。また、平常時からこれらの主体との連携を密にしておくことも望まれる。

第2 町及び長島町商工会等における措置

1 事業継続計画（BCP）の策定促進

町及び長島町商工会等は、企業等のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性を積極的に啓発し、事業継続計画（BCP）の策定を促進するとともに、策定のための想定リスクの参考のため、被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

2 相談体制の整備

町及び長島町商工会等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。

また、企業等を地域コミュニティの一員ととらえ、平常時から地域の防災訓練への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

第5節 防災訓練

災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、町と防災関係機関、住民等の連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と防災意識の高揚を図ることを目的として、継続的、計画的な防災訓練を実施する。

第1 総合防災訓練

- (1) 長島町総合防災訓練の実施時期は、原則として防災の日（9月1日）または、防災週間（8月30日～9月5日）の前後とする。
- (2) 災害発生後の災害応急対策の実施を内容に盛り込んだ訓練を、年1回以上実施するよう努める。
- (3) 県その他の防災関係機関、各種団体、民間企業等、ボランティア団体及び要配慮者など多様な主体の参画に努める。
- (4) 相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な訓練を実施する。
- (5) 災害の想定にあたっては、最大クラスの震度や津波及び到達時間などを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行う。
- (6) 人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練など、実際の判断・行動を伴う訓練を実施するよう努める。
- (7) 必要に応じハザードマップを活用する。
- (8) 訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、次回訓練に生かすとともに、必要に応じて各種マニュアルや体制等の改善を行う。

第2 個別の防災訓練

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別の防災訓練を段階的、定期的を実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、次回訓練に生かすとともに、必要に応じて各種マニュアルや体制等の改善を行う。

第3 防災訓練に関する普及啓発

総合防災訓練や個別の防災訓練の参加者となる住民等に対して、町広報誌などの各種媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

第4 自主防災組織による訓練への支援

町は、自主防災組織等が主体となって実施する防災訓練について、積極的に協力、支援し、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第6節 業務継続

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努める。

第1 業務継続計画の内容

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

第2 町の業務継続計画

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各課の機能を維持し、被害の影響を最小にとどめられるよう、業務継続計画の策定に努める。

また、業務継続の訓練の実施、業務継続計画の維持管理・継続的な改善に努める。

- (1) 業務継続計画は、特定の災害を想定せず、また、広域的な長期の停電や庁舎の被災、職員の被災による参集の可能性など、行政機関の業務に不可欠な要素・資源にも甚大な被害を受けることを前提として、オールハザードの想定で構築する。
- (2) できるところから全力で復旧するのではなく、事前に重要業務を選定し、その業務のプロセスを明確にして、目標となる復旧時間・復旧レベルを決定する。

第3 企業等の事業継続計画等との整合

企業等の事業継続計画（BCP）が有効に機能するためには、前提や与件となる町の業務継続計画が適切に策定され、相互が整合的なことが必要となる。

また、町や企業等、地域コミュニティ、学校や病院、家庭などが継続し、適切な形で地域の復旧・復興を果たすため、各組織が連携して地域の重要機能を維持する必要がある。

このため、地域継続計画（DCP、あるいは町地域継続計画という。）の作成に努め、事前に合意形成を図り被害軽減方針を決定し、発災直後から各組織が戦略的に行動できるようにしておく。

第7節 火災予防対策

町は、火災の同時多発等による被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及啓発及び消防体制の充実強化を図る。

第1 建築物の防火対策

公共建築物は原則として耐火建築とし、町は、その他の建築物についても、不燃及び耐火建築の推進を指導する。

消防機関は、病院、旅館、福祉施設等の防火対象物に対し、防火管理者の選任・届出、消防計画の作成、避難・消火・通報訓練の実施、消防用設備等の設置及び適切な維持管理、防火性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

また、防火対象物や危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反している施設に対しては、改善の指導勧告を行い、悪質なものには、改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

さらに、一般家庭に対しても、火災予防運動・特別警戒機関等を利用し、住宅防火診断等を実施して、火災予防条例等の周知徹底を図る。

第2 防火思想の普及

消防機関は、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具及び消火用の水の確保など普及徹底を図るとともに、これらの器具の取り扱い方を指導し、パンフレット、広報誌等の刊行物や火災予防運動などの火災予防に関する諸行事や町主催行事などを通じて火災予防、初期消火活動の重要性を認識させ、初期消火の徹底を図る。

また、火災予防の知識を習得させ、地域、学校及び家庭における防火防災意識の高揚を図るため、女性防火クラブや少年消防クラブ等の育成指導に努める。

第3 消防体制の充実強化

町は、「消防力の整備指針」により、消防機械機具、消防拠点施設等の充実を図るとともに、「消防水利の基準」に基づき、木造家屋密集地、避難場所等優先順位

を考慮して耐震性貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水等の自然水利、プール、ため池等の活用など消防水利の多様化を図る。

また、地域社会の安全を確保し、大規模災害に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流活動及び文化教養等研修活動を実施するなどして、その活動の活性化を図る。

消防機関は、震災時に具体的に実施すべき活動や事前に準備しておくべき予防計画の内容などを詳細に明示した「消防計画」を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

第 8 節 危険物施設等対策

災害による危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒・劇物施設、放射線使用施設での被害を軽減するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立を図る。

第 1 県、町及び阿久根地区消防組合による措置

県及び阿久根地区消防組合は、危険物施設の位置、構造、設備及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、町及び阿久根地区消防組合は、危険物施設において危険物の取扱いに従事する危険物取扱者に対し、県が行う取扱いの保安に関する講習への参加を促し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

第 2 危険物施設管理者等における措置

1 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、消防法第 12 条（施設の基準維持義務）、第 14 条の 3 の 2（定期点検義務）等の基準を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

2 屋外タンクの耐震性の強化

特定及び準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者及び占有者は、当該タンクの基礎、地盤及びタンク本体の構造が危険物関係法令に定められた耐震性に関する基準に適合するよう、必要な改修、補修等を実施し、耐震性の強化に努める。

3 自主防災体制の確立

事業所の所有者、管理者及び占有者は、消防法第 14 条の 2 の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、毎年 6 月全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

4 保安教育等

事業所の所有者、管理者及び占有者または危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保何管理体制の向上を図るため、消防器南東と連携し、講習会・研修会等の保安教育を実施する。

5 事業所の協力体制の確率

危険物を取り扱う事業所が集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

第3 高圧ガス対策

町及び阿久根地区消防組合は、火災予防上の観点から事業所等の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規定の策定、保安教育計画の策定などによる自主保安体制の確立に努める。また、事業所等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、県知事又は警察に届ける。

第4 毒劇物対策

町及び阿久根地区消防組合は、火災予防上の観点から事業所等の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立など適切な指導を行う。

また、事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者による危険防止のための教育の実施などによる自主保安体制の確立を図る。また、毒劇物が飛散する等により不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、ただちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

第9節 土砂災害対策

土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険個所の把握、土砂災害警戒情報等の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備を図る。

第1 災害危険個所等の把握及び周知徹底

災害危険個所及び土砂災害警戒区域について、本計画に掲載するとともに、広報誌、リーフレット等により地域住民に周知徹底し、土砂災害全般に関する知識、危険個所の性質、土地の保全義務、前兆現象等について啓発し、適正な土地利用を図る。

また、災害危険個所のうち、優先度の高い個所から関係住民の理解と協力を得ながら、県に働きかけるなど、順次土砂災害警戒区域等の指定を推進するとともに、

土砂災害防止施設の整備など災害予防上必要な措置を取る。

第2 各種防災事業の総合的かつ計画的な実施

町は、土砂災害を防止、又は被害の拡大を防止するため、治山対策事業、砂防対策事業及び農地防災対策事業を、他事業との調整を図りながら、総合的かつ計画的に実施する。また、河川やため池等が決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、計画的な整備や減災対策にも努める。

第10節 避難対策

災害発生時又は災害が発生するおそれがある場合に、町民の生命を守るため、緊急避難場所や指定避難所、避難路の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全確保に努める。

また、急速な高齢化や住民のライフスタイルの変化に伴い、災害発生時には要配慮者への特別な配慮や支援が重要であり、町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図る。

第1 避難場所の確保

1 指定避難所の確保

町は、住民の生命、身体の安全を確保するため、次の基準により指定避難場所を選定し、確保する。

- (1) 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とする。
- (2) 要避難地区の全ての住民（昼間人口も考慮する。）が収容できるよう配置する。
- (3) 大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (4) 土砂災害警戒区域外。
- (5) 地区分けをする場合においては、行政区単位を原則とするが、主要道路、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。
- (6) 要配慮者に配慮した避難所を確保するとともに、旅館等の借り上げによる多様な避難所を確保する。

2 指定緊急避難場所の確保

町は、身を守るための緊急に避難する場所、又は指定避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所、並びにボランティア等の救援活動の拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭含む）、公共空地などを指定緊急避難場所（一時避難場所）として確保する。

なお、海に通ずる堰、沢等を渡る場所ではないことを条件とし、住民が短時間で避難できる場所で、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては、指定避難所と同様の取扱いとする。

第2 避難所の整備

避難者が一定期間滞在する避難所について、一定の生活環境が確保されるなど、内閣府令で定める基準に適合するものを指定避難所としてあらかじめ整備及び指定する。

なお、指定避難所の整備にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な資機材等の備蓄を図る。

1 指定避難所の配置

町は、被災者が最寄りの指定避難場所等へ避難できるよう、必要に応じて行政界を超えての避難を考慮して整備していく。

2 指定避難所の指定・整備

- (1) 町は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場所であることに鑑み、円滑な救助活動を実施し、また、一定の生活環境を確保する観点から、学校などの住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定する。
- (2) 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して背且つできる体制を整備した福祉避難所を選定する。
- (3) 避難所の指定にあたっては、原則として防災関係機関、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集積拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しない。

また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録する必要がある。

3 避難所での必要なスペース

町は、避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保する。

《1人当たりの必要占有面積》

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1 m ² /人 | 発災直後の一時避難段階で座った状態程度の専有面積 |
| 2 m ² /人 | 緊急対応初期の段階での就寝可能な専有面積 |
| 3 m ² /人 | 避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積 |

4 指定避難所の設備

町は、高齢者や障害者の利用を考慮し、避難生活を送るスペースについてバリアフリー化を推進する。

また、避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

さらに、緊急時に有効な情報受発信手段(防災行政無線、電話、ファクシミリ、テレビ、パソコン、携帯ラジオ等)、運営事務機能(コピー機、パソコン等)及び非常電源設備や灯光器などの設備を、日頃から指定避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておく。

5 避難所の管理・運営

避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されることから、避難所の運営にあっては、「長島町避難所管理運営マニュアル」などを活用して、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図る。

6 避難所等の指定

長島町の指定緊急避難場所及び指定避難所は、資料 1 2 のとおりである。

第 3 避難路の整備

1 避難路の整備

町は、市街地の状況に応じて、住民が徒歩で確実かつ安全に避難所等へ避難できるような次の事項に留意して避難路を選定し確保しておく

- (1) 避難路はおおむね 8～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設が無いものとする。
- (2) 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がない道路とする。
- (3) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (4) 津波や浸水等の危険のない道路とする。

2 避難路の通行確保

町は、阿久根警察署、阿久根地区消防組合その他防災関係機関等と連携し、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努める。また、災害の発生に備え交通規制計画を定める。

第 4 避難所等の周知徹底

町は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所、指定避難所、避難路、災害危険個所等を明示した防災マップ、新水域等を明示した津波ハザードマップ、広報誌、リーフレット等を活用して広報活動を実施する。

1 避難所等の広報

町は、避難所等に関する次の事項について周知徹底する。

- (1) 緊急避難場所、指定避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、指定避難所の所在地
- (3) 避難地区分け
- (4) 緊急避難場所、指定避難所への経路
- (5) その他必要な事項

2 避難のための心得の周知徹底

町は、避難に関する心得について、住民に対する普及のための措置を講ずる。

- (1) 平常時の避難のための知識
- (2) 避難時における知識
- (3) 避難後の知識

2 避難場所等標識の設置

緊急避難場所，指定避難所の案内標識と合わせて，本町の地理に不案内な一時滞在者等を避難所等に誘導するため，避難所等周辺道路に誘導標識灯を設置する。

第5 避難計画

町は，災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を策定しておく。

1 避難計画

町の避難計画は，次の事項に留意して作成するとともに，自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努める。

- (1) 避難勧告等の発令基準及び伝達方法
- (2) 避難勧告等の発令対象区域（同一の避難行動をとるべき避難の単位）
- (3) 緊急避難場所，指定避難所の名称，所在地，対象地区及び対象人口
- (4) 緊急避難場所，指定避難所への経路，誘導方法
- (5) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ① 給水措置
 - ② 給食措置
 - ③ 毛布，寝具等の支給
 - ④ 衣料，日用必需品の支給
 - ⑤ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難所の管理に関する事項
 - ① 避難収容中の秩序保持
 - ② 避難者に対する災害情報の伝達
 - ③ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - ④ 避難者に対する各種相談業務
- (7) 災害時における広報

2 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校，保育園，病院等防災上重要な施設の管理者は，次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成して，関係職員等に周知徹底を図ると同時に，訓練等を実施することで避難の万全を期す。

- (1) 学校においては，それぞれの地域の特性等を考慮したうえで，想定される被害の状況に応じた対応ができるよう，避難場所，経路，時期及び誘導並びにその指示伝達方法を定める。
- (2) 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて，学校及び教育行政機関においては，避難場所等の選定，収容施設の確保及び保健・衛生，給食等の実施方法について定める。
- (3) 病院において，患者をほかの医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合において，収容施設の確保，移送の方法，保健・衛生，入院患者に対する実施方法等について定める。

第6 要配慮者対策

町は、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者・障害者団体等福祉関係者等と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定など、要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

1 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町との連携のもと、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

(2) 施設の耐震対策

施設管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。

(3) 緊急連絡体制

町及び施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(4) 防災教育・防災訓練

町及び施設管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 防災備品等の整備

施設管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

2 在宅の要配慮者対策

(1) 緊急警報システム等の整備

町は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システム等の整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(2) 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、自主防災組織やボランティア組織、国・県及び地方公共団体等と応援協力体制の確立に努める。

(3) 防災教育・防災訓練

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

3 避難行動要支援者対策

町は、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、町地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、「長島町避難行動要支援者支援計画」として定める。

(1) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する支援が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報を把握する。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町関係部局及び県、民生委員等その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居住・電話番号その他連絡先・避難支援等を必要とする事由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した条件からあてはまらないものであっても、要配慮者が自ら名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応することとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

名簿に掲載されている避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(4) 避難支援関係者への事前の名簿の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難行動要支援者名簿に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を、あらかじめ町地域防災計画で定めておく。

また、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏えい防止の措置を求めるなど、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について町地域防災計画であらかじめ定めておく。

(5) 名簿提供等への理解

町は、避難行動要支援者本人への郵送や戸別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。

第7 外国人等に対する対策

町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な避難行動がとれるよう、避難所や避難経路の標識等を簡明且つ効果的なものとし、多言語化を推進する、多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する、外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図る、など、防災環境づくりに努める。

第8 帰宅困難者対策

がけ崩れや道路の損壊等により帰宅困難者が発生する可能性があることから、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、必要な物資備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

第11節 医療・救護対策

大規模災害発生時の医療救護需要は、極めて多量に発生し、かつ、即応体制が要求されることとなるため、町は、応急医療体制の整備の重要性を鑑み、初期医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画を定めておく。

第1 初期医療体制の整備

1 救護所設置場所の事前指定

本町は、救急指定病院・災害拠点病院が存在せず、災害の発生により黒ノ瀬戸大橋が通行途絶となった場合には、初期医療が極めて困難な状況となることから、出水郡医師会による医療チーム、県内 DMAT、日本赤十字医療チームなどの派遣に頼らざるを得ない状況であり、救護所を設置し、初期医療体制を確立する必要がある。このことから、あらかじめ救護所の設置候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図っておく。

2 自主救護体制の確立

救護班の編成について出水郡医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や救護班の活動支援について、町内全地域で普通救命講習を実施するなど、自主救護体制の確立を図る。

3 救急搬送体制

災害時の救急搬送について、阿久根地区消防組合との連携に努める。
また、本町の実情から、ヘリコプターによる救急搬送が有効であることから、ヘリポートの整備を推進する。

4 医療・救護機能の確保

医療機関の保有する施設・設備について、停電でも利用可能となるよう自家発電設備等の整備に努める。
また、医療機関の耐震化を計画的に進めるとともに、水の優先的な供給等、ライフラインの確保について協定を締結するなどの取組を推進する。

第2 後方医療体制の整備

災害時に同時多数の人命救助・医療救護を可能とするため、症状の程度により治療の優先度を判断（トリアージ）し、その負傷の程度に応じた医療機関への搬送等、県及び医療機関との連絡体制を強化する。

第3 医薬品の確保

医療・助産の実施に必要な医薬品・衛生材料等は、原則として町内の医療機関に備蓄されているもののほか、薬局・薬店から調達する。ただし、町内で調達不可能な場合は、必要に応じて県へ調達の協力を要請する。

第12節 災害時受援計画の作成

東日本大震災や熊本地震災害で不幸にも現実化したように、市町村には、たとえ災害で庁舎などの活動の拠点を失っても、たとえ市町村長が命を失うことがあっても、被災した住民や地域社会を守るために必要な大量の業務（業務継続計画に定める非常時優先業務）の迅速な遂行が求められる。災害の規模が大きくなるほど、町の持つ資源だけで業務を遂行することは困難となり、業務の緊急性に応じていくためには、県、国の各省庁、他の都道府県・市町村、企業、NPO 組織、ボランティア組織、住民組織などからの支援を迅速に得ることが欠かせなくなる。

人的・物的支援の受入れ（受援）を迅速・的確に行うため、県災害時受援計画や「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（内閣府（防災担当）、平成 29 年 3 月）等を参考にして、受援の窓口、手続き、体制を明確化した実効性のある災害時受援計画を作成する。

参考（人的支援の受入れを考慮すべき業務と時期の目安）

業務の内容	初動期 (発災～1週間)	応急対応期 (1週間～1ヶ月)	復旧復興期 (1ヶ月経過後)
災害対策本部の運営関係業務 ◆ 本部会議・本部室の運営・助言 ◆ 受援の調整・助言 ◆ 住民への広報(臨時広報紙の作成、配布等)等			
避難所関係業務（車中や自宅等での避難者を含む） ◆ 運営支援・助言 ◆ 応急給水（給水車、給水要員） ◆ 健康対策（保健師、管理栄養士等） ◆ 心のケア(DPAT) 等			
避難行動要支援者関係業務 ◆ 福祉避難所の運営支援・助言 ◆ 健康対策（保健師等）			
外国人対策業務 ◆ 情報伝達・広報（通訳等）			
物資関係業務 ◆ 物資仕分け、集積・配送拠点の運営支援等			
危険度判定関係 ◆ 被災建築物応急危険度判定（判定士） ◆ 被災宅地危険度判定（判定士）			
罹災証明業務、住家被害認定調査業務 ◆ 住家被害認定調査			

◆ 罹災証明書の発行			
被災者生活再建支援関係業務 ◆ 税等の減免 ◆ 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等 ◆ 被災者生活再建支援金の支給			
応急仮設住宅の建設・確保・運営関係業務 ◆ 応急仮設住宅の建設 ◆ みなし仮設住宅の確保、運営			
災害廃棄物関係業務 ◆ 仮置場での分別指導、処理委託事務等			
学校関係業務（教諭、養護教諭） ◆ カウンセリングによる児童生徒の心のケア等			
文化財保全業務（学芸員） ◆ 文化財の被害調査等			
動物救護関係業務（獣医師） ◆ 救護センターでの被災ペット受入れ等			
社会基盤施設復旧業務（土木・建築・農業職員） ◆ 道路、橋梁、河川、砂防、農地、農業用施設等			

（参考）『熊本地震に係る広域応援検証・評価について[最終報告]』九州地方知事会事務局熊本地震に係る広域応援検証・評価チーム、平成 29 年 5 月 を参考に作成。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1 組織体制の確立

1 応急対策組織の設置・廃止の基準

迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、災害時には以下の応急対策組織を編成する。

(1) 設置基準

体 制	災 害 事 象	主な対応
A 注意体制 (配備基準：注意配備) 責 任 者；総務課長 副責任者 ；総務課長補佐	・鹿児島地方気象台が薩摩地方（薩摩地方北部）に気象警報を発表したとき ・その他総務課長が必要と認めたとき	・情報の収集・伝達（第2節 第1）
B 災害警戒本部体制 (配備基準：警戒配備) 本 部 長；副町長 副本部長；総務課長	・気象警報が発表されている場合で、県防災行政無線等の情報を勘案し、被害が発生するおそれがあると総務課長が認めたとき ・軽微な被害が発生し総務課長が必要と認めたとき	・情報の収集・伝達（第2節 第1） ・警戒活動（第2節 第2） ・避難（第2節 第3） ・水防活動（第2節 第4）
C 災害対策本部体制 (配備基準：非常配備) 本 部 長；町長 副本部長；副町長 本 部 付；教育長	・気象警報が発表されている場合で、県防災行政無線等の情報を勘案し、甚大な被害が発生するおそれがあると町長が認めたとき ・台風の通過により薩摩地方が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予想されるとき ・その他災害による被害が発生し、町長が必要と認めたとき	・情報の収集・伝達（第2節 第1） ・警戒活動（第2節 第2） ・避難（第2節 第3） ＊各避難所に職員配置 ・水防活動（第2節 第4） ・災害対策調整会議の開催 ・その他被害状況に対応した活動

(2) 体制の変更（拡大・縮小）・廃止基準

以下の場合、(1)の体制を変更（拡大・縮小）又は廃止する。

- a さらに強力に災害応急対策を進める必要があるとき
- b 災害の危険性がなくなったとき
- c 災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき

2 意思決定（職務の代理）

災害応急対策に係る意思決定は、災害対策基本法等に基づき町長（災害対策本部本部長）が行う。町長が不在等の場合で意思決定を行えない場合は、副町長，教育長，総務課長の順にその職務を代理する。

3 応急対策組織の設置

(1) 組織体制及び動員配備に係る意思決定

○雨量、水位、気象警報等情報の収集：総務課

「第2節 第1」参照

○応急対策組織の設置基準に基づく組織体制の検討：総務課長、総務課

○事務レベルでの組織体制及び動員配備に係る意思決定：総務課長

※この段階での意思決定の遅れがその後の避難活動等の困難を招きかねないので、安全側に立った早め早めの意思決定を行う。特に、災害対策本部は、被害が発生した後ではなく、被害発生のおそれがある場合に設置

◇災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合

○町長決裁

○副町長、教育長への伝達及び動員配備基準(第2参照)に基づく職員の動員：総務課長、総務課

※勤務時間外の場合は防災行政無線若しくは電話を通じて動員する。

(2) 災害対策本部スペースの確保

災害対策本部を設置する場合、以下のスペースを確保する。所定の場所に設置できない場合は、被災を免れた最寄りの公共施設等に設置する。

実線枠のスペース：災害対策本部を設置する場合必ず確保する。

点線枠のスペース：状況に応じて確保する。

本部会議室：町役場

※本部会議及び災害対策調整会議開催のためのスペース。代替施設：町消防団本部

本 部 室：町役場

※情報の集約及び活動の全体調整のためのスペース。

※被害状況整理のための地図、ボード等を配置。

※電話、県防災行政無線等通信設備を配置。

※町民等からの通報受付専用電話を配置。

※入口に「長島町災害対策本部」の掲示を行う（掲示は役場玄関にも行う）。

代替施設：町消防団本部

指江庁舎連絡室：指江庁舎

※旧長島町管内の情報を集約するためのスペース。

応援調整室：町役場

※自衛隊等応援機関との活動調整を行うためのスペース。

プレスルーム：町役場

※記者発表を行うためのスペース。

応援機関事務室：町役場

※自衛隊等応援機関が事務を執るためのスペース。

報道機関詰め所：町役場

※報道機関が待機等を行うためのスペース。

**町災害ボランティアセンター
：町社会福祉協議会**

※災害ボランティアの受け入れ及び活動調整等を行うスペース。

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置した場合、総務対策部は直ちにその旨を以下の機関等に通知・公表する。

通知・公表先	通知・公表の方法	電話／FAX 番号
鹿児島県危機管理局 危機管理防災課	県防災行政無線、電話、FAX	防災無線 2113 無線 FAX 838/840 電話 099-286-2256 FAX 099-286-5519
消防本部 阿久根消防署 東分遣所 長島分遣所	使送、県防災行政無線、電話、FAX	東分遣所 電話 86-0119 FAX 86-0399 長島分遣所 電話 88-5333 FAX 88-5522
阿久根警察署	県防災行政無線、電話、FAX	電話 0996-73-0110 FAX 0996-72-4873 鷹巣駐在所 86-0004 指江駐在所 88-5008 川床駐在所 87-0046 平尾駐在所 88-2163
出水地域振興連絡協議会 (事務局 出水保健所)	電話、FAX	電話 63-3111 FAX 63-1114
町民	町防災行政無線（同報系）	－

(注) 国（消防庁）へは、県に連絡できない場合通知する。

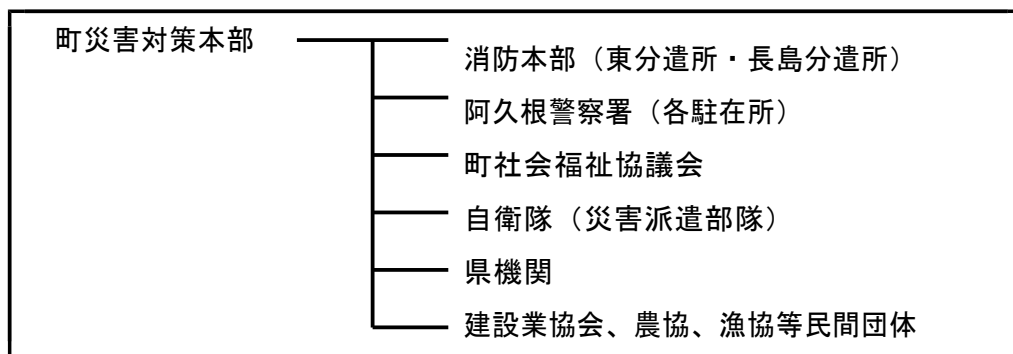
電話番号 : 03-5253-7526 (防災情報室) 03-5253-7777 (宿直室)

FAX 番号 : 03-5253-7536 (防災情報室) 03-5253-7553 (宿直室)

(4) 防災関係機関等との調整（災害対策調整会議）

災害対策本部を設置した場合、防災関係機関及び民間団体との間の連絡調整を図るため、災害対策調整会議を原則として毎朝夕開催する。

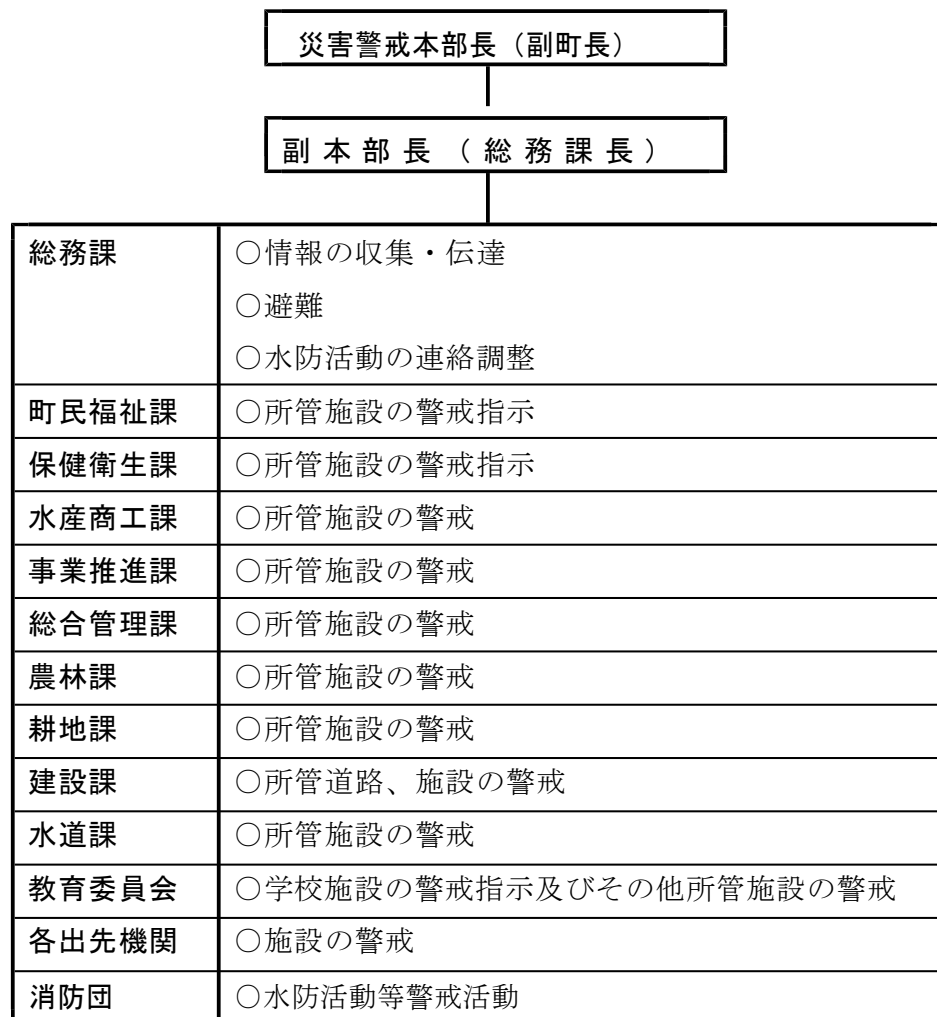
災害対策調整会議の庶務は、総務対策部が処理する。



4 応急対策組織の編成及び事務分掌

（１）災害警戒本部

災害警戒本部の編成及び事務分掌は以下を標準とし、災害の状況に応じて調整するものとする。



（２）災害対策本部

災害対策本部の組織及び事務分掌は、それぞれ（３）、（４）のとおりとし、各々の役割の概要は以下のとおりである。

- ア 本部長（町長） 本部を総括し、職員を指揮監督する。
- イ 副本部長（副町長） 本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- ウ 本部付（教育長） 本部長を補佐し、本部長及び副本部長に事故あるとき、又は欠けたときにその職務を代行する。
- エ 本部会議

本部長、副本部長、本部付及び本部員（各課長等）でもって組織し、応急対策の重要事項について適時協議・調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、総務対策部が処理する。

○本部会議での主な協議事項

- ・ 応急対策の基本方針に関すること
- ・ 動員配備体制に関すること
- ・ 避難勧告・指示、警戒区域の設定に関すること
- ・ 各対策部間の調整事項の指示に関すること
- ・ 自衛隊の災害派遣に関すること
- ・ 県、防災関係機関及び民間団体との連絡調整に関すること
- ・ 他市町村等への応援要請に関すること
- ・ その他災害発生の防御又は拡大の防止に関すること

- オ 本部室 当該災害の総括的窓口として本部室を設置する。本部室の庶務は総務対策部が処理することとし、以下を参考にして災害の状況に応じて編成する。必要な場合は各対策部の要員を動員する。

○本部室の構成

- ・ 総合調整チーム：応急対策活動全般の調整、応援要請等
- ・ 電話受付チーム：町民等からの電話受付
- ・ 情報処理チーム：情報の整理、県への災害報告資料、情報共有化のための資料（地図）の作成等
- ・ 広報チーム：町民、報道機関への広報等
- ・ 人的支援受入れチーム：他市町村等からの人的支援の受入れ
- ・ 災害救助法チーム：災害救助法適用の場合の事務
- ・ 本部連絡員：各対策部への連絡

- カ 現地災害対策本部 被害激甚な地区に必要なに応じて設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。要員配備については本部長（町長）がその都度指示する。

- キ 各対策部

（４）の分掌事務に則って災害応急対策を遂行する。

- ク 町災害ボランティアセンター

ボランティアの受入れ及び活動調整を図るため町社会福祉協議会に設置する。

（第７参照）

資料２ 長島町災害対策本部条例

(3) 災害対策本部の組織図

* 別ファイル

(4) 事務分掌

* 別ファイル

第2 動員配備

1 動員配備基準

災害時の動員配備基準は原則として以下のとおりである。なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

○：所属員全員を動員し災害応急対策業務に従事させる。

◇：あらかじめ指名した職員を動員し災害対策業務に従事させる。

＊：各所属において別に定める。

資料6 長島町職員動員配備表

体 制		注意体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制
要 員		注意配備	警戒配備	非常配備
本部長（町長）		—	—	○
副本部長（副町長）		—	○	○
本部分（教育長）		—	—	○
本 部 員	総務課長	○	○	○
	企画財政課長	—	—	○
	税務課長	—	—	○
	会計課長	—	—	○
	町民保健課長	—	○	○
	福祉事務所長	—	○	○
	介護環境課長	—	—	○
	水産商工課長	—	○	○
	景観推進課長	—	—	○
	地方創生課長	—	—	○
	総合管理課長	—	○	○
	建設課長	—	○	○
	水道課長	—	—	○
	農林課長	—	—	○
	耕地課長	—	—	○
	教育総務課長	—	○	○
	学校教育課長	—	—	○
	社会教育課長	—	—	○
	議会事務局長	—	—	○
	農業委員会事務局長	—	—	○
	消防団長	—	○	○

体制 要員	注意体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制
	注意配備	警戒配備	非常配備
総務課	◇	◇	○
企画財政課	—	◇	○
税務課	—	—	○
会計課	—	—	○
町民保健課	—	◇	○
福祉事務所	—	◇	○
介護環境課	—	—	○
水産商工課	—	◇	○
景観推進課	—	—	○
地方創生課	—	—	○
総合管理課	—	◇	○
建設課	—	◇	○
水道課	—	◇	○
農林課	—	—	○
耕地課	—	—	○
教育総務課	—	◇	○
学校教育課	—	—	○
社会教育課	—	—	○
議会事務局	—	—	○
農業委員会事務局	—	—	○
小中学校	—	◇	○
出先機関	—	◇	○
消防団	—	*	○

2 動員配備の伝達

(1) 勤務時間内

総務対策部（災害対策本部設置にいたらない場合は総務課）は、災害対策本部体制（災害警戒本部体制）をとった場合、庁内放送及び加入電話により庁内各課等に伝達する。出先機関・教育機関を所管する各対策部（本部設置にいたらない場合は各課等）は、加入電話等により出先機関・教育機関職員に伝達する。

(2) 勤務時間外（休日・夜間）

ア 注意体制（注意配備） 総務課は、非常連絡網により関係職員に伝達する。

イ 災害警戒本部体制（警戒配備）

総務課長は、町長の決裁を受け、非常連絡網により関係職員に伝達する。なお、以下の場合、関係職員は伝達がなくても自主的に参集し総務課長の指示を受ける。

○《関係職員》伝達がない場合でも自主参集する場合

- ・テレビ、ラジオを通じて鹿児島県薩摩地方予報区（薩摩地方北部）に気象警報が発表され、災害発生のおそれがあると自ら判断したとき

※参集場所

各所属に参集する。

ウ 災害対策本部体制（非常配備）

総務対策部長は、本部長（町長）の決裁を受け、町防災行政無線（同報系）により全職員に伝達する。

※参集場所

各所属に参集する。道路の不通等により所定の場所に参集できない場合は、最寄りの避難所に参集する。

3 職員の服務

町職員は、災害警戒本部又は災害対策本部が設置された場合、災害応急対策要員として災害応急対策業務に従事し、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 災害に関する情報及び総務対策部（総務課）からの情報に注意しなければならない。
- ② 正規の勤務時間が終了しても、総務対策部（総務課）からの指示があるまで退庁及び持ち場を離れてはならない。
- ③ 勤務時間外に参集する場合、職員は以下の点に留意する。

a. 参集途上での被害状況の観察

被害状況（土砂災害の発生、河川の増水、道路や橋梁の被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険と判断した場合は、登庁後直ちに総務対策部に報告する。

b. 参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、周囲の人に総務対策部への連絡を依頼する。

c. 服装等

活動に適した服装とし、手拭い、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具をできる限り携帯するものとする。

d. その他

家族の負傷等で参集が困難な場合は、可能な限り総務対策部又は所属長に連絡する。

4 要員配備の調整

(1) 各対策部の要員配備の調整

総務対策部が全体の活動状況を把握し、要員の調整が必要と判断した場合、本部会議に諮り、要員の調整を行う。なお、時間的余裕がない場合は、本部長（町長）の専決とすることができる。

(2) 現地災害対策本部設置時の要員配備の調整

現地災害対策本部を設置する場合、総務対策部が本部長（町長）の指示により、各対策部との間で要員配備の調整を行う。

5 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、家族の被災というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、総務対策部は、住民対策部と連携し、県等の協力を得て健康診断の実施や職員用救護所を設置するなどして職員の健康管理（精神保健対策（心のケア）を含む。）に努める。

第3 情報通信手段の確保

1 各班及び消防団との通信

町各対策部及び消防団との無線通信手段としては町防災行政無線（移動系）があり、各対策部及び消防団は、一般電話等が使用できない場合これを用いて情報伝達を行う。総務対策部は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

資料 1 1 町防災行政無線の現況

2 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

（1）県防災行政無線

県との無線通信手段としては県防災行政無線があり、各対策部はこれを適切に活用して情報伝達を図る。

（2）災害時優先電話

本町では、現在、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTT西日本㈱から指定を受けているこれらの電話は、回線輻輳時においても比較的にかかりやすい措置が講じられている。各対策部は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、この電話を活用し適切な情報伝達を行う。なお、効果的な利用を図るため、これらの電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

（3）消防無線電話

分遣所の消防無線電話を利用し、移動無線局、携帯無線等を通じ、消防組合内の通信を行う。

（4）警察の通信設備の利用

各対策部は、通常の通信手段が使用できない場合には、総務対策部を通じて災害対策基本法（第57条、第79条）等に基づき、警察の通信設備の利用を要請する。総務対策部は、その利用を阿久根警察署（各駐在所）に要請する。

（5）孤立防止対策用衛星電話

孤立防止対策用衛星電話から通話する場合は、孤立防止対策用衛星電話の送受信器をはずし、相手番号をダイヤルする。

（6）非常通信

通常の通信手段が使用できない場合には、電波法の規定に基づき鹿児島地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

（7）アマチュア無線

加入電話が使えないなど、通信手段が麻痺した場合は、アマチュア無線局に対して協力を求め、情報伝達を図る。

(8) 自衛隊の通信支援

上記をもってしても通信手段の確保に支障がある場合は、自衛隊に通信支援を要請する。

【NTT西日本（株）公衆電話】

NTT西日本（株）公衆電話は優先電話とされており、災害時にも比較的通話が確保される。災害の規模によっては停電時において無料化の措置もとられ、グリーンのアナログ公衆電話（緑公衆電話）なら緊急ボタンの押し下げ又はコインの投入（通話後コインは返却される）で通話が可能となる。必要な場合は、公衆電話も活用して通信を行うものとする。

停電時における公衆電話の無料化措置は、平成7年の阪神・淡路大震災の際に停電のためテレホンカードが使用できなくなったり、金庫にコインが一杯となり公衆電話が使用できなくなるなどの事態が発生したことを教訓に、NTT西日本（株）によってとられることとなった。

3 町から町民への情報伝達

(1) 町防災行政無線（同報系）

町から一般町民への情報伝達手段としては町防災行政無線（同報系）があり、各対策部はこれを用いた町民への情報伝達を積極的に行う。

(2) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、町防災行政無線（同報系）による伝達ができないか又は著しく困難な場合、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHK鹿児島放送局等に要請する。事態が逼迫している場合は、町から直接要請する。

テレビ難視聴地域においては、共聴施設の耐災害性強化等により、災害時における機能確保が図れるよう環境整備を推進する。

第 4 町内の公共的団体等との連携等

1 町内の公共的団体等との連携体制

災害発生時には、町内一丸となった対応が不可欠であることから、町内の公共的団体等に対して町が開催する「災害対策調整会議」（第 1 節参照。）への参加，協力を呼びかけ，この場で町からの要請事項の伝達や各団体からの要望事項の把握を行うなどして連携を図る。

◇町内の公共的団体等

町内の公共的団体等	電話番号	FAX 番号
鹿児島いずみ農業協同組合 東事業所	86-1211	86-1209
鹿児島いずみ農業協同組合 長島事業所	88-5555	88-5543
鹿児島いずみ農業協同組合 平尾出張所	88-2234	88-2234
鹿児島いずみ農業協同組合 川床出張所	87-0013	87-0013
東町漁業協同組合	86-1200	86-1202
北さつま漁業協同組合 長島支所	88-5005	88-6246
北薩農業共済組合長島地区出張所	86-0902	86-0904
長島地区森林組合	86-0028	86-2028
長島町商工会 本所	86-0209	86-1019
長島町商工会 指江支所	88-5132	88-6621
長島町社会福祉協議会 本所	86-0190	86-0951
長島町社会福祉協議会 指江支所	88-5867	88-5986

2 町内の公共的団体等への協力依頼

各対策部は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、町内の公共的団体等に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。

○依頼事項（例）

- ・炊き出し、給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）
- ・食料、物資の仕分・運搬・配布
- ・安否の確認
- ・避難所運営の支援
- ・広報紙、ビラの配布・貼付
- ・道路啓開 等

協力依頼は、「災害対策調整会議」の場で行うほか，必要な場合，各対策部が各々 関係する町内の公共的団体等に対して直接行うこととし，依頼を行った対策部はその 旨を逐次総務対策部に報告する。

町内の公共的団体等への協力依頼を行う場合，次の事項を示した上で依頼する。

- ・協力を必要とする理由
- ・従事場所
- ・作業内容
- ・人員
- ・従事時間
- ・集合場所
- ・その他参考となる事項

様式 2 町内の公共的団体等への協力依頼文書

3 人的公用負担（災害対策基本法第 65 条等）

町の地域に係る災害が発生し，又はまさに発生しようとしている場合において，応急措置を実施するため緊急の必要があると町長が認めるときは，町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災害対策基本法第 65 条）。手続き関係は総務対策部が処理するものとし，各対策部は必要な場合，総務対策部にその旨を申し出る。

4 労働者の雇用

労働者の雇用については，災害救助法の規定に基づき実施するものとし，総務対策部が一般人の中から公募する。賃金の支給等については災害救助法に基づくものとする。

○労働者雇用の範囲

- ・被災者の避難
- ・医療及び助産
- ・被災者の救出
- ・飲料水の供給
- ・救済用物資の整理、輸送及び配分
- ・遺体の搜索
- ・遺体の処理（埋葬を除く。）

第5 応援要請

1 他市町村への応援要請

本部長（町長）は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 67 条に基づき他の市町村長に対し次の事項を示して応援を求める。なお、本項の事務は、総務対策部が処理することとし、応援が必要と判断した各対策部は総務対策部にその旨を申し出る。

- ・被害の状況
- ・応援を求める理由
- ・応援を必要とする物資・資機材等の品名、数量
- ・応援を必要とする技術者等の職種別人員
- ・応援を必要とする場所、応援場所への経路、期間
- ・応援を必要とする活動内容
- ・その他応援に関し必要な事項

様式3 県、他自治体への応援要請関係文書

2 消防活動に係る応援要請

消防活動に係る応援要請については「第3節 第5 消火」に定める。

3 県への応援要請

（1）災害対策基本法第 68 条に基づく応援の要求

本部長（町長）は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。なお、本項の事務は、総務対策部が処理することとし、応援が必要と判断した各対策部は総務対策部にその旨を申し出る。

- ・災害の状況
- ・応援を要請する理由
- ・応援を要請する区域及び範囲又は内容
- ・応援を必要とする期間
- ・その他必要な事項

様式3 県、他自治体への応援要請関係文書

（2）自衛隊への災害派遣要請依頼

「第6 自衛隊の災害派遣要請依頼」参照。

（3）県防災ヘリコプターの応援要請（「第3節 第9 輸送手段の確保」参照）

本部長（町長）は、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することが

でき、かつ、その必要性が認められる場合、県に防災ヘリコプターの応援を要請する。
本項の事務は、総務対策部が処理することとし、応援が必要と判断した各対策部は総務対策部にその旨を申し出る。

○災害対策活動

- ・被害状況等の情報収集・伝達
- ・避難指示
- ・緊急輸送等

○火災防御活動

- ・空中消火
- ・消火資機材搬送等

○救助活動

- ・事故等による捜索・救助等

○救急活動

- ・傷病者の救急搬送
- ・転院搬送等

○その他

4 応援の受入れ

(1) 連絡体制の確保

応援を受け入れる場合、応援内容を所管する対策部は連絡責任者を指定し、総務対策部との連絡体制を確保する。

(2) 受入れ拠点の指定

総務対策部は、上記の応援を受け入れる場合、受入れ拠点を指定する。同時に、応援職員の宿舎を確保するよう努め、町で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保するものとする。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、総務対策部と各対策部の連絡責任者が窓口となって行う。

(4) 経費の負担

応援に要した費用の負担は、法令及び各協定の規定による。

5 職員の派遣要請・あっせん要請

(災害対策基本法第 29 条、第 30 条、地方自治法第 252 条の 17)

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のため町長等が必要があると認めたときには、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着眼したもので、主として短期間の身分異動を伴わない「応援」とは区別され、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

＜職員の派遣要請＞

- a 県知事，他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）
- b 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

＜職員の派遣のあっせん要求＞

- a 県知事に対する職員の派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

（２）手続き

各対策部からの要請を踏まえ，総務対策部が町長の決定を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせん要求を行う。費用等については，法に基づくものとする。

○職員の派遣要請の場合の記載事項

- ・派遣を要請する理由
- ・派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣について必要な事項

○職員の派遣のあっせん要求の場合の記載事項

- ・派遣のあっせんを求める理由
- ・派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ・派遣を必要とする期間
- ・派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6 自衛隊の災害派遣要請依頼

1 災害派遣要請依頼の基本方針

本部長（町長）は、災害が発生し、次の基準に該当すると認めた場合、県知事に対して自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

- a 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- b 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

2 災害派遣の活動内容及び関係対策班

区 分	活 動 内 容	関係対策部等
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	総務対策部
避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	総務対策部
遭難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	消防本部（東分遣所・長島分遣所）
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。	総務対策部
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。	消防本部（東分遣所・長島分遣所）

(つづき)

区 分	活 動 内 容	関係対策班等
道路又は水路の 啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。 「啓開」：障害を取り除いて切り開くこと	経済対策部
応急医療，救護 及び防疫	被災者に対し，応急医療，救護及び防疫を行うが，薬剤等は，関係機関の提供するものを使用するものとする。	住民対策部
人員及び物資の 緊急輸送	緊急患者，医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合において，航空機による輸送は，特に緊急を要すると認められるものについて行う。	総務対策部
炊飯及び給水	被災者に対し，炊飯及び給水を実施する。	経済対策部 水道対策部
救援物資の無償 貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき，被災者に対し救援物資を無償貸付し又は譲与する。	経済対策部
危険物の保安及 び除去	能力上可能なものについて火薬類，爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	消防本部（東分遣所 ・長島分遣所）
その他	その他臨機の必要に対し，自衛隊の能力で可能なものについては，所要の措置をとる。	総務対策部

3 災害派遣要請依頼の手続き

(1) 総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、総務対策部とする。

(2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた関係対策部は、総務対策部にその旨を伝達する。総務対策部は、本部長（町長）に伝達し、本部長は災害派遣要請の必要性を認めた場合、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式（県知事あて）」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送達する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

① 提出（連絡）先

災害派遣要請要求先		所 在 地	電話番号
担当部名	主管課		
鹿児島県危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2256（直通）
〃 総務部	人 事 課	〃	099-286-2045（直通）
〃 環境生活部	生活文化課	〃	099-286-2514（直通）
〃 保健福祉部	保健医療福祉課	〃	099-286-2656（直通）
〃 農政部	農 政 課	〃	099-286-3085（直通）
〃 土木部	監理用地課	〃	099-286-3483（直通）
〃 〃	河 川 課	〃	099-286-3586（直通）
〃 林務水産部	林務水産課	〃	099-286-3327（直通）
〃 商工観光労働部	商工政策課	〃	099-286-2925（直通）
〃 教育委員会	総 務 課	〃	099-286-5188（直通）
〃 出納室	会 計 課	〃	099-286-3765（直通）
〃 警察本部	警 備 課	〃	099-206-0110（直通）

（注）鹿児島県庁（代表） 099-286-2111

② 記載事項

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

なお、本部長（町長）が不在等の場合で連絡が取れないときは、副本部長（副町長）、本部付（教育長）、総務対策部長（総務課長）の順にその権限を代行する。

また、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛庁長官又は下表の部隊の長にその内容を通知する。この場合、本部長（町長）は速やかにその旨を県知事に通知する。（災害対策基本法第68条の2）

様式4 自衛隊への災害派遣要請関係文書（県知事あて）

◇自衛隊の通知場所（県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合）

自衛隊要請関係機関		所 在 地	電話番号
部 隊 名	主管課		
第12 普通科連隊	第3 科	霧島市国分福島2丁目4－14	0995-46-0350 内線 237 又は 302

4 災害派遣部隊の受入れ

（1）受入れ準備

総務対策部は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは、県及び派遣部隊との連絡責任者を指名するとともに、次の点に留意し派遣部隊の受入れに万全を期す。

ア 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に、駐車場について留意する（広さ、出入りの便を考慮する。）

イ 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

ウ 作業等に関しては、自衛隊指揮官及び県との間で十分協議し決定する。

エ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受入れに必要な準備をする。

オ 部隊等装備資材、食糧、燃料、衛生資材等を除く災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類を準備する。必要な資器材類の調達ができない場合において、派遣部隊が携行している材料、消耗品等を使用したときは、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。使用資器材の準備については、現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、できる限り事前に協議を行う。

自衛隊派遣ヘリポート及びベースキャンプ候補地

（ヘリポート）

発 着 場	所 在 地	設 置 (管理)者	連 絡 先	面 積 (㎡)	夜 間 照 明	備 考
長島町城川内運動場	城川内 873-3	町	町役場 86-1111 88-6500	14,450	有	
長島町鷹巣運動場	鷹巣 1924-3	町	町役場 86-1111	9,413	有	北側に山林 西側に校舎
片側港荷揚げ場	獅子島片側港埋立地	県	町役場 86-1111	5,728	無	北側に校舎 東側に山林住宅

(ベースキャンプ地)

場 所 名	所 在 地	設 置 (管理)者	連 絡 先	面 積 (㎡)	備 考
長島町城川内 運動場駐車場	城川内 873-3	町	町役場 86-1111 88-6500	2,057	
長島町鷹巣運 動場	鷹巣 1924-3	町	町役場 86-1111	9,413	
片 側 港 荷 揚 げ 場	獅子島片側港 埋立地	県	町役場 86-1111	5,728	

(2) 派遣部隊到着後の措置

総務対策部は、関係対策部と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに、災害対策調整会議（第1参照）を開催するなどして派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。また、派遣部隊の到着後及び必要に応じて活動状況を県に報告する。

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を本部長（町長）に通知しなければならないこととなっている。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の工作物の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項） また、

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を当該措置をとった場所を所管する警察署長に通知しなければならないこととなっている。

5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費，借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地，建物等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱，水道，電話料等
- ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備にかかるものを除く。）
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は，自衛隊と町が協議する。

第7 ボランティアとの連携

1 町災害ボランティアセンターの設置

災害対策本部を設置した場合、ボランティアとの連携を図るため、町社会福祉協議会は町災害ボランティアセンターを設置する。町災害ボランティアセンターを設置した場合、県社会福祉協議会、日赤鹿児島県支部等と連携してボランティア活動の調整等を行う。なお、医療ボランティア、砂防ボランティア（斜面判定）、応急危険度判定士等専門技能分野のボランティアについては、各々関係する対策部において応援要請、受入れ並びに活動の調整を行う。

町災害ボランティアセンターと町との連絡調整にあたっては、住民対策部が窓口となる。町は、町災害ボランティアセンターの円滑な運営を促進するため必要な支援を行う。

○町災害ボランティアセンターの主な機能

- a. 状況把握及び報告
被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供する。
- b. ボランティアの受入れ
ボランティア申出者を受け、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成する。
- c. ボランティア依頼の受付及び相談
被災住民等からのボランティア要請の受付窓口として、受付や相談に応じる。
- d. ボランティアコーディネート
ボランティアニーズへの対応、ボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアのフォローアップなどボランティアコーディネートを的確に行う。
- e. ボランティア団体との連絡調整
地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。
- f. ボランティアの健康管理
ボランティアの健康管理に関して、住民対策部、保健所等関係機関との連携を図るとともに、安全な活動のための指導を行う。必要に応じて、医療救護班の巡回等を要請する。

様式5 ボランティア受付名簿

2 応急対策に係るボランティアへの協力依頼事項（例）

- ・町災害ボランティアセンターの運営及びコーディネートに関する事項（発災早期に被災地入りしたボランティア団体に依頼する。）
- ・広報活動に関する事項（張り紙・チラシの配布・貼付、通訳、要配慮者への情報伝達等）
- ・避難者名簿の整理に関する事項
- ・給水、食料や生活物資の給与又は貸与に関する事項（運搬給水の支援、要配慮者の補助等）
- ・避難所の運営に関する事項
- ・避難行動要支援者関連施設の支援に関する事項
- ・町に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項
- ・義援金品にかかるお礼状の発送に関する事項

第8 災害救助法の適用

1 災害救助法適用に関する基本的事項

大規模な災害が発生し、町における被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合、本部長（町長：総務対策部）は県知事（保健福祉部保健医療福祉課）に対し災害救助法の適用申請を行う。なお、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合は、内閣府防災（被災者行政担当）に対して緊急報告を行う。

災害救助法に基づく救助は、知事の補助機関として行う。災害救助法適用後、関係対策部は適切な救助の実施に努めるとともに、証拠書類の保全及び救助実施状況の記録・報告を適切に行う。県への報告等は、総務対策部が行う。災害救助法による救助の対象とならない災害においては、災害の状況により必要に応じて町長の責任において救助を実施する。

県保健福祉部保健医療福祉課：TEL 099-286-2656 FAX 099-286-5928,5550
内閣府防災（被災者行政担当）：TEL 03-5253-2111（大代表）

なお、災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間については、逐次告示される。最新版は、内閣府（防災担当）ホームページ掲載のとおりであり、最新の『災害救助事務取扱要領』を参照して対応する。

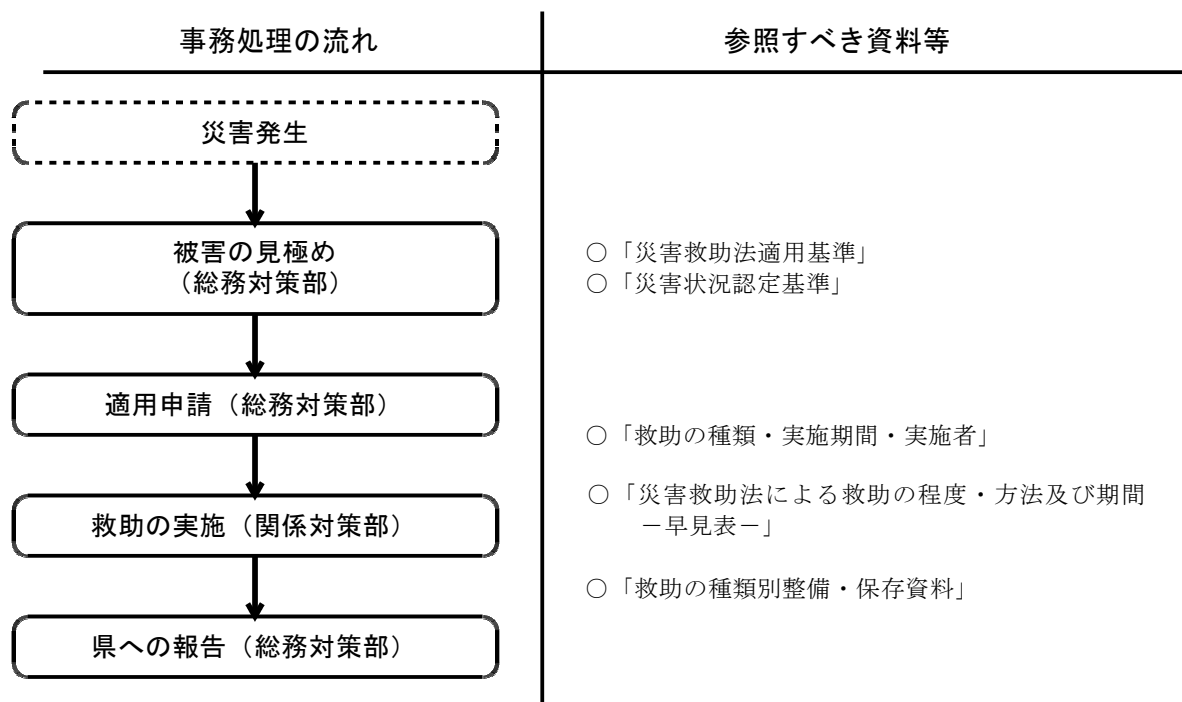
（救助の程度、方法及び期間）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>

（災害救助事務取扱要領）

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/pdf/h30kaigi/siryoy2-2.pdf>

2 災害救助法関係事務の処理



災害救助法適用基準

① 町の区域内で、住家が滅失した世帯数が40世帯以上であるとき。
② 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,500世帯以上に達した場合で、町における滅失した世帯数が20世帯以上に達したとき。
③ 被害が県内全域におよぶ大災害で滅失世帯数が7,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したとき。
④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、下記の基準に該当するとき。 ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 イ 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
*「滅失世帯」とは、住家が全壊(全焼・全流失)した世帯であるが、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。 *「世帯」とは生計を一にしている実際の生活単位をいう。

災 害 状 況 認 定 基 準

① 住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、全焼したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
② 住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
③ 住家の床上浸水、土砂の堆積等	上記①、②に該当しないものであつて、浸水がその床に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することが出来ない状態になったものとする。

(注) 「住家」：現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。また、耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

「損壊」：住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

「主要な構成要素」：住家の構成要素のうち造作等を除いたものであつて、住家の一部として固定された設備を含む。

救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者（対策部）
避難所の開設	災害発生の日から 7 日以内	町長(住民対策部)
●応急仮設住宅の供与	災害発生の日から 20 日以内に着工	町長(経済対策部)
炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から 7 日以内	町長(住民対策部)
飲料水の供給	災害発生の日から 7 日以内	町長(水道対策部)
●被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から 10 日以内	町長(経済対策部)
●医療	災害発生の日から 14 日以内	町長(住民対策部)
●助産	分娩した日から 7 日以内	町長(住民対策部)
災害にかかった者の救出	災害発生の日から 3 日以内	町長(総務対策部)
●災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から 1 ヶ月以内に完了	町長(経済対策部)
学用品の給与（教科書） （文房具）	災害発生の日から 1 ヶ月以内 災害発生の日から 15 日以内	町長(教育対策部)
埋葬	災害発生の日から 10 日以内	町長(住民対策部)
●死体の搜索	災害発生の日から 10 日以内	町長(総務対策部)
●死体の処理	災害発生の日から 10 日以内	町長(住民対策部)
障害物の除去	災害発生の日から 10 日以内に完了	町長(経済対策部)
●輸送	救助の実施が認められる期間以内	町長(総務対策部)
●賃金職員等雇上	救助の実施が認められる期間以内	町長(総務対策部)

※ 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に県知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

※●印の事務は県知事からその都度委任される。

救助の種類別整備・保存資料

救助の種類	整備・保存資料
避難所の設置	・避難者名簿 ・救助実施記録日計票 ・避難所用物資受払簿 ・避難所設置及び収容状況 ・避難所設置に要した支払証拠書類 ・避難所設置に要した物品受払証拠書類
応急仮設住宅の供与	・救助実施記録日計票 ・応急仮設住宅台帳 ・応急仮設住宅用敷地貸借契約書 ・応急仮設住宅使用貸借契約書 ・応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 ・応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
炊出しその他による食品の給与	・救助実施記録日計票 ・炊出しその他による食品給与物品受払簿 ・炊出し給与状況 ・炊出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 ・炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給	・救助実施記録日計票 ・給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ・飲料水の供給簿 ・飲料水供給のための支払証拠書類
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	・救助実施記録日計票 ・物資受払簿 ・物資の給与状況 ・物資購入関係支払証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
災害にかかった者の救出	・救助実施記録日計票 ・被災者救出用機械器具燃料受払簿 ・被災者救出状況記録簿 ・被災者救出用関係支払証拠書類
災害にかかった住宅の応急修理	・救助実施記録日計票 ・住宅の応急修理記録簿 ・住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 ・住宅の応急修理関係支払証拠書類
学用品の給与	・救助実施記録日計票 ・学用品の給与状況 ・学用品購入関係支払証拠書類 ・備蓄物資払出証拠書類
埋葬	・救助実施記録日計票 ・埋葬台帳 ・埋葬費支出関係証拠書類
死体の搜索	・救助実施記録日計票 ・搜索用機械器具燃料受払簿 ・死体の搜索状況記録簿 ・死体搜索用関係支出証拠書類
死体の処理	・救助実施記録日計票 ・死体処理台帳 ・死体処理費支出関係証拠書類
障害物の除去	・救助実施記録日計票 ・障害物除去の状況 ・障害物除去支出関係証拠書類

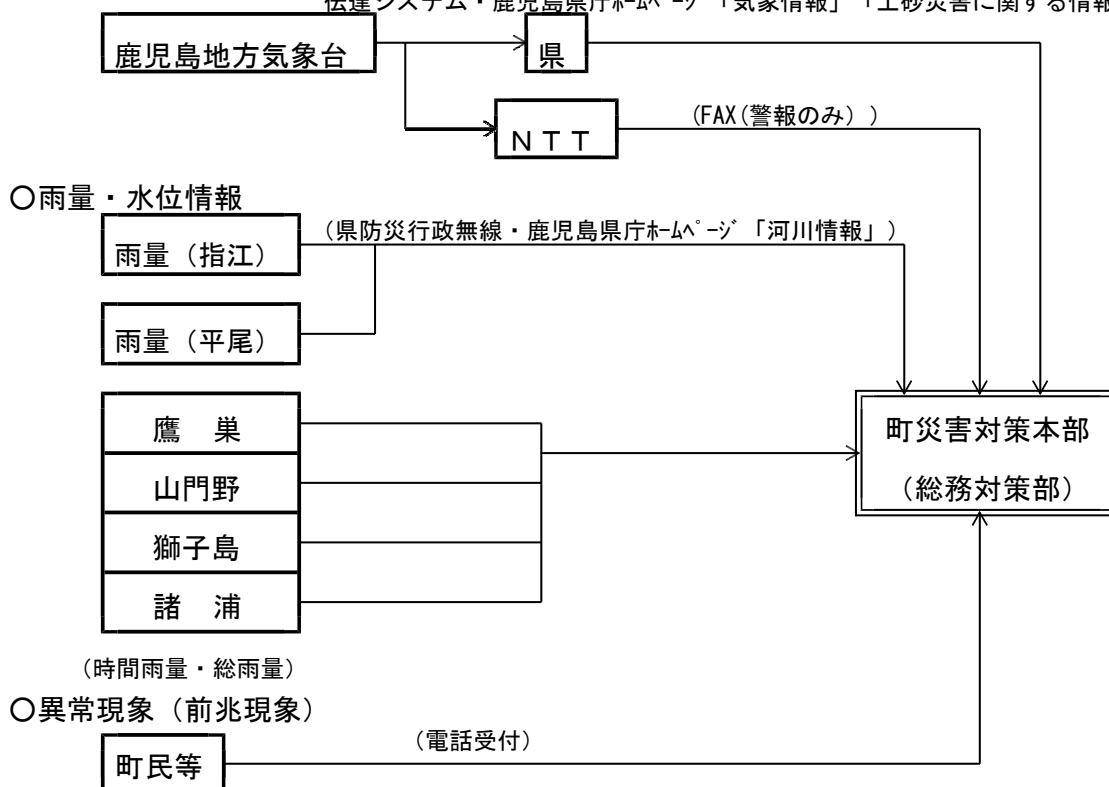
第2節 警戒期における災害応急対策活動

第1 風水害・土砂災害に関する情報の収集・伝達

1 風水害・土砂災害に関する情報の収集

総務対策部は、風水害・土砂災害の警戒に資する情報を次のとおり収集する。

○防災気象情報（警報，注意報，土砂災害警戒情報等）（県防災行政無線・同報FAX・気象警報自動伝達システム・鹿児島県庁ホームページ「気象情報」「土砂災害に関する情報」）



（1）防災気象情報（警報，注意報，情報）

大雨等が予想されるときに鹿児島地方気象台から発表される防災気象情報（警報，注意報，情報（「記録の短時間大雨情報」（1時間降水量100mm以上），「降水短時間予報」，「土砂災害警戒情報」等）については，県防災行政無線及び鹿児島県庁ホームページ「気象情報」若しくは「土砂災害に関する情報」（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）等を通じて入手する。時に，警報発表から比較的時間を置かず大雨等が襲う場合もあるので，防災気象情報の内容に十分留意し，町民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。警報については，NTTからもFAXで伝達を受ける。

参考資料 4 気象注意報・警報の種類と発表基準

土砂災害警戒情報：この情報は、鹿児島県と気象台が共同して作成し、市町村単位で発表するもの。市町村が行う防災活動や避難勧告等の判断を支援し住民の生命と財産を守る情報です。鹿児島県では、平成 17 年 9 月 1 日からこの土砂災害警戒情報を全国で初めて発表している。

(2) 雨量・水位情報

雨量、水位に関する情報を、県防災行政無線及び鹿児島県庁ホームページ「河川情報」(<http://www.pref.kagoshima.jp/>) 等により適時入手する。

(3) 異常現象（前兆現象）

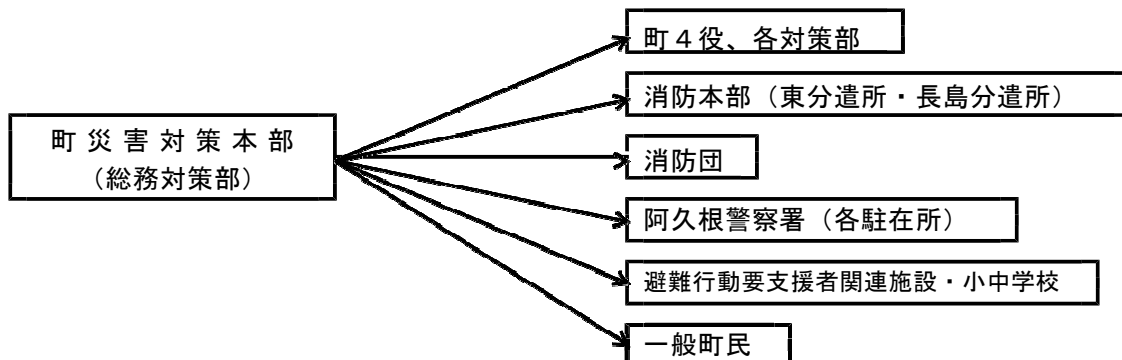
災害が発生するおそれがある異常現象（前兆現象）を発見した者は、遅滞なく町（総務対策部）、消防本部（東分遣所・長島分遣所）（119 番）又は阿久根警察署（各駐在所）（110 番）に通報しなければならない（災害対策基本法第 54 条）。総務対策部は、町民に対して町防災行政無線（同報系）を通じて異常現象の発見、通報に努めるよう呼びかけるとともに、通報を的確に処理する。

※災害が発生するおそれがある異常現象（前兆現象）の例

- 河川の氾濫
 - ・放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れがある
- 土石流
 - ・川の水位が急に減った（上流で崩壊土砂が川の水をせき止めている）
 - ・川の水が濁ってきた、流木等がまざりはじめた（大崩壊の引き金となる小崩壊や溪流堆積物が溪流に流れ出した）
 - ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない
 - ・轟音がする
 - ・地盤が震動する
- 地すべり・崩壊
 - ・斜面のわき水が急に止まった（斜面土層の移動に伴う水みちの閉塞）
 - ・斜面に亀裂や圧縮変形が見られる（斜面が移動しはじめている）
 - ・雷のような音がする（山腹斜面内で破壊が生じている）
 - ・がけ地において落石や崩壊が生じはじめた

2 風水害・土砂災害に関する情報の伝達

1 の情報を入手した総務対策部は、町防災行政無線（同報系）等を通じて適時情報を伝達し警戒を呼びかける。



【町防災行政無線（同報系）を通じた警戒呼びかけ 参考事例】

市町村防災行政無線を通じての情報伝達の成功事例

（平成5年8月鹿児島県郡山町（現鹿児島市郡山町））

平成5年夏、鹿児島県を襲った集中豪雨と台風は、随所になげ崩れや河川の氾濫を引き起こし、多数の死傷者と住家被害をもたらしたが、同県郡山町では住家被害が全壊 43 棟、半壊 10 棟、床上浸水 67 棟等（8月5日～6日）生じたにも関わらず犠牲者は発生しなかった。その理由として、全戸に町防災行政無線（戸別受信機）が設置されており、これを通じて適切な情報伝達が行なわれたことが挙げられている。

同町では、県から送られてくる気象情報に加え、町内の降雨状況や河川の増水の状況、身近な町内の災害発生情報、防災上の注意事項等を頻繁に町防災行政無線（戸別受信機）を通じて伝達し早めの避難を呼びかけた。中学校のグラウンドの浸水状況や「〇〇橋が流された」といった災害事象の具体的な進展状況を随時伝達するなど工夫が行なわれ、運用面においても非常に参考となる事例であった。下表は8月6日の広報内容の概要である。

表 鹿児島県郡山町における町防災行政無線（戸別受信機）を通じた広報内容概要
（平成5年8月6日）

時刻	内容
9:50	気象情報の提供
12:15	気象情報の提供と危険を感じた場合の避難の呼びかけ
15:40	町内の山手中心の大雨を知らせ注意と危険を感じた場合の避難の呼びかけ
16:11	保育所の保護者への園児迎えの要請
16:25	消防団員へ各分団詰所へ集合を要請
16:55	災害対策本部設置の放送と水位状況の報告ならびに危険を感じた場合の避難の呼びかけ
17:30	大雨の情報提供と危険を感じた場合の避難呼びかけ
17:35	甲突川と川田川沿いの住民に避難勧告
17:50	危険を感じた場合の避難呼びかけと避難場所のお知らせ
18:15	大雨による通行止め等の道路情報のお知らせ
18:25	家屋全壊のお知らせ地危険な地域への避難勧告
18:45	明るいうちの避難呼びかけ
19:00	避難呼びかけと避難時のけが等の注意呼びかけ・サイレン鳴らす
19:30	避難呼びかけと避難時のけが等の注意呼びかけ・サイレン鳴らす
20:00	小康状態時における注意の呼びかけと道路情報
22:00	小康状態時における注意の呼びかけと道路情報
23:30	気象情報提供と避難時の注意呼びかけ

出典：鹿児島県『平成5年夏鹿児島豪雨災害の記録』p466, 1995

第2 警戒活動

1 被害可能性のイメージ想定

警戒活動、避難活動を円滑に進めるために、第1で収集した情報を基に可能な限り具体的に当該災害での被害可能性をイメージする。

本町の場合、想定される被害イメージは大別して下記の3つであり、各々で対応方針が異なってくるが、最悪のケースを念頭に置きながら早め早めの対応が必要である。

- ① 河川氾濫による浸水地区が点在して発生する。土砂災害発生の可能性も高い。
- ② 高潮、高波により海岸線が浸水する。
- ③ 土砂災害が各地で発生する。

【参考事例】

初動体制の確立及び警戒活動の成功事例（平成11年9月熊本県龍ヶ岳町（現上天草市））

平成11(1999)年9月23日夜から24日朝にかけて、台風第18号の接近・通過に伴い熊本県龍ヶ岳町(人口約5,600人)は高潮・暴風雨の脅威にさらされた。本町は、昭和25(1950)年キジア台風、昭和47(1972)年上天草水害、昭和60(1985)年台風第13号等たびたび大きな災害に見舞われ、また、「島」という地理的特性もあって災害に対する危機感が強い。今回の台風でも22日の段階から町防災行政無線(屋外・戸別)を通じて町民に注意を呼びかけるとともに、下表に示す経緯で町内16箇所に職員・消防団員を配置するなどして警戒した。こうした取り組みが功を奏し、町防災行政無線(戸別)でさえも波や風の音で聞き取れないという最悪の状況下にも関わらず、消防団員及び町職員による避難誘導等により人的な被害は重傷者1名、軽傷者5名と最小限に食い止められた(住家被害;全壊5棟、半壊72棟等)。

表 平成11(1999)年台風第18号時における初動体制確立の経緯(熊本県龍ヶ岳町)

9月23日(祝日) 11時	初期配置(第1配置体制) ・総務課(消防主任)配置 ・1時間ごとの観測に着手 ※消防主任はインターネットを活用して台風の進路予測を地図に記し、進路や最接近時刻を予想するなどの対応をとった。
17時	災害対策会議(総務課長、消防団長、消防副団長、消防主任) ・第3配置体制設置時刻を協議 ・23日20時招集を町長に上申することを決定 ・町長より20時招集、18時30分に防災行政無線により放送の指示を受ける。
20時	災害対策本部(第3災害配置体制) ・役場を本部として町内16箇所(18班)に配置。 ・配置人員 町職員73名、消防団員174名(機動分団を除く。) ・各班において管轄区域の巡回パトロールを指示。

2 被害未然防止活動

1を踏まえ、各対策部は、災害発生の危険がある施設等の被害未然防止対策を講じる。特に、近年の風水害では、増水した側溝、蓋が外れたマンホールへの転落や地下室等地下空間への浸水によって命を失う例があり、点検に万全を期す。また、浸水によって危険物等が漏洩しないよう、事業所に注意を促す。

3 町民・避難行動要支援者関連施設・小中学校への警戒呼びかけ

1を踏まえ、町民、避難行動要支援者関連施設及び小中学校に対し、町防災行政無線（同 報系）等を通じて万全の警戒を呼びかける。特に、近年の風水害では、増水した側溝、蓋が外れたマンホールへの転落や地下室等地下空間への浸水によって命を失う例があり、警戒を促す。

4 小中学校・幼稚園における措置

児童・生徒が在校中に災害の危険が高まった場合は、以下の方針によりあらかじめ定めた各学校の防災計画に従い保護に努める。

- ① 学校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。
- ② 学校内並びに登下校路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。
- ③ 児童・生徒については、保護者の引き取りを原則とする。
- ④ 施設内において災害が発生したときは、救護、搬出活動等の防災活動に努める。
- ⑤ 留守家庭等で帰宅できない児童・生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引続き保護する。

また、幼稚園園児が在園中に災害の危険が高まった場合は、各小学校に一時的に待避させ、その後の対応については上記の方針に準じるものとする。

第3 避難

1 避難措置の実施

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難準備・高齢者等避難（警戒レベル3）

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、人的被害の発生する可能性が高まった状況で、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないと判断される場合、避難行動要支援者を事前に避難させる。また、避難行動要支援者以外の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難勧告（警戒レベル4）

河川出水等による浸水、山・崖崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、出火・延焼が予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、事前に避難させる。

(3) 避難指示（緊急）（警戒レベル4）

山・崖崩れ、土石流等の斜面災害の兆候が直前に把握されたり、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、すみやかに近くの安全な場所に避難させる。また、避難勧告等の発令後で避難中の住民には、確実な避難行動を直ちに完了させる。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

浸水深と避難について

暴風雨時に浸水域中を避難する場合、ヒザを越える水深ともなると非常に歩きにくくなる。伊勢湾台風時に、高潮浸水域を歩いて避難した人からの聞き取り調査では、水深30 cm以上になると大人でも歩くのが困難になり、避難することができた水深は、大人の男性で約70 cm以下、大人の女性で約50 cm以下であった。避難できた人でも、大半の人は何度も足をとられ、すべったり転んだりしている。また、半分近くの人には持っていた荷物を途中で捨てている。静かな内水氾濫の場合には、胸や首まで水につかって避難している例もあるが、このような場合極めて足をとられやすいので、何かにつかまらなければ歩くことができない。市街地が浸水した場合の死者発生原因では、冠水した道路を歩いているうちに、深みにはまったり、側溝・排水路・マンホールなどに転落したりして溺れるのが大半である。

浸水深の増大につれて死者率は急激に増大する。深夜の災害では昼間の災害に比べて、同じ水深でも死者率が10倍以上にもなる可能性がある。流れがある場合、その流速は水深の $2/3$ 乗に比例し、またその流れが及ぼす流体力は、流速の2乗と水深の積に比例する。したがって、水深が増すと危険が非常に大きくなる。

(参考) 警戒レベルを用いた避難勧告等の伝達

平成 30 年 7 月豪雨災害等を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」(内閣府(防災))が改定され、住民がとるべき行動を 5 段階の警戒レベルに分け、情報と行動の対応を明確化し、出された情報ととるべき行動を直感的に理解しやすいものとし、住民の主体的な避難を支援することとなった。

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	市町村が発令
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	避難勧告 避難指示(緊急)※ ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	
警戒レベル3	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒レベル2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警報級の可能性	

2 避難措置の基準

本町における避難措置の基準は、次表のとおりである。

【風水害時における避難準備・避難勧告・避難指示の基準】

	避難準備・高齢者等避難 (警戒レベル3)	避難勧告 (警戒レベル4)	避難指示（緊急） (警戒レベル4)
台風	台風の襲来により災害の発生が予想される場合（風速が20m以上となり，更に強まっていくような場合）	引き続き風速が強まり，災害の発生が予想され，生命・身体の危険が強まってきた時（風速25m以上となり，更に強まっていくような場合）	台風，豪雨，高潮その他災害発生となる事象が，避難の勧告の段階より悪化し，災害発生の危険が時間的に切迫し，かつ，確実視されるに至った時，又は突然災害発生の現象が現れたときは，避難の準備，避難の勧告等の段階的処置を経ず，直ちに避難の処置を行うものとする
豪雨 (土砂災害)	豪雨が続き災害の発生が予想される場合（時間雨量が30ミリ，連続雨量が100ミリを超え，更に降雨が予想される場合） 近隣での前兆現象（湧水・地下水の濁りや量の変化等）を発見した時	豪雨が続き，災害の発生が予想され，生命・身体の危険が強まってきた時（時間雨量が50ミリを超えたとき，又は連続雨量が150ミリを超えたときなど。ただし，特に危険が予想される地域については，時間雨量又は連続雨量の基準値を変更する） 近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊，斜面のはらみ，擁壁・道路等にクラック発生等）を発見した時	
高潮	2時間後に各地区の港が，危険潮位4m又は，岸壁及び荷揚場から20cmに到達すると予測される時	1時間後に各地区の港が，危険潮位4m又は，岸壁及び荷揚場から20cmに到達すると予測される時	
	地震による津波，台風等の襲来が予想される場合，各地区の港の状況を考慮し，総合的に判断する。		
その他	警戒態勢に入り，周囲の状況から判断し，危険が予想される時	公安警備の警戒態勢が続き，周囲の状況が避難の準備の段階より悪化し，相当危険が強まってきた時	
*発令はおおむね上記の基準及び土砂災害警戒情報や土砂災害発生予測情報システムの危険指標を参考の上発令するが，巡視等の現地情報，台風の動き，避難の難易度（夜間や暴風の中での避難）等，必ずしも数値で明確にできないものも考慮しつつ，総合的な判断を行うものとする			
*原則として，避難の準備情報，避難の勧告，避難の指示の3段階に分け実施するものとするが，状況によっては段階を経ず直ちに避難の勧告，避難の指示を行うものとする			

ただし、町民は町による避難勧告等が発令されなくても、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合においては、隣近所声を掛けあって自主的に避難するよう心がけるものとする。

3 主な伝達方法

避難勧告等の伝達は、おおむね次のうち実情に即した方法により周知徹底を図る。

- ①町防災行政無線による伝達
- ②広報車の呼びかけによる伝達
- ③公民館有線放送，電話，特使等による伝達
- ④関係者による直接口頭又は拡声器による伝達

4 避難行動要支援者の避難体制

避難行動要支援者は、避難に時間を要することに配慮し、避難準備情報を発令する段階で総合的に判断し、避難開始を通達する必要がある。

また、消防団，社会福祉関係機関等と連携し、避難情報の伝達体制・避難誘導支援体制の確立に努める。

5 防災関係機関との連絡調整

避難の勧告・指示・警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき町，警察官，県知事の命令を受けた者（土木事務所等），災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり（参考資料参照），混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。そこで、総務対策部はこれらの機関と緊密な情報交換を行い，町民に混乱を招くことのないように注意する。

なお、避難の措置を講じた場合，その旨を県知事（危機管理局危機管理防災課及び出水地域振興連絡協議会）に速やかに報告する（災害対策基本法第 60 条）とともに，報道 機関に情報提供する。

6 避難所の開設（災害救助法適用の場合有）

避難所の開設は、原則として下表にしたがって行う。

資料 1 2 避難所リスト

手 順	担当班及び活動内容
避難所開設の決定	○ 本部を設置した場合は、あらかじめ本部長の決定を受けたものとし、あらかじめ指定した全ての避難所を自動的に開設することとする。その他の避難所を開設する必要がある場合は、総務対策部が本部長に具申し決定する。 ※ 状況によっては「空振り」（災害状況が悪化せず結果的に避難を要しない場合）もあり得るが、町民が安心して避難できるよう、また、対策が後手とならないよう、本部設置の場合は自動的に全ての避難所を開設することとする。
避難所の開設	○ 住民対策部は、本部を設置した場合又は総務対策部から指示を受けた場合、各避難所施設管理者（責任者）と緊密に連携して、各避難所に職員を配置し避難所を開設する。なお、急を要する場合は、各避難所施設管理者（責任者）が避難所を開設し、その旨を総務対策部及び住民対策部に報告する。 ○ 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者については、住民対策部が特別養護老人ホームあかね園、養護老人ホーム長生園、長島町デイサービスセンター、長島町保健福祉センター及び獅子島アイランドセンターを福祉避難所として開設し保護する。同施設に開設できない場合又は同施設で不足する場合は、被災していない近隣市町村及び施設に協力を求めて開設する。 ○ 避難所を開設した場合、避難所に派遣された職員は、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者カード及び避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う。とりまとめた情報は住民対策部に伝達する。 名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。 様式 6 避難者カード 様式 7 避難者名簿 ○ 避難所を設置した場合、総務対策部は以下の事項を県に報告する。 ・避難所の名称 ・避難所開設の日時及び場所 ・避難の世帯数及び人員 ・開設期間の見込み ・必要な救助・救援の内容
避難所の運営	＊「第 3 節 第 1 0 避難所の運営」参照。

○参考

避難の勧告・指示、警戒区域の設定について

災害対策基本法第 60 条に基づく避難の「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。

これに対し、同条の「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を立ち退かせるものである。

また、同法第 63 条第 1 項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

この他、警察官、自衛官等にも避難の勧告・指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、総務対策部はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

◇避難の勧告・指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要 件	根 拠
町長（町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。	災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。	災害対策基本法第 61 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第 4 条第 1 項
知事，その命を受けた 職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第 29 条
知事 又はその命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第 25 条
災害 派遣を命じられた 部隊等の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第 94 条

◇警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内 容 (要 件)	根 拠
町長	災害全般	災害が発生し，又は発生しようとしている場合において，人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第 63 条第 1 項
警察官	災害全般	同上の場合において，町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき，又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第 63 条第 2 項
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし，又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第 4 条
災害 派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	町長が職権を行う場合において，その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第 63 条第 3 項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において，消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第 36 条において準用する同法第 28 条
消防団長，消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第 14 条

(注) 警察官は，消防法第 28 条，第 36 条，水防法第 14 条の規定によっても，第 1 次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

第4 水防計画

本計画は、水防法に基づき長島町水防管理者（町長）が行う水防対策の調整及びその円滑な実施を推進するため、これに必要な事項を規定し、町内各河川の洪水による水災の警戒、防ぎよ、並びに被害の軽減を図りもって公共の安全を保持するためのものである。

1 水防組織

- ① 水防団の組織は消防団の組織をもってあてる。
- ② 町内各河川が洪水により災害が発生し、又は発生するおそれが生じたときは、災害対策本部に水防団本部を置き、水災の警戒、防ぎよに当たるものとする。
- ③ 各水防分団は水防団本部に準じて各班を編成し、命令があった場合は直ちに出勤して本部各班の指揮により行動する。

ただし、中央分団は当該水防に備えて待機し、警戒してたえず本部と連絡の上行動する。

2 水防区域と道路現況

（１）水防区域

町内の河川で水防区域及び危険と予想される区域は、資料７のとおりである。

（２）道路で交通のと絶する予想箇所

道路で交通のと絶する予想箇所は、資料７のとおりである。

3 気象注意警報の発令及び諸観測所の通報

（１）水防管理者の措置

町長は、第２節第１により洪水のおそれのある注意報又は警報の通報を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、直ちに水防活動態勢に入るとともに、消防団に対し水防活動に必要な措置を指示し、諸般の状況を出水土木事務所長に報告するものとする。

（２）諸観測の通報

町長は、気象関係の報道又は自らの判断で洪水のおそれがあることを知った場合、水位の変動を監視し、災害の発生が予想される水位に達したときから直に出水土木事務所長に通報するものとする。

4 水防警報

- （１）町長は、町内河川が豪雨により増水し、災害の発生が予想される水位に達したときは次の段階で水防団に水防活動を指示する。

段 階 順	区 分	雨 量	摘 要	
第 1 段階	待 機	1 5 0 mm	水防団員の待機	
第 2 段階	準 備	2 0 0 mm	水防団幹部の出動	水防資器材の点検
第 3 段階	出 動	2 5 0 mm	水防団員の出動	
第 4 段階	解 除	1 5 0 mm 以下	水防活動の終了	

- (2) 町長は、水防団に水防活動を指示したとき、又は、非常事態を知ったときはその警報の段階又は災害の規模等に応じ災害対策本部を設置する等、水防活動に必要な対策を指示するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置された場合の水防対策は、各対策部が所管するものとし、あらかじめ定められた災害対策配備要員は水防活動に従事するものとする。
- (4) 水防活動の周知方法 町長は、町内河川が豪雨により増水し、災害の発生が予想されるときは、次の方法により町民に周知するとともに、水防団員を待機させ必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。
- ・町防災行政無線（同報系）及び広報車等を利用して周知の徹底を図る。

5 出動警戒及び水防作業

(1) 警戒区域の設定

ア 水防上緊急の必要がある場合は、町長又は水防団長は、警戒区域を設定し水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命じ或いはその区域内の居住者又は現場におけるものをして水防に従事させることができる。

イ 町長は、水防のため必要があると認めるときは、阿久根警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

(2) 非常事態の発生と水防作業

ア 町長は、堤防等が欠壊し又はこれに準ずる非常事態が発生した場合は、直ちにその旨を出土木事務所に通報するとともに、災害の状況により全水防団員の出動を促すものとする。

イ 前号の非常事態が発生した場合は、その災害の規模、範囲等から人命その他重大な被害が予想されるときは、阿久根警察署長に対して警察官の出動、並びに自衛隊の派遣を要請するものとする。

自衛隊の派遣要請は、知事を経由して要請するものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、町長の要請による。

(3) 水防作業

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、滞水時間によることは勿論であるが、大体水位が警戒水位を突破する前後である。しかし、法崩等は通常減水時に起こる場合が多く、水位7－8割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を実施するに当たっては、堤防の組織、材料、流速、法崩等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい方法を実施することが必要である。

工法は一種の工法で成果をあげる場合が多いが、時には数種の工法を施工することがあり極力水害の防止に努めるものとする。

6 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

水防に要する費用は、水防法第32条の規定により町が負担するものとする。但し、応援のために要する必要の負担は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議により決するものとする。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限 水防法第21条の規定により水防のため、緊急の必要があるときは、町長又は水防団長は次の権限を行使することができる。

- a. 必要な土地の一時使用
- b. 土石、竹木、その他資材の使用及び収用

- c. 車馬，その他運搬具又は器具の使用
 - d. 工作物その他障害物の処分
- イ 公用負担権限委任証明書 水防法第 21 条の規定によって公用負担の権限を行使する者は，町長又は水防団長の身分を示す証明書を携行し，必要がある場合にはこれを提示しなければならない。
- ウ 公用負担の権限を行使したときは，次の証票を作成しその 1 通を目的物の所有者，管理者，又は，これに準ずべき者に渡さなければならない。

第 号 公用負担権限委任証明書 氏名 上記の者に長島町の区域における水防法第 21 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。 令和 年 月 日 出水郡長島町長 (印)
--

第 号 公 用 負 担 証 票				
物 件	数 量	負担内容（使用，収用，処分）	期 間	摘 要
令和 年 月 日 出水郡長島町長 (印) 事務取扱者氏名 (印) 殿				

(3) 損失補償

上記権限行使によって損害を受けた者に対し，長島町は時価によりその損失を補償しなければならない。

7 水防解除

町長は、水位が通報水位以下に達し警戒の必要がなくなったと認めるときは、水防態勢を解除し、一般町民に周知するとともに出土木事務所に報告するものとする。

8 水防報告と水防記録

(1) 水防記録（3部提出） 町長は、水防作業が終結したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、別紙第1号

様式により出土木事務所に報告するものとする。

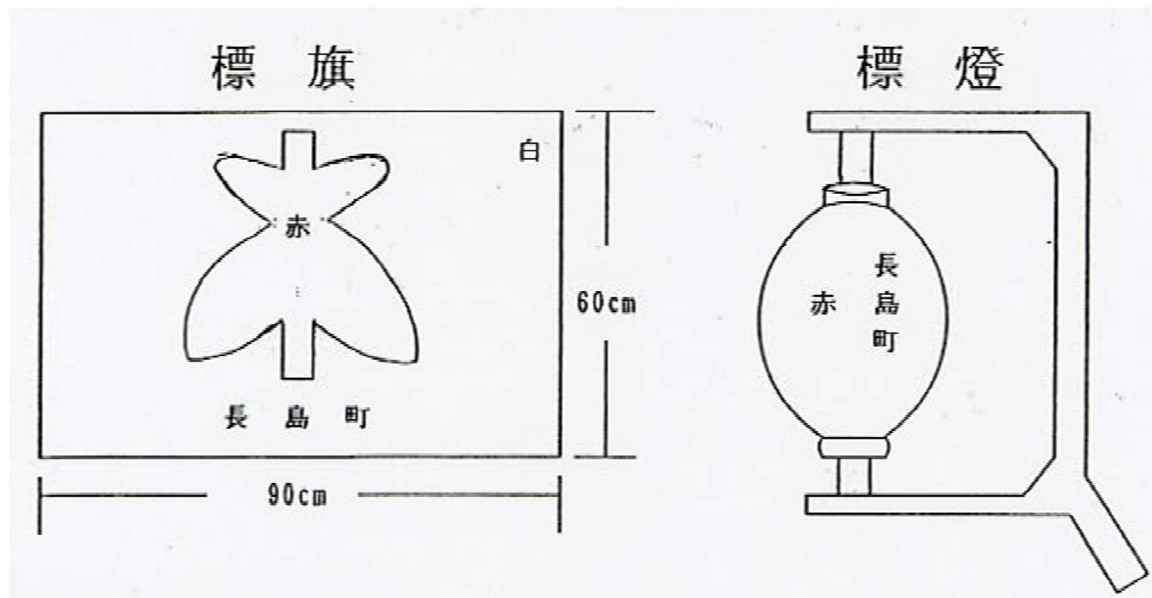
- a. 天候の状況
- b. 出水の状況
- c. 水防団の出動時刻及び人員
- d. 水防施設等の異常の有無
- e. 水防作業の状況
- f. 使用資材の種類及び数量、並びに消耗量及び回収量
- g. 水防法第21条の規定による公用負担の種類及び数量
- h. 応援の状況
- i. 一般町民の出動状況
- j. 警察の援助状況
- k. 現地指導員の職氏名
- l. 立退状況
- m. 水防関係者の死傷
- n. 水防功労者の氏名及び功績概要
- o. 今後の水防上考慮すべき点、その他町長の所見

(2) 水防記録書

- a. 出動準備、出動命令及び水防解除の時刻
- b. 出動した水防作業員の数
- c. 堤防その他の施設等の種類、延長及びこれらに対する処置、工法と効果
- d. 使用資材及び数量
- e. 破損した器具、資材及び数量
- f. 警戒中の水位
- g. 水防法第17条の規定により従事させた者の住所、氏名その理由
- h. 収用又は購入した器具、資材名、その数量及びその理由
- i. 土地を一時使用したときは、その個所及び所有者並びにその理由
- j. 水防作業中負傷し、疾病となり、又は死亡した者の氏名及びその手当状況
- k. 立退きを指示した理由
- l. 支出費の帳簿類
- m. その他記録を必要とする理由

9 水防標識

水防法第 11 条の規定により優先通行車の標識は次の標識を使用するものとする。



第3節 発災時における災害応急対策活動

第1 被害情報等の収集・伝達

1 発災当初において収集すべき情報

発災当初の段階においては、担当対策部が協力して下記の情報を重点的に収集する。

情 報 の 種 類	担当対策部	方 法
生き埋め等の要救出現場の場所並びに被災者数	総務対策部	町民からの通報 119 番，110 番通報 消防団からの情報
住家被害（滅失，半壊，半焼，床上浸水，土砂の堆積）の概数	総務対策部	チームを編成して地区を分担して調査 ^(注)
被害の拡大・二次災害要因（河川・ため池・土砂災害の状況）	経済対策部	チームを編成して地区を分担して調査
道路・橋梁・港湾等の状況（孤立地区の発生状況）	経済対策部	チームを編成して地区を分担して調査
断水の状況	水道対策部	チームを編成して地区を分担して調査
避難者の状況（人数，避難先）	住民対策部	各避難所からの情報
その他状況に応じて必要な情報	総務対策部	必要に応じた体制を整備して調査

（注）住家被害の調査は，災害状況認定基準に基づく。はじめは，災害救助法適用の有無を判断するための調査とし，概括的な調査を行う。その後，戸別調査を実施し，調査結果をり災者台帳としてとりまとめる。（「第4節 第1 被災世帯調査の実施及びり災証明書の発行」参照）

2 情報の共有

収集した情報については，庁内各対策部及び消防本部（東分遣所・長島分遣所），阿久根警察署（各駐在所），県，自衛隊災害派遣部隊等防災関係機関との共有を図ることが重要である。そこで，総務対策部は，災害対策調整会議（第1節—第1—3—（4）参照）を適時開催し，情報の共有化を図る。なお，無線伝達手段がない阿久根警察署（各駐在所）については，警察官の町災害対策本部への派遣・常駐を要請する。

3 被害通報が殺到した場合の対応

総務対策部は、町民から被害発生が通報が殺到した場合、直ちに県（危機管理防災課）及び国（消防庁）に電話等で一報を入れる。（県及び国にいち早く本町が災害に見舞われたことを知らせ、応援等が迅速になされるようにするため。）

消防本部（東分遣所・長島分遣所）においても119番通報が殺到した場合、同様の措置をとるとともに総務対策部に連絡する。

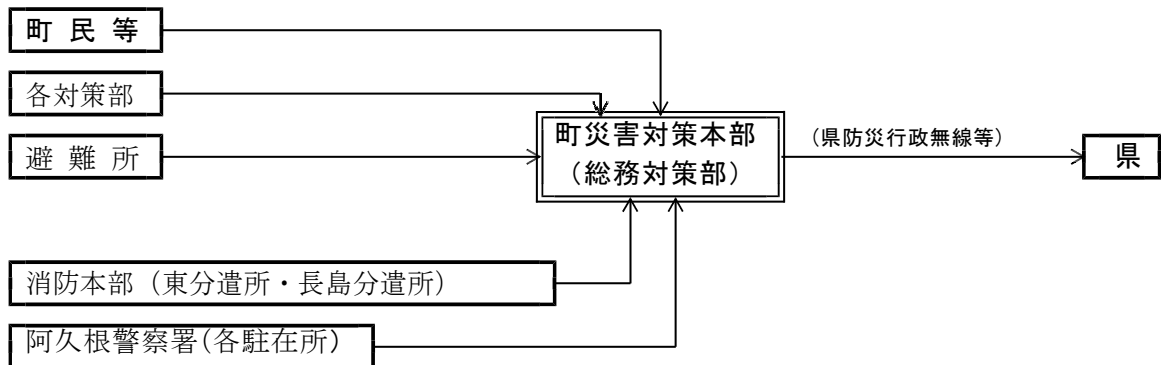
◇連絡先電話番号

県危機管理防災課 : (099) 286-2256

国（消防庁防災情報室） : (03) 5253-7526 （宿直室） : (03) 5253-7777

4 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達の基本的な流れは下図のとおりである。



【留意事項】

1. 総務対策部は、応急対策に役立つよう、把握した情報（被害の発生場所、通行止め区間等）を地図に落とすなどして情報を整理する。
2. 各駐在所には、可能な限り町職員を派遣し情報収集・伝達にあたる。
3. 町民等からの通報・問い合わせを的確に処理できるよう、本部室にNTT西日本（株）に協力を求め専用電話を増設し要員を配備する。
なお、上記が不通となった場合は、下記の手段のいずれかを用いて通報するよう町防災行政無線（同報系）を通じて町民に周知する。
 - ・最寄りの消防団長又は分団長を通じて連絡する。
4. 把握した情報は、町防災行政無線（同報系）を用いて積極的に町民に伝達する（流言・飛語の防止、的確な行動を促す効果がある。）（第2 広報 参照）。

5 県への災害報告

(1) 町から県への報告目標

県における災害規模の把握に資するため、発災当初における町から県への報告は以下を目標に実施する。

ア 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- ① 勤務時間外（職員の登庁直後）
- ② 勤務時間内（災害発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後、できる限り早く報告する。なお、この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば報告する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は、鹿児島県災害報告取扱要領による。

(2) 県への災害報告

ア 災害連絡員の指定

県への災害報告に当たり、災害報告の責任者（「災害連絡員」）として総務対策部長を、副連絡員として総務対策副部長を充てる。

イ 阿久根警察署との調整

被害状況の報告に際しては、阿久根警察署の報告と町の報告とがくいちがわないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期する。

ウ 災害報告（災害状況速報）の様式及び判定基準

災害報告（災害状況速報）の様式及び判定基準は、**様式8**のとおりである。なお、それぞれの被害区分の調査担当対策部は次ページのとおりとする。

エ 確定報告

応急対策が終了した段階（災害対策本部を廃止した場合）で、総務対策部は確定報告をとりまとめ県に報告する。

【災害状況速報の報告事項と担当対策部】

報告事項	担当対策部
人的被害	総務対策部
住家被害	総務対策部
非住家被害（公共建物）	総務対策部
非住家被害（その他）	総務対策部
田畑被害	経済対策部
家畜等の被害	経済対策部
農産物の被害	経済対策部
水産物の被害	経済対策部
道路被害	経済対策部
文教施設	教育対策部
病院	住民対策部
橋りょう	経済対策部
河川	経済対策部
砂防	経済対策部
ため池	経済対策部
治山	経済対策部
清掃施設	住民対策部
崖くずれ	経済対策部
水道	水道対策部
電話	総務対策部 (N T T 西日本(株)鹿児島営業所から)
電気	総務対策部 (九州電力(株)出水営業所から)
ガス	総務対策部
ブロック塀等	経済対策部
り災世帯数・り災者数	総務対策部
火災	総務対策部
災害に対してとられた措置	総務対策部

第2 広報

1 広報内容と広報情報の収集機関

以下に掲げる広報情報の収集機関は、情報を的確に収集し総務対策部に報告する。総務対策部はこれらの情報を基にして広報活動を行う。

内 容	関係対策部，関係機関(収集機関)
○被害状況	☐ 総務対策部
○町長からのメッセージ	☐ 総務対策部
○二次災害の防止に関する情報	☐ 総務対策部
○医療に関する情報(病院等の診療可否)	☐ 住民対策部
○避難状況に関する情報	☐ 住民対策部
○水の確保に関する情報	☐ 水道対策部
○食料，救援物資の確保に関する情報	☐ 経済対策部
○義援物資に関する情報	☐ 経済対策部
○遺体の安置等に関する情報	☐ 住民対策部
○電気に関する情報	☐ 九州電力(株) *
○保健衛生に関する情報	☐ 住民対策部
○ごみ，瓦礫の処理に関する情報	☐ 住民対策部
○電話に関する情報	☐ NTT西日本(株) *
○道路に関する情報(交通規制状況等)	☐ 経済対策部 ☐ 阿久根警察署(各駐在所) *
○公共交通に関する情報(運行状況等)	☐ 南国交通㈱ *
○教育に関する情報(休校等)	☐ 教育対策部
○店舗等の営業状況に関する情報 (ｶﾞｰｼﾞﾝｽﾀｰﾄﾞ，農協，郵便局等)	☐ 経済対策部
○ボランティア募集に関する情報	☐ 町災害ボランティアセンター (町社会福祉協議会)
○住宅の確保に関する情報	☐ 経済対策部
○災害弔慰金等の支給等に関する情報	☐ 住民対策部
○被災者生活再建支援金に関する情報	☐ 住民対策部
○融資，税の減免等に関する情報	☐ 総務対策部 ☐ 経済対策部
○悪徳商法等に関する情報	☐ 阿久根警察署(各駐在所) *

(注) *: 総務対策部が各機関から入手する。

2 町民への直接の広報

広報情報を直接町民に広報する場合は、次のとおりとする。

(1) 標準

総務対策部は、町防災行政無線（同報系）により逐次情報を提供する。必要に応じて臨時の広報紙及びチラシを作成し、各避難所又は各自治会長を通じて各世帯に配布するとともに、インターネットホームページ等により町外にも情報を発信するよう努める。

なお、上記をもってしても十分な広報活動を行えない場合は、ボランティア等に対して広報活動の支援を要請する。

(2) 要配慮者への広報

ねたきり等の高齢者、障害者、外国人などの要配慮者への広報にあたっては、民生・児童委員、その他の公共的団体等及びボランティアを通じてきめの細かい広報に努める。

3 報道機関への情報提供

報道機関への情報提供は、以下により行う。

(1) 報道機関への災害情報の提供

庁舎内にプレスルームを設置し、副本部長（副町長）が責任者となり、総務対策部が調整主体となって報道機関への災害情報の提供を行う。

なお、放送要請する場合は、県を通じてNHK鹿児島放送局等に対して行う。事態が逼迫している場合は、町から直接要請する。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、総務対策部を窓口に対応する。

4 町外避難者への広報

総務対策部は、長期間町外に避難している人の状況を各自治会長等から把握し、町外避難者名簿（様式9）を作成する。これを基に、広報紙等を適時送付する。

5 災害記録

各対策部は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。総務対策部は、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。

応急対策終了後、必要に応じて記録集を作成することとし、その場合は総務課を主管とした編集チームを庁内に設置する。

第3 災害の拡大と二次災害の防止

1 浸水被害の拡大、再度災害の防止

河川、ため池等による浸水被害が発生した場合、経済対策部は、消防対策部等と連携して、その被害を軽減するため、また、再度災害を防止するため、必要に応じて次の対策を講じる。

- ①被害を受けた堤防等の応急復旧
- ②排水対策

2 土砂災害の発生、拡大防止

大雨の後、雨は降っていないくともしばらくの間は土砂災害への警戒が必要である。また、少しの雨でも追加されると土砂災害が発生しやすくなる。経済対策部はこうした二次災害を防止するため、国、土木事務所、砂防ボランティア（斜面判定士）等の協力を得て土砂災害危険箇所の点検を行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、消防対策部や町民等に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、警戒避難体制の確立等適切な対策を講じる。

3 風倒木対策

風水害、土砂災害で発生する風倒木は、林産資源の損失となるだけでなく、その後の流出によって住家の破損、橋梁等の流出、堤防の決壊等の要因となる可能性がある。経済対策部は、風水害、土砂災害が発生した後は、森林組合等と連携して風倒木に関する調査を実施し、必要に応じて風倒木の除去などの対策を講じる。

第4 避難行動要支援者の安全確保

1 在宅避難行動要支援者の安全確保

(1) 在宅避難行動要支援者の安否確認

避難勧告・指示等を行った場合等の在宅避難行動要支援者の安否の確認は、住民対策部が避難所派遣職員、町社会福祉協議会、民生・児童委員、郵便局及び消防対策部等の協力を得て実施する。

(2) 在宅避難行動要支援者の社会福祉施設等への緊急入所

(1)の安否確認によって把握された在宅避難行動要支援者の内、避難所及び自宅等で生活が困難と判断された者については、住民対策部が老人ホーム等へ緊急入所の手続きをとる。

(3) 福祉避難所の開設

緊急入所は要しないが、身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする避難行動要支援者については、必要に応じて獅子島アイランドセンター、長島町保健福祉センター、特別養護老人ホームあかね園、養護老人ホーム長生園及び長島町デイサービスセンターを福祉避難所として開設し保護する。同施設に開設できない場合又は同施設で不足する場合は、被災していない近隣市町村及び施設に協力を求めて開設する。福祉避難所を設置した場合は、次の事項に留意する。

- ① 在宅避難行動要支援者の相談や生活支援にあたる介助員を常時配置すること。
- ② 相談等にあたる介助員は、在宅避難行動要支援者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、ホームヘルパーの派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、在宅避難行動要支援者の状況に応じた対応を図ること。

(4) 在宅避難行動要支援者への福祉サービスの提供

住民対策部は、発災1週間目までには必要な福祉サービスの提供を再開できるよう努める。その際、災害により新たに発生するニーズの把握に留意するとともに、必要な場合は県を通じて他市町村等に応援を求める。

2 避難行動要支援者関連施設における入所者の安全確保

(1) 被害状況の把握

住民対策部は、災害発生の場合、速やかに避難行動要支援者関連施設及びその入所者・通所者の安全確保の状況を施設長等を通して調査する。

(2) 入所者の保護

各避難行動要支援者関連施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い入所者の保護に努める。なお、支援が必要な場合は、(3)により要請を行う。

(3) 避難行動要支援者関連施設への支援

住民対策部は、被災した避難行動要支援者関連施設から支援の要請があった場合、

関係対策部，関係機関，ボランティア等と連携して必要な支援に努める。

【支援の内容（例）】

- ・必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し
- ・水、食料、生活必需品の支援
- ・水、物資の運搬等単純労務の提供
- ・介護等技能者の支援

第5 消火

(参考 平成5年8月豪雨時の鹿児島市での事例)

「100年に一度と言われた今回の豪雨の最中に、5件の火災が発生し、崖崩や道路冠水により、完全に孤立状態となっていた小山田地区や、伊敷地区の住家火災にあっては、地元消防団の孤軍奮闘の甲斐もなく、いずれも全焼してしまった。

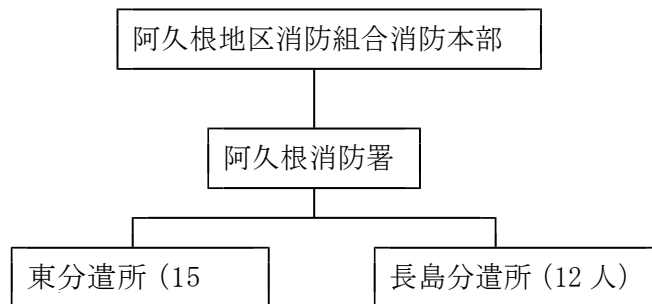
なお、これら火災の原因は落雷、プロパンガスの漏洩引火等であった。」

出典：『平成5年夏 鹿児島豪雨災害の記録』鹿児島県 平成7年3月
p312

1 消防の組織

(1) 体制

ア 消防本部



イ 消防団 (条例定数 295 人)

団	長
副 団 長	(2)
本 部 部 長	
本部副本部長	(2)

団員(289)

中央分団	(40)
浦底分団	(25)
川床分団	(27)
山門野分団	(25)
諸浦分団	(25)
獅子島分団	(32)
平尾分団	(27)
蔵之元分団	(23)
指江分団	(21)
城川内分団	(23)
汐見分団	(21)

（２）現有消防力

現有消防力は資料 9 のとおりである。

2 風水害・土砂災害時の消火活動

（１）消防団各分団の対応

風水害、土砂災害発生時、消防団は団本部の指揮下で消防本部（東分遣所・長島分遣所）と連携して、各担当地区の救出活動、避難誘導活動等人命被害を最小限とするための対策に専念することを原則とする。そのため、火災の発生を未然に防止するため、避難誘導の際には町民に対し火の始末を強く指導する。

万一火災が発生した場合は、団本部に連絡し応援部隊の派遣を要請するとともに、延焼防止、人命の安全確保を最優先とした活動を展開する。

（２）団本部及び消防本部（東分遣所・長島分遣所）の対応

保有消防力をもって対応が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき他市町村消防機関へ応援を要請するとともに、連絡を密にしのぎ的確に受け入れる。

（３）総務対策部の対応

交通途絶地区における火災発生、同時多発火災の発生等上記をもって対応が困難な場合は、緊急消防援助隊及び自衛隊への災害派遣を要請することとし、県（危機管理 防災課）に遅滞なく要請する。

広域的な応援を要請した場合、複数の防災関係機関との連絡調整が重要となるので、災害対策調整会議を適時開催する（第 1 節 第 1 参照）。

第6 救助・救急・搜索

1 救助（災害救助法適用の場合有）

（1）消防団各分団の対応

風水害，土砂災害で要救出現場（屋根の上に孤立する，流される，生き埋めになる等）が発生した場合，消防団各分団は，団本部の指揮下で消防本部（東分遣所・長島 分遣所）と連携して救助活動にあたる。資機材等が不足する場合は，周囲の町民や事業所から調達する。

（2）団本部及び消防本部（東分遣所・長島分遣所）の対応

風水害，土砂災害時に要救助現場が発生した場合は，救助活動を行うとともに，次のとおり対応する。

保有消防力をもって対応が困難な場合は，「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき他市町村消防機関へ応援を要請するとともに，連絡を密にしのぎ的確に受け入れる。

（3）総務対策部の対応

ア 緊急消防援助隊及び自衛隊への災害派遣要請

交通途絶地区における要救出現場の発生等上記をもって対応が困難な場合は，緊急消防援助隊及び自衛隊への災害派遣を要請することとし，県（危機管理防災課）に遅滞なく要請する。

イ 建設業協会等資機材を保有する事業所との調整

救助のための資機材が不足する場合は，建設業協会等資機材を保有する事業所に對して貸し出しを要請する。

ウ 阿久根警察署（各駐在所）との活動調整

阿久根警察署（各駐在所）との間で部隊の派遣等に関する調整を行う。

エ 災害対策調整会議の開催

広域的な応援を要請した場合，複数の防災関係機関との連絡調整が重要となるので，災害対策調整会議を適時開催する（第1節 第1参照）。

2 救急

（1）負傷者の応急手当・トリアージ

ア 町民及び各自治会の行う応急手当

町民及び各自治会は，負傷者を発見した場合，止血，心肺蘇生等の応急手当を行い，被害の軽減に努める。

イ 防災機関の行う応急手当・トリアージ

同時に多数の負傷者が発生した現場（生き埋め等）については，総務対策部が県に医療救護班の現地への派遣を要請し，医療救護班は負傷者の応急手当・トリアージに努める。

(2) 搬送

ア 町民及び各自治会の行う搬送

町民及び各自治会は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、消防本部（東分遣所・長島分遣所）に搬送車（救急車等）の出動を要請する。出動が困難な場合は、自らの保有する車両等により搬送する。

イ 防災機関の行う搬送

消防本部（東分遣所・長島分遣所）は、救急車の要請があった場合は、可能な限り対応する。また、ヘリコプター又は船舶による搬送が必要な場合は（黒之瀬戸大橋が通行止めとなったような場合）、総務対策部が県（危機管理防災課）に要請するとともにヘリコプター離着陸場の確保等を行う。

3 行方不明者の搜索（災害救助法適用の場合有）

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、「1 救助」に準じて行う。なお、総務対策部は行方不明者に関する相談窓口を設け、問い合わせ等に対応する。

【参考事例】

土石流災害での捜索・救助活動の実例（平成9年7月鹿児島県出水市）

平成9年7月10日、鹿児島県出水市針原地区において大規模な土石流が発生し、21名が犠牲となるなど大きな被害が発生した。災害発生第1報は、午前0時49分出水警察署へのものだったが、その後、出水消防署、市役所も災害を覚知し、市が公民館に連絡調整のための現地災害対策本部を設け、明け方からは市外の防災機関からも応援を得て、翌11日にかけて延べ約3,000人による捜索・救助活動が展開された。捜索・救助活動に関わった機関等及び用いられた資機材等を記録から抽出すると、表1及び表2のとおりである。

表1 捜索・救助活動に関わった機関等

- 市
- 出水地区消防組合消防本部（出水消防署）
- 出水市消防団
- 自治公民館長等地域住民・・・・・・地元情報の提供、隊の誘導等
- アマチュア無線クラブ
- 出水建設業組合
- 出水市立病院
- 県
- 鹿児島県消防相互応援隊
- 警察；鹿児島県警察本部
 - 熊本県警察本部・・・・・・県警ヘリコプター
 - 宮崎県警察本部・・・・・・〃 出水警察署
 - 鹿児島県機動隊 九州管区
 - 機動隊鹿児島小隊
 - 交通機動隊・・・・道路の交通整理及び交通規制
 - 第二機動隊・・・・〃 福岡県広域
 - 緊急援助隊
- 陸上自衛隊第12普通科連隊
- 海上保安官署；第十管区海上保安部
 - 串木野海上保安部
- 建設省（現国土交通省）・・・・救出活動のアドバイス
- 消防庁
- 日本レスキュー協会
- ジャパンケンネルクラブ

表2 捜索・救助活動に用いられた資機材等

- 水防資機材 ○救助工作車 ○タンク車 ○ポンプ車 ○消防無線 ○仮設電話
- 携帯電話 ○アマチュア無線 ○チェーンソー ○スコップ ○バール ○ロープ ○担架
- 戸板 ○多目的検索システム（ファイバースコープ） ○ヘリコプター
- ヘリコプターテレビシステム ○衛星通信車 ○バックホー ○ショベルカー ○救助犬
- コンパネ

出典：鹿児島県出水市；『出水市針原地区 土石流災害の記録』p23-30，1999

第 7 医療救護

災害時には，多数の負傷者が発生し，また，医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で，救命処置，後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため，救護班により緊急医療を実施するとともに，後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

1 医療救護に係る各機関の役割

機 関 名		役 割
町	住民対策部	○医療救護に係る情報の収集・伝達 ○保健所等関係機関との連絡調整 ○町外からの医療救護班の受入れ調整 ○医療ボランティアの受入れ調整 ○医療救護に関する情報の広報 ○その他医療救護の実施に係る事項
	総務対策部	○出水郡医師会への協力要請 ○県医療救護班の派遣要請 ○搬送手段の確保（ヘリコプター，船，車両）
消防本部 （東分遣所・長島分遣所）		○後方医療機関への搬送
災害拠点病院		○後方搬送患者の受入れ ○医療救護班の派遣 ○その他医療救護の実施に関する支援

【直近災害拠点病院】

病 院 名	T E L	F A X
出水総合医療センター	0996-67-1611	0996-67-1661

2 医療に関する情報の収集・共有・広報

医療機関の稼働状況等の情報は極めて重要度が高い。住民対策部は医療に関する情報の拠点として，情報の収集，町民への広報及び町内医療機関，医療救護班，保健所等との情報の共有に努める。

○医療に関する情報

- ・町内医療機関の被災状況（ライフラインの状況を含む。）
- ・町内医療機関の稼働状況
- ・人工透析患者、在宅難病患者等の処置に関する情報
- ・血液、医薬品、資機材の状況
- ・医師、看護師等医療スタッフの状況

3 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営（災害救助法適用の場合有）

総務対策部は、多数の死傷者が集中する現場が発生した場合や孤立し医療が困難な地区が発生した場合には、県に対して医療救護班の派遣を要請する。住民対策部は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に救護所を設置し、総務対策部、救助隊、医療救護班等と連携を図り、効果的な医療救護活動を行うことができるよう努める。また、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

4 町内医療機関の機能維持

住民対策部は、町内の医療機能の麻痺を最小限に食い止めるため、医療機関に対して必要な支援対策を講じる。ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資機材の不足等で機能が低下した場合は、保健所等に連絡し協力を仰ぐ。

5 応援の受入れ

県医療救護班及び医療ボランティアの応援の受入れは、住民対策部を窓口として行う。住民対策部は、受入れにあたって以下の点に努める。

- ・必要な情報の提供
- ・受け入れ場所（医療救護所）に関する調整
- ・物資、資機材等の支援
- ・宿舍等の支援

6 緊急医療の実施

災害のため医療及び助産のみちを失った者に対する医療及び助産は、町長（住民対策部）が行う。（災害救助法適用時において知事から委任された場合を含む。）

（１）医療

① 対象者

医療を必要とする状態にもかかわらず災害のために医療のみちを失い、応急的に医療を施す必要のある者に対して行う。

② 範囲

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置，手術，その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

③ 医療救護班の編成

医療は住民対策部が担当し，災害の程度に応じ救護班の数及び配備についてその都度決定する。

④ 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は，病院等に収容するものとする。

(2) 助産

① 対象者

災害発生の日以前又は以降 7 日以内に分べんした者で，災害のために助産のみちを失った者に対して行う。

② 範囲

- ア 分べんの介助
- イ 分べん前，分べん後の処置
- ウ 脱脂綿，ガーゼその他衛生材料の支給

③ 助産の方法

助産は，医療救護班が行うものとするが，やむをえない場合は，婦人科病医院及び助産院等で行う。

7 後方医療機関への搬送

(1) 負傷者等の後方搬送

町内で処置の困難な重症患者が発生した場合，消防本部（東分遣所・長島分遣所）は以下により町外の後方医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。

- ① 車両での搬送が可能な場合，受け入れ可能な医療機関（災害拠点病院等）へ搬送する。車両の調達が困難な場合は，総務対策部に車両の調達を要請する。
- ② 車両での搬送が困難な場合（黒之瀬戸大橋や伊唐大橋が通行止めとなったような場合），総務対策部はヘリコプター又は船舶による搬送について必要な対策を講じる。ヘリコプター又は船舶による搬送の場合，県（危機管理局危機管理防災課）との間で受入れ先医療機関等に関する調整を的確に行う。

(2) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは，1 人 1 回の透析に約 120 リットルの水を使用する血液透析を週 2 ～ 3 回受けており，災害時にも平時と同様の医療を要することから，適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンдрーム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、県、医師会等関係機関から情報提供（診察可能な医療機関の情報等）を受け、搬送及び患者への情報提供を行う。

（３）在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所等を通じて把握している患者を、県、医療機関、近隣市町村等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

8 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救護活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

資料１９ トリアージ・タグの様式

第 8 重要道路の確保

1 道路の被害状況、交通状況の把握

経済対策部は、パトロール等を実施して町内の重要道路（国道 389 号線，県道，主要町道等）の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに，土木事務所，阿久根警察署（各駐在所）等関係機関と連絡を密にとり周辺市町を含む道路被害の状況及び交通状況（公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む。）を把握する。

経済対策部は，把握した情報を取りまとめて地図を作り，逐次総務対策部及び消防本部（東分遣所・長島分遣所）に連絡するとともに，町民への広報に努める。

2 交通規制等の実施

総務対策部は，経済対策部と協議し，被災者の移送，被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認める時は，県公安委員会（阿久根警察署）に災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制を要請する。

また，町道の破損，決壊，浸水その他の事由により交通が危険である場合，経済対策部は，道路法第 46 条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

3 重要道路の応急措置

（１）基本方針

経済対策部は，被害状況等に基づき，効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し，建設業協会等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお，町内の国道，県道については出土木事務所が所管しており，応急措置を必要とする場合は連絡し，対応を要請する。緊急の場合は，町において応急措置を施し各機関に報告する。

- ・ 消火活動，救出活動上重要な道路
- ・ 緊急医療上重要な道路（後方医療機関への搬送に必要な道路，緊急時ヘリコプター臨時離着陸場に通じる道路）
- ・ 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- ・ 広域応援受入れ上必要な道路

（２）応援要請

被害甚大で，町内建設業者で対応が難しい場合は，県に県内建設業協会，自衛隊等の応援を依頼する。

資料 1 3 町内建設関係機材保有数

第 9 輸送手段の確保

1 車両の確保

(1) 緊急通行車両の確保

ア 確認申請の準備

本町を含む広域的な災害が発生した場合、交通規制の実施に備え、総務対策部は緊急通行車両の事前届出により「届出済証」を受けている車両の確認申請の準備を行う。

イ 確認申請

交通規制が実施された場合、総務対策部は直ちに阿久根警察署に緊急通行車両の確認申請を行い、緊急通行車両を確保する。車両の不足が予想される場合は、事前届出を行っていない車両についても確認申請を行う。

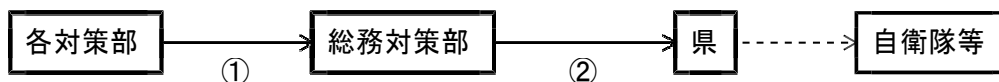
(2) 輸送車両の確保

町有車両については、原則として各対策部が総務対策部と調整して各々確保することとする。これをもって不足する場合は、総務対策部が民間の輸送車両を確保する。

資料 1 3 町内建設関係機材保有数

2 ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、各対策部は次によりヘリコプターを確保する。



①：各対策部は、ヘリコプターを確保する場合、総務対策部に県に対する応援要請を依頼する。

②：①の要請を受けた総務対策部は、県に対して県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。

＊応援の受け入れ及び調整は、総務対策部が行う。

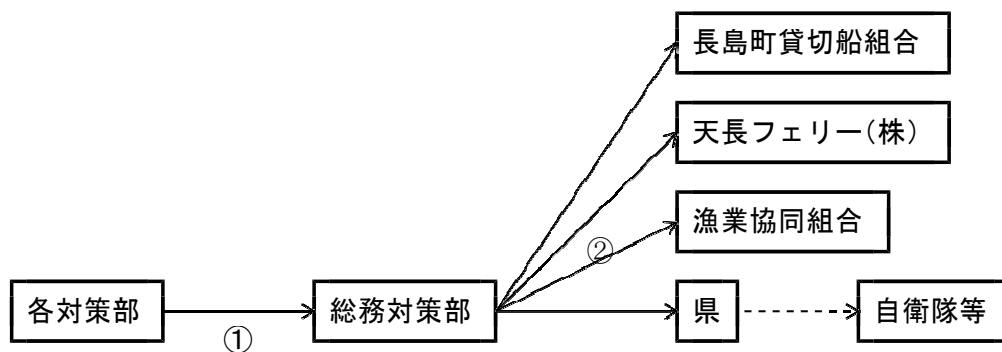
＊緊急時ヘリコプター離着陸場の管理は、総務対策部が行う。

＊県防災ヘリコプターの応援要請については、「第 1 節 第 5」参照。

資料 1 0 ヘリコプター発着場予定地

3 船舶の確保

輸送手段として、船舶（漁船等）が効果的と判断された場合、各対策部は次により船舶を確保する。



①：各対策部は、船舶を確保する場合、総務対策部に漁業協同組合、県等に対する応援要請を依頼する。

②：①の要請を受けた総務対策部は、漁業協同組合、県等に対して船舶の応援要請を行う。

＊応援の受け入れ及び調整は、総務対策部が行う。

4 輸送時の集積拠点施設の確保

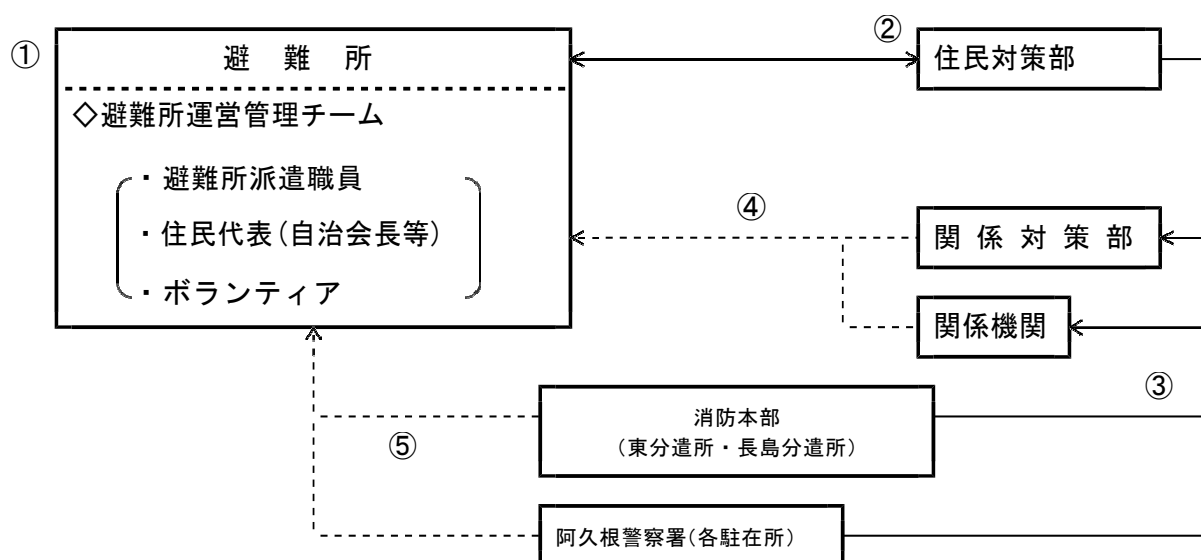
輸送施設の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、総務対策部は、最も適当な輸送施設を選定し確保する。

輸送・物資等集積拠点施設	長島町開発総合センター 代替施設：長島町総合町民体育館
指江輸送拠点施設	指江庁舎 代替施設：長島町文化ホール
港湾・漁港	
獅子島輸送拠点	諸浦港 代替施設：薄井漁港，宮ノ浦港 片側港 代替施設：幣串漁港，獅子島港
港湾・漁港	
県管理港湾	指江港 瀬戸港 片側港 宮ノ浦港
県管理漁港	薄井漁港 幣串漁港 葛輪漁港 芽屋漁港
町管理港湾	脇崎港 浦底港 伊唐港 本浦港 白瀬港 加世堂港 諸浦港 唐隈港 小浜港 浜漣港 獅子島港（御所ノ浦，立石，柏栗，湯ノ口各地区） 城川内港 北方崎港 口ノ福浦港
町管理漁港	大島漁港 観音漁港 三船漁港 伊唐北漁港 蔵之元漁港 汐見漁港
緊急ヘリポート	資料１０ ヘリコプター発着場予定地

第 10 避難所の運営（災害救助法適用の場合有）

1 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次の運営管理体制により運営する。



- ①：各避難所に、避難所派遣職員，住民代表（自治会長等），ボランティアで構成する避難所運営管理チームを組織し，当該避難所の円滑な運営を行う。避難所運営管理チームは，避難所日誌（様式 10）を作成し情報の整理に努める。
- ②：住民対策部は，避難所から避難所のニーズ（必要な物資，その他措置すべき事項）を把握する。
- ③：住民対策部は，②で把握したニーズを関係対策部及び関係機関に伝え対応を要請する。
- ④：③で要請を受けた関係対策部及び関係機関は，必要な措置を講じる。
- ⑤：消防本部（東分遣所・長島分遣所）及び阿久根警察署（各駐在所）は，適時，避難所を巡回し，防火，防犯に関するニーズを把握するとともに，必要な措置を講じる。

2 避難所の標準設備等

住民対策部は，避難所の開設が 3 日以上に及ぶ場合には，各対策部及び関係機関等の協力を得て次ページ（避難所の標準設備例）を参考に設備の充実に努める。その際，生活環境に注意を払うとともに，プライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難場所の運営管理に努める。

◇避難所の標準設備例（避難所の開設が長期に及ぶ場合）

○特設コーナー：	☐ 広報広聴コーナー ☐ 情報連絡室（無線、電話、FAX等） ☐ 更衣室 ☐ 特設・臨時電話	☐ 救護所（保健室等）
○資機材等：	☐ 寝具 ☐ 被服 ☐ 日用品（タオル、歯ブラシ等） ☐ 常備薬 ☐ 仮設トイレ ☐ 炊き出し備品 ☐ 畳・カーペット・ゴザ ☐ 間仕切り用パーテーション（パネル） ☐ 洗濯機 ☐ 乾燥機 ☐ テレビ、ラジオ	☐ 簡易シャワー ☐ 仮設風呂 ☐ 扇風機 ☐ 網戸 ☐ ストープ ☐ 暖房機 ☐ 電源設備 ☐ 給水タンク ☐ 掲示板 ☐ パソコン
○スペース：	☐ 駐車場 ☐ 仮設トイレ ☐ 仮設風呂 ☐ 給水タンク ☐ 掲示板 ☐ 資機材置場	

3 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所に広報広聴担当者（町職員で対応できない場合はボランティアを募る。）を置き、避難者に張り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。なお、屋外に掲示板を設置する場合は夜間でも読めるよう照明等に注意する。

4 避難所での医療

住民対策部は、保健所等と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（救護所）を併設する。救護所を設置しない避難所については、適時、医療チーム、健康相談チーム、精神保健チームを巡回させる。

救護所に配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、必要に応じ、歯科巡回診療車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

5 避難所の生活環境への配慮

(1) 衛生

住民対策部は、避難所におけるし尿、ごみ、食品管理等衛生面での配慮を避難所運営管理チームに指導する。

(2) プライバシー保護

住民対策部及び避難所運営管理チームは、避難所でのプライバシーの保護のため、可能な限り間仕切り等の設営に努める。

(3) 防火・防犯

消防本部（東分遣所・長島分遣所）及び阿久根警察署（各駐在所）は、避難所での防火・防犯について避難所運営管理チームを指導するとともに、必要に応じてパトロールを行う。また、避難した地区におけるパトロール及び施錠等の防犯対策に注意を払う。

(4) 要配慮者への配慮

住民対策部は、関係各対策部及び町災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、避難所で生活する要配慮者に十分配慮した対策を講じる（避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

また、福祉避難所を設置した場合は、次の事項に留意する。

- ① 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を常時配置すること。
- ② 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、ホームヘルパーの派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。
- ③ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図ること。

6 広域的避難収容・移送

住民対策部は、町内避難所に被災者を受け入れることが困難であると判断した時は、総務対策部と協議し、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理防災課）に要請する。

また、広域避難を要請した場合、住民対策部の職員の中から移送先における避難所管理者を定め移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては、引率者を添乗させる。

県から被災者の受け入れを指示された場合、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。

移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町村が行うが、住民対策部は運営に協力する。

第 11 給水（災害救助法適用の場合有）

1 被害状況の把握

水道対策部は、災害後地区毎にチームを編成し断水状況を調査する。その際、避難所及び避難行動要支援者関連施設の状況に留意する。

2 給水

断水時の給水は経済対策部が次の方針で実施する。

（１）給水の基本方針

災害応急対策及び町民生活の安定のため、一刻も早く水道機能の回復を図ることが最優先されることから、水道対策部は復旧を最優先とした活動を行い、給水については他の水道事業者等に積極的に応援を求める。

（２）給水活動

ア 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水基準

最低給水量は１人１日 20 リットルを目安とするが、状況に応じて給水量を増減する（被災直後は生命維持のための量（１人１日 3 リットル）とするなど。）。

ウ 給水方法の選択

給水の方法は、以下の内①及び②を原則とし、状況に応じて他の方法も用いる。なお、避難所及び避難行動要支援者関連施設については、給水タンク等で個別に給水する。

- ① 配水池等での拠点給水（仮設給水栓を設置）
- ② 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水
- ③ 仮設管、仮設給水栓等を設置しての応急給水
- ④ 水の缶詰、ペットボトル等による応急給水

エ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに保健所に連絡し、指定検査機関に水質検査を要請する。

オ 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障害者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そこで、住民対策部は、要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、町災害ボランティアセンターに登録しているボランティアや町民に要配慮者への支援を求める。

3 広報

「第2 広報」にしたがって広報活動を行う。

4 施設の応急復旧

施設の応急復旧は経済対策部が、指定工事業者等の支援を受けて実施する。その方法等はおおむね以下のとおりとする。なお、町のみで対応が困難な場合は、他の水道事業者等に応援を求める。

(1) 復旧班の編成

復旧は、指定工事業者等の協力を得て復旧班を編成して行う。

(2) 応急復旧

被災施設の応急復旧順位はおおむね次のとおりとする。

- ア 取水，導水管
- イ 配水施設
- ウ その他給水管等

(3) 資機材の調達

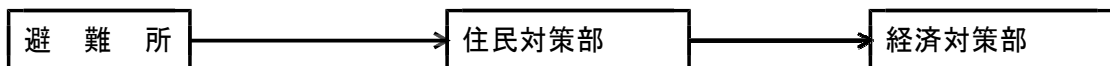
応急復旧資機材は、指定工事業者等から調達する。

第 12 食料の供給（災害救助法適用の場合有）

1 給食需要及び能力の把握

避難所に収容されている避難者，住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は，原則として避難所において行うものとし，給食需要及び能力の把握は次により行う。

【給食需要及び能力把握の流れ】



①：住民対策部は，以下の点を避難所から把握し，必要な食料の確保を食料物資対策部に要請する。

- ・避難所に避難した者の数
 - * ミルクを必要とする乳児の数，給食に配慮を要する要配慮者の数について留意する。
- ・避難所施設の自炊能力
- ・避難者以外で地区内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
- ・その他避難所での食料供給に関して必要な事項

②：経済対策部は，①の情報を基に給食需要及び能力を把握し，食料供給方法の基本方針を決定する。

食料の供給方法としては以下の方法を検討する。

- ・パン、弁当等の確保
- ・給食センターでの炊き出し
- ・避難所での炊き出し
- ・自衛隊の災害派遣による炊き出し
- ・県を通じての食料の調達及び供給
- ・他市町村からの調達及び供給

2 給食基準

1 日あたりの配給量の基準は次のとおりとする。

1 日あたりの配給量の基準

品目

被災者

1 食あたり精米 200g 以内

穀類	応急供給受給者 災害救助従事	1人1日あたり精米 400g 以内 1食あたり精米 300g 以内
----	-------------------	--------------------------------------

乾パン		1食あたり 1包 (100g 入り)
食パン		1食あたり 185g 以内

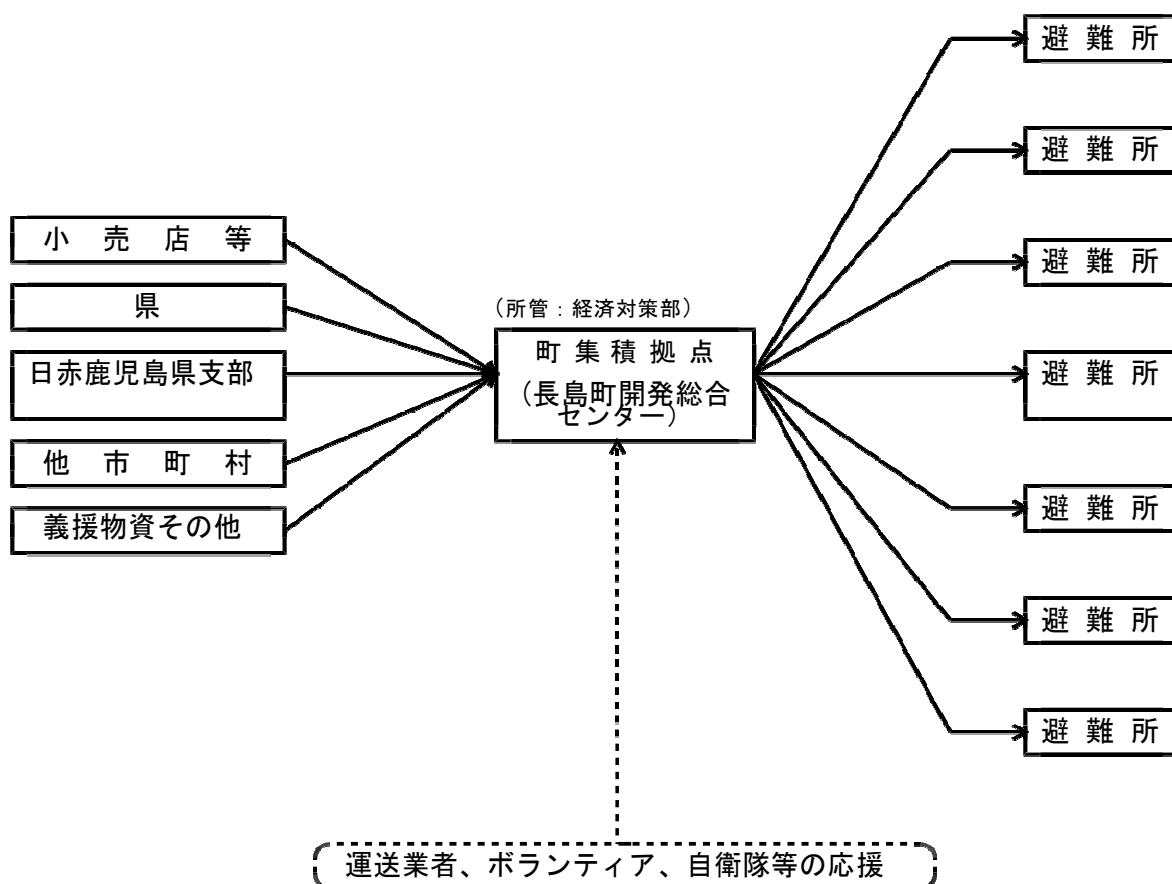
調整粉乳		乳児 1日あたり 200g 以内
------	--	------------------

3 食料の確保・輸送

(1) 食料の確保・輸送の流れ

食料の供給が必要な場合、その確保及び輸送は以下の体制を参考とし、災害の状況を見て最も効率的な方法で行う。食料の確保は、経済対策部が担当する。

【食料の確保・輸送の流れ】



(注) 町集積拠点については、必要に応じて商工会、JA等民間団体等に協力を求め、効率的な集積を行う。

(2) パン、弁当等の確保

経済対策部は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、近隣の小売店に対して食料の確保を要請する。

資料 15 食料調達一覧

(3) 給食センターでの炊き出し

住民対策部は、教育対策部と協議し、給食センターでの炊き出しが必要と判断された場合は、給食センターでの炊き出しを実施する。

(4) 避難所での炊き出し

住民対策部は、避難所となった施設の管理者と協議し、避難所での炊き出しが可能と判断された場合は避難所での炊き出しを実施する。経済対策部は、避難所での炊き出しに必要な食料等を確保する。避難所での炊き出しにあたっては、責任者を配置し、安全面、衛生面に十分配慮する。また、炊き出しの際には、プロパンガス販売事業者、各自治会、ボランティア等へ協力を要請する。

なお、各自治会及びボランティア等が独自に炊き出しを行う場合は、安全面、衛生面の指導を行った上で適切な場所を提供する。

(5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

経済対策部は、自衛隊による炊き出しが効果的であると判断した場合は、総務対策部を通じて自衛隊の災害派遣を求める。

(6) 県を通じた食料の調達

経済対策部は、町のみで食料を確保することが困難な場合は、総務対策部を通じて県に対し食料の供給を要請する。

(7) 他市町村からの食料の調達

経済対策部は、町のみで食料を確保することが困難な場合は、総務対策部を通じて他市町村に対し食料の供給を要請する。

(8) 米穀及び乾パンの調達

米穀及び乾パンの調達が必要な場合、経済対策部は、総務対策部を通じて「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」等に基づき調達する。

○知事及び食糧事務所の連絡先

連絡場所	所在地	電話番号	品名	備考
鹿児島県農産園芸課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3175	米	
出水農林水産事務所 農政課	出水市昭和町 18-18	0996-63-3111	米	
九州農政局 鹿児島農政 事務所 地域第1課	薩摩川内市勝目町 4137-5	0996-22-4156		

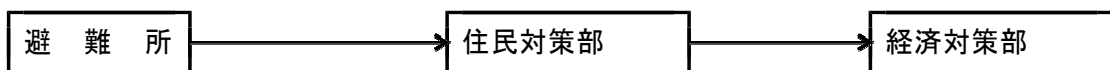
○主食（米）の在庫場所 資料 15 食料調達一覧

第 13 生活必需品等の供給・貸与（災害救助法適用の場合有）

1 生活必需品等の需要の把握

災害による住家被害等により，日常生活に欠くことのできない被服，寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品等の供給は，原則として避難所において行うこととし，災害発生後の生活必需品等の需要の把握は，次により行う。

【生活必需品等の需要把握の流れ】



①：住民対策部は，以下の点を避難所から把握し，必要な生活必需品等の確保を経済対策部に要請する。

- * ・寝具：毛布，布団，マット等
- ・外衣：普段着，作業着，婦人服，子供服等
- ・肌着：シャツ，ズボン下，パンツ，靴下等
- ・身の回り品：タオル，軍手，長靴等
- ・炊事用具：鍋，釜，包丁，バケツ，カセットコンロ，洗剤等
- ・食器：茶碗，汁碗，皿，箸等
- ・日用品：懐中電灯，乾電池，石鹼，ちり紙，歯ブラシ，歯磨き粉等
- ・光熱材料：マッチ，ライター，ローソク，薪，木炭，プロパンガス等
- ・その他：紙おむつ，風邪薬等，AM／FMラジオ等

②：経済対策部は，①の情報を基に生活必需品の需要を把握し，生活必需品等の供給方法の基本方針を決定する。生活必需品等の供給方法としては以下の方法を検討する。

- ・流通物資の確保
- ・県を通じての生活必需品等の調達
- ・日本赤十字社救援物資の供給
- ・他市町村からの調達
- ・義援物資の活用

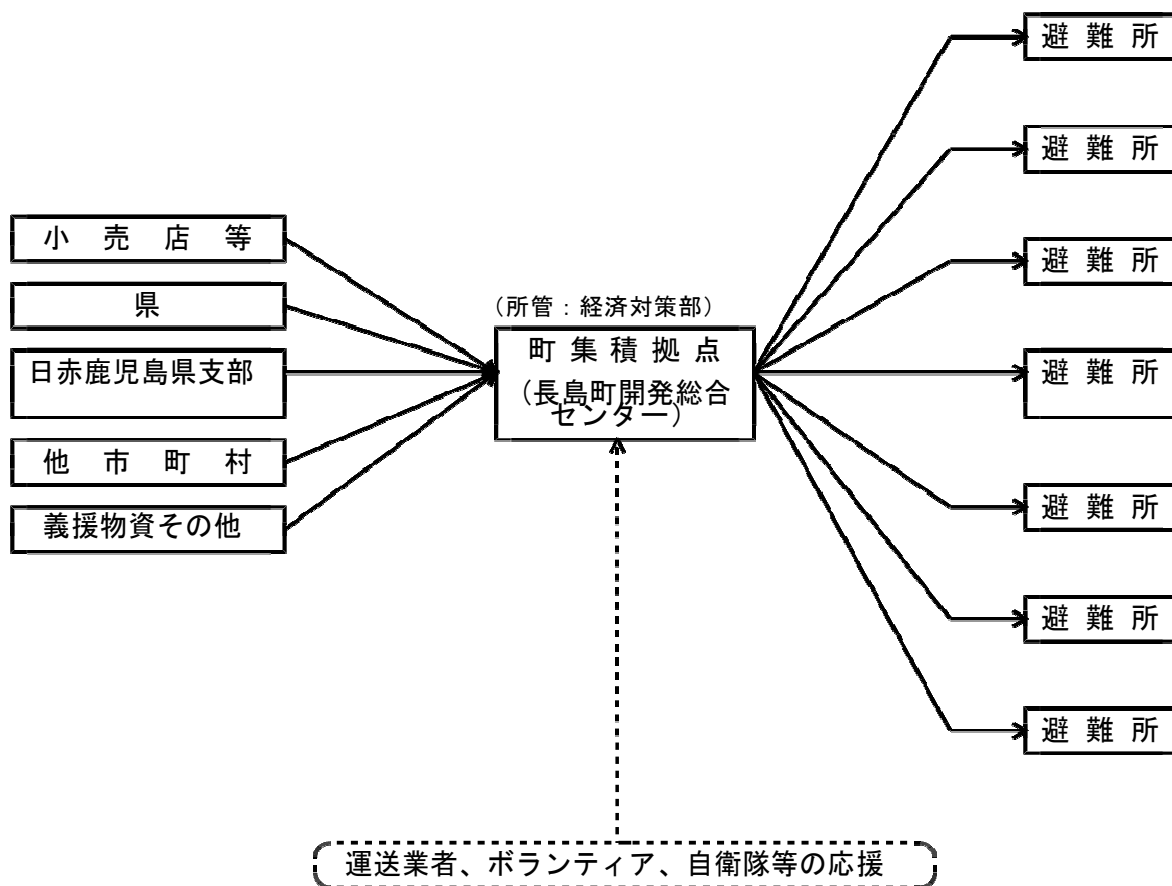
2 生活必需品等の確保・輸送

（１）生活必需品等の確保・輸送の流れ

生活必需品等の供給が必要な場合，その確保及び輸送は以下の体制を参考とし，災

害の状況をみて最も効率的な方法で行う。

【生活必需品等の確保・輸送の流れ】



(注) 町集積拠点については、必要に応じて商工会，JA等民間団体等に協力を求め，効率的な集積を行う。

(2) 流通物資の確保

経済対策部は，流通物資による生活必需品等の確保が必要と判断した場合は，近隣の小売店に対して生活必需品等の確保を要請する。

資料15 食料調達一覧

(3) 県を通じての生活必需品の調達

経済対策部は，町のみで物資を確保することが困難な場合は，総務対策部を通じて県に対し物資の供給を要請する。

(4) 日本赤十字社鹿児島県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社鹿児島県支部からの救援物資は，町社会福祉協議会を窓口にして確保する。

(5) 他市町村からの物資の調達

経済対策部は，町のみで物資を確保することが困難な場合は，総務対策部を通

じて他市町村に対し物資の供給を要請する。

(6) 義援物資の活用

ア 義援物資の募集

災害の状況によっては、義援物資の募集を行う。募集にあたっては、報道機関に協力を求める。義援物資については、避難所の運営管理チーム等を通じて被災住民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく募集を行う。

総務対策部及び経済対策部は、義援物資について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

- ① 一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしいという旨の報道を各機関に依頼する。
- ② 義援物資については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。

イ 義援物資の受付

町に寄託された義援物資については経済対策部において受け付ける。義援物資については、原則として町役場に集積し、種類別に分別した上で他の物資とともに輸送・配分する。

義援物資の受領に際しては、寄託者に受領書を発行するとともに、保管にあたっては、寄託者名、物品名、数量等を、受付簿を作成し記入する。

ウ 義援物資の活用

応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援物資のうち直ちに利用できる物資は、本部長（町長）に協議の上有効に活用する。

3 町長の要請による県の法外援護

町長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

(物資の供給)

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
全焼 全壊・流失)	13,900 円	17,800 円	26,200 円	31,300 円	39,700 円	5,800 円
半焼・半壊 床上浸水)	4,500 円	6,000 円	9,100 円	11,000 円	14,000 円	2,000 円

第 14 遺体の処理，埋・火葬（災害救助法適用の場合有）

1 遺体の処理

（１）方法

災害の際死亡した者のうち，身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者については，警察官等による検視（見分）後，住民対策部が遺体の処理を以下により行う。

ア 医療救護班の要請

住民対策部は，遺体の処理を適切に行うため，県に対し医療救護班の派遣を要請する。

イ 遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理

遺体の一時保存の前に，遺体の洗浄，縫合，消毒等の処理を行う。

ウ 遺体の一時保存

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし，また，死亡者が多数のため早急に処理できない場合，住民対策部は総務対策部と連携して遺体の安置場所を確保し，町民に広報する。安置場所は，原則として避難所及び応援部隊の拠点となった施設を除くものとする。遺体の安置にあたっては，納棺用品，ドライアイス等を確保する。

エ 検案

遺体の死因その他についての医学的検査は，原則として医療救護班その他医師の協力を得て行い，この検案書を町が引き継ぐ。

オ 遺体処理台帳の整備

身元不明の遺体は，遺体処理台帳により処理し，事後確認のため遺体の写真撮影，遺品の保存等の措置をとり，身元の発見に努める。

（２）費用

費用に関し，災害救助法が適用された場合は県が負担する。基準等については「第 1 節 第 8」参照。

2 遺体の埋・火葬

（１）方法

災害の際死亡した者に対し，その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋・火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合については，住民対策部が遺体の埋・火葬を以下により行う。

ア 埋火葬台帳の作成

住民対策部は，埋火葬許可証を発行するとともに，埋火葬台帳を作成する。

イ 火葬

住民対策部は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて他の火葬場を確保し火葬する。遺体の運搬にあたっては、民間業者の協力を得る。

ウ 遺骨、遺留品の保管

身元不明の遺体について、住民対策部は、遺骨、遺留品を包装し、遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

エ 遺留品の引き取り

ウについて、家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望があった場合は、住民対策部が引き渡す。

(2) 費用

費用に関し、災害救助法が適用された場合は県が負担する。基準等については「**第1節 第8**」参照。

第 15 防疫・保健衛生

1 防疫活動

住民対策部は、県（保健所）の指示に従って防疫上必要な措置を行う。要員が不足する場合は、他対策部等の協力を得る。

（１）防疫班の編成

防疫活動実施のための防疫班の編成は、住民対策部職員の他、作業員を臨時に雇いあげるものとし、概ね次のとおり編成する。

班名	区分	班 長	班 員	器 具 等	備 考
第 1 班		1	2	フォグマシン	
第 2 班		1	2	〃	

（２）防疫の実施

ア 清潔方法

知事の指示に基づき、被災地域及びその周辺地域について臨時の清潔を実施する。方法は、道路側溝、その他公共の場所を中心に感染症予防のための衛生処理を実施する。なお、被災家屋及びその周辺の清潔方法は、各世帯主が実施するものとする。実施要領は、感染症予防医療法及び鹿児島県地域防災計画に定めるとおりとする。

イ 消毒方法

知事の指示に基づき実施するものとし、実施要領は伝染病予防法施行規則により実施するものとする。なお、消毒に要する１戸あたりの使用薬剤の基準は、概ね次の基準のとおりとする。

災害の程度	クレゾール（屋内）	クロール石灰 （床下、便池及び周辺）	加-肋峠 （井戸）
床 上 浸 水 （全半壊流出を含む）	2 0 0 g	6 k g	2 0 0 g
床 下 浸 水	5 0 g	6 k g	2 0 0 g

（注）特に床上浸水地域に対しては、被災の直後に衛生委員を通じて、各戸にクレゾール及びクロールカルキを配布して、床、壁の拭浄手洗設備の設置、便所の消毒及び飲料水（井戸）、生野菜等の消毒を指導する。

（３）ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、概ね下表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実

施するものとする。

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別，剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内，床面，床上)	オルソデクロールベンゾ ール剤（便所）
床上浸水 (全壊，半壊，流失を含む)	油剤 1戸当たり 2 リットル 乳剤（20倍液として使用 する場合） 1戸当たり 2 リットル 粉剤 1戸当たり 0.5kg	1戸当たり 40 g
床下浸水	油剤 1戸当たり 1 リットル 乳剤（20倍液として使用 する場合） 1戸 当たり 1 リットル 粉剤 1戸当たり 0.5kg	1戸当たり 40 g

（薬剤の種類及び剤型は，現地の実情に応じ適宜選択してさしつかえない。）

（４）患者等に対する措置

被災地で伝染病患者又は病原体保有者を発見したときは，速やかに次の隔離施設に委託収容するものとする。交通と絶等のため隔離施設に収容できない場合は，近くの適当な場所に隔離施設を設けて収容する。又は，やむを得ない事情等による他集合発生した場合は自宅隔離とすることもあるが，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則を厳守させ，特にし尿の衛生処理について十分指導監視する。

隔離施設名	所在地	電話番号	病床数	備 考
北薩広域行政事務組合 隔離病舎	出水市明神町 520	0996-67-1611	18	出水総合医療セ ンター

（５）避難所の防疫措置

避難所は応急的な仮設でかつ大量の避難者を収容するため不衛生になりがちであるので，保健所の指導を得て防疫活動を実施する。この場合，避難所運営管理チームの協力を得るようにし，防疫の完璧を期するようにする。なお，防疫活動は，次の事項に重点を置いて行うものとする。

- ① 検病検査
- ② 清潔消毒の実施
- ③ 集団給食の衛生管理
- ④ 飲料水の管理
- ⑤ その他施設内の衛生管理

資料 1 6 町有防疫及び清掃資機材

2 保健活動

(1) 衛生

ア 被災者に対する衛生指導

住民対策部は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

イ 食中毒の防止

住民対策部は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

(2) 保健

ア 被災者に対する保健相談

住民対策部は、保健所等の協力を得て避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

また、必要に応じて、精神科医や臨床心理士、各医療ボランティアと連携して、心理相談（心のケア）を実施する。

イ 被災者に対する栄養相談

住民対策部は、必要に応じて、保健所、栄養士会等との協力により、避難所等の被災住民に対し、疾病者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

第 16 廃棄物及びし尿の収集処理

1 基本方針

廃棄物及びし尿の処理は、町（住民対策部）の責任において行う。被害が甚大で町において処理が困難な場合は、県、関係機関及び他市町村に応援を求めるなど、必要な措置を講じる。

2 ごみ処理

（１）処理対策

ア 排出場所

住民対策部は、通常の排出場所の他、避難所等に仮設ステーションを設置する。

イ 分別排出

住民対策部は、処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について町民に広報するとともに、避難所運営管理チームを指導する。収集は、可燃物を優先する。また、定期的な消毒を行う。

ウ 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、防疫上収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行えるよう体制の確立を図る。

エ 廃棄物の仮置き

災害時には粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、暫定的に積み置きするなどの措置を講じる。その際、産業廃棄物が持ち込まれたり、衛生害虫が発生しないよう仮置場の管理を徹底する。

オ 廃棄物の処分

廃棄物は最終処分場で処理するが、処分場の容量に余裕がなかったり、被害を受けて使用が不可能な場合は、代替処分地を確保して処分を行う。代替処分地の選定にあたっては、候補地を数地区選び、搬入路の状況、容量、工事費、閉鎖後の管理の難易度を考慮し、県の指導を受ける。

（２）応援体制の確保

被災地における環境保全の必要性を考え、ごみ処理にあたり、平常作業及び臨時雇い上げによる併用応援体制を確立し、必要に応じて近隣市町村等から人員及び器材の応援を求める。他の市町村の応援を求める場合には、県の指導を受ける。

資料 16 町有防疫及び清掃資機材

3 し尿処理

(1) 下水道施設の応急措置

災害が発生した場合、水道対策部は直ちに、下水道施設の被害状況の調査及び施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止を図る。

(2) 作業体制の確保

平常作業からの全面応援及び近隣市町村からの応援作業は、収集可能となった状態から7日間を限度とし、また、処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町村の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

また、防疫面に配慮し、被災し使用不能となった建物内の便槽に貯留されているし尿及び汚水についても早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

他の市町村の応援を求める場合には、県の指導を受ける。

(3) 処理対策

ア 被害状況の把握

水道対策部は、下水道施設の被害状況を調査し、施設の点検を行う。

住民対策部は、トイレの使用ができない地域の状況を把握する。

イ 仮設トイレの設置

① 仮設トイレの設置場所

住民対策部は、アの情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。

＊仮設トイレの設置箇所

- ・避難所
- ・その他必要と認められる場所

② 仮設トイレの確保

住民対策部は、リース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

③ 衛生指導

仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、町防災行政無線（同報系）等を通じて指導を行う。

④ 施設の応急措置

水道対策部は、下水道施設の応急措置及び復旧を図る。

⑤ その他

仮設トイレのし尿収集が遅れる場合は、汚物槽を取り外し、ふたをして予備の槽と取り替えるなどの対策を講じる。

資料 16 町有防疫及び清掃資機材

4 産業廃棄物処理

事業者の被災に伴って排出されるごみは、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。事業者は、最終処分場での処理を希望する場合は、町及び処理場の管理者と十分協議する。

5 災害廃棄物（がれき等）の処理

（１）基本方針

町は、復旧・復興を迅速に行うため、災害廃棄物（がれき等）の処理を早期に開始する。大量の災害廃棄物（がれき等）が発生しその処理が町のみで行い難いときは、近隣市町村及び県に必要な支援を要請する。

（２）実施計画

ア 仮置場、最終処分地の確保

災害廃棄物（がれき等）の仮置場は、町内において住民生活に影響のない場所の中から状況に応じて町が選定し確保する。また、最終処分地の確保についても原則として町が行う。困難な場合は、県と協議する。

イ リサイクルの徹底

災害廃棄物（がれき等）の処理にあたっては、適切な分別を行って可能な限りリサイクルに努める。また、リサイクルの技術的指導者の派遣又は業者の選定等について県と協議する。

ウ 環境汚染の未然防止と住民、作業者の健康管理

災害廃棄物（がれき等）の処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康と安全の管理に十分配慮する。

エ 災害廃棄物（がれき等）の処理計画の公表

復旧・復興が効果的に行えるようにするため、その計画等を考慮した災害廃棄物（がれき等）の処理計画を明らかにし、円滑な処理を実施する。

（２）仮置場への搬入

住民対策部は、災害廃棄物（がれき等）の仮置場への搬入を町内の土木建設業者等に要請する。町内の業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。なお、その際、十分な分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、災害廃棄物（がれき等）の適正処理・リサイクルに努める。

（３）最終処分場への搬出

住民対策部は、適当な時期に仮置場の災害廃棄物を最終処分場へ搬出する。

第 17 文教対策

1 応急教育の実施

(1) 災害時の対応

ア 町の対応

教育対策部は、小中学校を指導・支援し、応急教育に関する災害時の対応を推進する。特に災害時には、情報連絡網が混乱することが予想されるので、的確な情報連絡体制の確保に努める。

イ 小中学校の対応

- ① 校長は状況に応じ、児童等に対し適切な緊急避難の指示を与える。校長が不在又は緊急には出校できない場合は、教頭等第二順位の者が実施する。
- ② 校長は、第一に児童等の安全確保に努めるとともに、できるだけ速やかに災害の規模、児童等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、教育対策部に報告する。
なお、災害時の状況により詳細な被害状況の把握及び報告が不可能な場合には、優先順位を判断し、最低限の報告をする。また、被害状況により施設内の危険箇所については立入禁止にするなど、二次災害の防止に努める。
- ③ 校長は状況に応じ、教育対策部に連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。
- ④ 学校に避難所が開設される場合には、住民対策部等と協議し、運営に協力する。
必要に応じて学校に避難所支援班を設置して対応する。
- ⑤ 校長は、事前に整備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急教育を行う。
- ⑥ 応急教育計画については、教育班に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童等に周知徹底を図る。
- ⑦ 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育対策部に連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

(2) 災害復旧時の対応

ア 町の対応

教育対策部は、小中学校を指導・支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を推進する。教育対策部は、必要に応じて学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のための情報収集伝達に万全を期する。

イ 小中学校の対応

- ① 校長は、教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童等の被災状況の調査把握に当たる。
- ② 学校と教育対策部及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を図る。教育対策部及び保護者との連絡は緊密にし、教科書および教材の供与等に係る必要業務に当たる。

- ③ 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童等は、学校に収容し、指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。また、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進等、外傷後ストレス障害（PTSD：災害により受けた強い心理的衝撃と恐怖感が事態が落ち着いた後も継続して現れ、通常の生活に支障をもたらす状態をいう。）等の問題についても配慮する。
- ④ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実状の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- ⑤ 避難場所として学校施設を提供したことにより長期間学校が使用不可能の場合には、教育対策部と協議し、他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- ⑥ 校長は、災害の推移を把握し、教育対策部と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。
- ⑦ 学校教育活動の早期再開に向けて、PTA や自治会等の協力が得られるよう、協議の場の設定に努める。

2 学校給食の応急措置

教育対策部は、学校給食調理場の施設、設備等に被害があった場合は、給食実施の可否について決定する。この際、次の事項に留意する。

- ① 被害があってもできうる限り継続実施するよう努める。
- ② 実施が困難な場合は、応急措置を施し速やかに実施できるよう努める。
- ③ 避難所が開設されている場合は、被災者の炊き出し施設としての使用もあるので、学校給食と炊き出しとの調整を図る。
- ④ 感染症の発生等衛生については特に留意する。なお、給食用製パン工場、製乳工場等が被災し、学校給食に影響を及ぼした場合は、県教育委員会に対して関係機関等の調整・指導を要請する。

3 学用品の調達及び支給

（１）基本事項

ア 給与の対象

災害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼、又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒。

町長がり災者として確認した児童生徒であること。

イ 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については１カ月以内、文房具及び通学用品については１５日以内とする。

（２）給与の実施

ア 教科書、教材の給与

り災児童生徒の調査は、教育班が小中学校と連携して行う。学用品の調査報告は、町長から知事へ行う。学用品の給与は町が行うが、町において調達困難なときには、知事に要請する。また、教科書については、県が町等からの報告に基づき教科書提供所から一括調達し、その配給の方途を講じることとなっている。

なお、教科書、教材が地域、学校によって異なる場合は、町が学校長の協力を得て、調達から配分まで行うこともある。

イ 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、町が被害の実状に応じ現物をもって行う。

4 幼稚園の安全確保

幼稚園長は、「**1 応急教育の実施**」に準じて園児及び施設の安全確保を図る。教育対策部は、幼稚園を指導・支援し安全確保対策を推進する。特に災害時には、情報連絡網が混乱することが予想されるので、的確な情報連絡体制の確保に努める。

また、町は、被災により幼稚園の授業料の減免が必要と認められる者について、条例・規則等の定めるところにより減免措置を講じる。

5 環境衛生の確保

教育対策部及び学校長(幼稚園長)は、災害後の学校・幼稚園における感染症、防疫対策に万全を期すため、保健所の指導、援助に基づく的確な措置を講じる。

6 文化財の保護

文化財が被災した場合、教育対策部は県に報告するとともに、関係者の協力を得て災害の拡大防止を図るために以下の応急措置を迅速に施し、本修理を待つこととする。

- ① 被害が小さいときは、所有者等と連絡をとりあって応急修理を施す。
- ② 被害が大きいときは、損壊の拡大を防ぐために、覆屋などを設ける。
- ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設け、現状保存を図るようにする。なお、美術工芸品の所有者、管理者の文化財の保管場所が損壊を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第 18 農林漁業対策

1 農産物対策

台風等により，農産物等に被害の発生が予想され，又は実際に被害が発生した場合，経済対策部は，県及び農業協同組合等と迅速に情報交換を行うとともに，連携して被害発生防止の指導又は応急・復旧対策措置を講じる。なお，主な農作物に係る対策は次のとおりである。

(1) 野菜対策

ア 応急措置

① 風害

- a. 作物に直接かぶさったものは取り除く。
- b. 倒伏したものは，土寄せをして直す。
- c. 種子の早期まきなおし又は代作種子の手配をする。
- d. ビニールハウスは，ビニールを除去し，杭や針金で補強する。
- e. 収穫直前のものは若どりして販売する。
- f. 折損傷を受けたものは，薬剤を散布して病虫害の発生を防ぐ。

② 水害

- a. 早期に排水を行う。
- b. 病虫害の早期薬剤防除を図る。
- c. まき直し種子の早期手配をする。
- d. 収穫見込みのものは事前に収穫する。

③ 干害

- a. 揚水，かん水を励行する。
- b. 代替種子の早期手配をする。
- c. 土表面を軽く中耕する。
- d. 病虫害の防除を徹底する。

④ 寒害

- a. 軽い凍結を受けた場合は，日光の当たる前に葉面かん水をして茎葉の凍結を徐々にとかす。
- b. 土壌が極端に乾燥すると寒害を受けやすいので，適宜かん水をする。
- c. 降雪の場合は，雪を払い落とす。
- d. ビニール施設に対しては，ビニールの二重被覆，暖房機の準備をする。
- e. 破損の補修又はとりかえをする。

イ 事後措置

① 風害

- a. 欠株を生じた場合，補植苗を植える。茎葉のついたものは水洗いする。
- b. 代作種子のたねまきをする。
- c. 速効性肥料の追肥をする。

d. 病虫害発生予防の農薬散布をする。

② 水害

a. 早期に葉面散布を行う。

b. 復旧の見込みのないものは防除して後作を植える。

c. 中耕，土寄せを行う。

③ 干害

a. 降雨を待つて代替種子のいっせいは種を行う。

b. 浅い中耕を行い毛管上昇を切断する。

c. かん水する。

④ 寒害

a. 寒さに強い種類，品種の選定

b. 土寄せを励行する。

c. 草勢回復のための葉面散布の励行及び窒素肥料を少量ずつ数回に分けて追肥する。

d. ビニール施設の点検整備をする。

(2) 果樹対策

ア 応急措置

① 風害

a. 枝が折れたり裂けたりした場合は切り捨て，切り口に「接ロウ」を塗る。 b. 傷が浅い場合は，なわでくくってゆ着を図る。

c. 倒伏樹は，早く起こし支柱を立て固定する。

d. かいよう病予防のため，幼，若木はボルドウ液，結実樹はストレプトマイシン剤を散布する。

e. 被害の程度により摘果する。

f. 潮風が上がったら6時間以内に清水で洗い流す。

② 水害

a. 極力排水を図る。

b. かいよう病予防のため，幼，若木はボルドウ液，結実樹はストレプトマイシン剤を散布する。

③ 干害

a. かん水を行うが，全面散水は効果が薄いので土管竹筒かん水を行う。

b. 結果過多の木は，摘果を早目にする。

④ 寒害

a. 寒害のおそれのある場合は，防害覆をする。

b. 降雪のはなはだしいときは，雪落としを励行する。

c. 樹勢回復のため，葉面散布をする。

イ 事後措置

① 風害

a. 落葉した成樹では，日焼や樹脂病予防のため石灰乳を塗布する。

b. 潮風で枯れこんだ場合は，防除せずほう芽を待つ。

② 水害

a. 土壌流失で根が露出したら，乾燥しないうちに客土と覆土を行う。

b. 浸水している場合は、速やかに排水を図る。

③ 干害

かん水間隔は土質によって異なるが、5～7日おきにかん水する。

④ 寒害

a. 土壌が乾燥しないように注意する。

b. せん定は、ほう芽を待って実施する。

c. 施肥は、春暖を待って速効性肥料の分肥を行う。

(3) 水稻対策

ア 応急措置

① 風害

a. 完熟期に近いもので、倒伏している稲は、早目に刈取るか架干しするか、又は脱穀して通風乾燥機で乾燥する。

b. 成熟期までかなり期間のある稲が倒伏した場合は、落水してていねいに起こし、4～5株ずつ結束する。

c. 出穂後まもない頃の早期落水は、水稻の倒伏を助長するので、落水期は機械使用にさしかえないかぎり、できるだけ遅らす。

② 水害

a. 冠浸水した水田は、早急に排水し、用水路を整備してから清水を入れる。

b. 海水が流入している場合は、早急にかけ流しかん水する。

③ 干害

a. ため池など用水源の実情を確認するとともに、ボーリング工事等を急ぎ用水を確保する。

b. 揚水用のポンプ等を整備する。

c. 用水路の漏水を防止し、降水を十分活用できるよう畦畔を整備する。

イ 事後措置

① 風水害

病虫害の発生（特に白葉枯病）に注意し、防除に努める。

② 干害

a. 枯死状態の場合は、代作を考慮する。

b. 病虫害の発生に注意し、防除に努める。

c. 水系別又は集落別に配水計画を立てる。

d. 生育時期における水の必要度に応じて節水栽培法をとりあげる。

(4) 甘しょ対策

ア 応急措置

① 風害

a. 中耕，追肥，培土を急ぐ。

b. 病虫害防除の徹底を期す。

② 水害

a. 排水溝の整備をする。

b. 病虫害防除を行う。

③ 干害

a. かん水可能なところはかん水する。

b. 敷草を行う。

④ 寒害

貯蔵甘しょの保温に努める。

イ 事後措置

① 風害

a. 潮害を受けたもので植えつけ間もないものは、再植付をし、生育中・後期のものは他作物への転作をする。

b. 収穫期に近いものは、早期収穫をする。

c. 生育途中のものは、追肥により生育を促進する。

② 水害

a. 水害により埋没したものは、排土排水作業を行う。

b. 植付後 30 日以内のものは、追肥を行い土寄せをする。

c. 種いも貯蔵期においては、排水に努める。

③ 干害

a. 降雨を待ち、復旧しないときは転作する。

b. 復旧可能なものは、肥培管理を徹底し、早急な回復を図る。

(5) 茶対策

ア 応急措置

① 風害

a. 茶樹の株元、地際の間隙ができた場合、周囲を踏み固める。

b. 早急に薬剤散布を行い、病虫害の発生防除に努める。

c. 日覆の落下したものは、早急に復旧を図る。

d. 樹勢回復のため施肥を十分に行う。

② 水害

a. 表土が流失し、根部の露出した茶園は、速やかに土寄せを行う。

b. 中耕を行い、土壌をやわらかくする。

c. 薬剤散布を徹底し、病虫害防除に努める。

③ 干害

a. 敷わらを十分に行い、土壌の乾燥を防ぐ。

b. 浅耕を行い、かん水に努める。

c. 樹勢回復のため、施肥は努めて液肥で行う。

d. 病虫害防除、特にウンカ、ダニの発生を予防する。

④ 寒害

a. 雪害に対しては、排水をよくする。

b. 樹勢回復並びに病虫害防除のため、施肥量の増加、薬剤散布の徹底を図る。

c. 霜害に対しては、被害の程度によりせん定する。

イ 事後措置

① 風害

枯損株は速やかに補植を行う。

② 水害

a. 土壌流失のはなはだしい茶園は客土する。

b. 排水不良園は、排水時の新設、増設を行う。

c. 決壊した畦畔等は、速やかに復旧する。

③ 干害

枯損株は速やかに補植を行う。

④ 寒害

a. 枯損株は速やかに補植を行う。

b. 霜害のはなはだしい場所においては、晩生種に改植する。

(6) 花き対策

ア 応急措置

① 風害

a. ビニールハウス等は被覆物を取り除く。

b. 花木類は、枝条の結束をとく。

c. 倒伏したものは土寄せをして直す。

d. 種子のまき直し、又は代作種子の手配をする。

e. 花木類で折損部位の多い株は切直し施肥する。

② 水害

a. 早急に排水を行う。

b. 病虫害防除のため、薬剤散布を行う。

c. 種子の早期まき直し、又は代作種子の手配を行う。

d. 球根類の腐敗したものは、直ちにに取り除く。

③ 干害

a. かん水施設のあるところでは、かん水をする。

b. 病虫害の防除を徹底する。

④ 寒害

a. ハウス内の気温が、5度以下に下がった場合は、朝気温上昇前にハウスを開放し急激温度上昇を防ぐ。

b. 雪の除去と雪どけの排水に努める。

c. 病害予防に薬剤を散布する。

イ 事後措置

① 風害

a. 欠株を生じた場合、補植苗を植える。

b. 代作種子のまき直しをする。

② 水害

a. 排水溝を整備する。

b. 中耕、土寄せ、追肥をする。

c. 根腐れや、球根の腐敗したものは、直ちに除去して代作種子をは種する。

③ 干害

かん水施設を整備する。

④ 寒害

a. ビニールハウスの点検整備

b. 寒さに強い代作作物の選定

2 家畜管理計画

(1) 防疫体制

災害発生と同時に家畜の防疫に必要な家畜防疫班員が動員できるように、次のような体制を整備する。

ア 防疫体制

経済対策部長

—— 畜産班
(畜産係長)

- (1) 被災状況の調査に関すること。
- (2) 被災家畜の衛生管理に関すること。
- (3) 防疫業務に関すること。
- (4) 家畜防疫班員に関すること。
- (5) 防疫器具薬品の調達に関すること。
- (6) その他連絡調査に関すること。

イ 畜産防疫班の編成

a. 農林水産対策部員

b. 臨時に雇い上げた職員及び作業員

(2) 畜舎（鶏舎）の消毒

家畜伝染病の発生に備え、畜舎（鶏舎）の消毒を次のように実施する。

ア 実施の方法

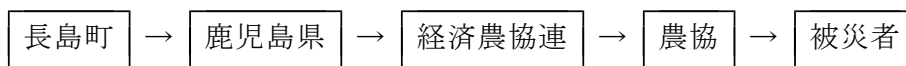
動力噴霧器を使用し、県及び家畜防疫員の指導のもと実施する。

イ 消毒薬品

消毒薬は、とりあえず北薩家畜保健衛生所に保管してあるものを利用し、不足分については薬品業者から購入する。

(3) 飼料の確保

災害時の緊急を要する飼料は、次の機関を通じ必要量を確保する。



(4) 緊急電力の確保

次の機関への送電は、水の保管並びに家畜防疫上緊急であるので、九州電力(株)と緊密な連絡を保ち確保を図る。

- ・養鶏農家
- ・生産牛農家
- ・肥育牛農家
- ・養豚農家
- ・食品加工施設

(5) 家畜管理指導

経済対策部において、災害発生に伴う一般管理を指導するが、状況に応じて農林水産事務所、家畜保健衛生所、農業改良普及センター等の協力を得るものとする。

3 林産物対策

(1) 被害状況の把握

経済対策部は、県及び森林組合と連携して、早期に山林を巡視して造林地や林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については標示をし、応急処置をする。

(2) 災害対策技術指導

経済対策部は、県が実施する種苗経営者、森林所有者に対しての技術指導（被災苗木、林木に対する措置等）に協力する。

(3) 風倒木の処理指導

経済対策部は、県及び森林組合と連携して、風倒木の円滑な搬出等について森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(4) 森林病虫害等の防除

経済対策部は、県及び森林組合と連携して、森林病虫害等の防除について森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

4 水産関係対策

台風等により、漁業施設等に被害の発生が予想され、又は実際に被害が発生した場合、経済対策部は、県及び漁業協同組合等と迅速に情報交換を行うとともに、連携して被害発生防止の指導又は応急・復旧対策措置を講じる。

第 19 社会秩序の維持

災害時には、県警察本部及び阿久根警察署に「警備本部」等が設置され、社会秩序の維持のための活動が実施されることになっている。総務対策部をはじめとする町の各対策部は、各所掌事務の遂行にあたり、阿久根警察署（各駐在所）等と緊密な連絡をとるものとする。

第 20 ライフラインの応急対策

1 応急対策の基本方針

総務対策部は、九州電力（株）、N T T 西日本（株）等と連携しライフライン施設被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。町は、事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡体制

総務対策部は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況により必要に応じて連絡担当者を派遣する。

3 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

総務対策部は、各ライフライン事業者から施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について情報を収集し、逐次町防災行政無線（同報系）、広報紙等を用いて町民に広報する。

4 町の支援

町は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、町民向けの広報を行う場合、事業者からの要請に基づき、応援隊の集結場所の紹介・あっせん、町防災行政無線（同報系）の利用便宜等を図り、迅速な応急対策を支援する。

第4章 復旧・復興

第1節 被災者の生活再建支援活動

第1 被災世帯調査の実施及びり災証明書の発行

1 基本方針

災害が発生し、被害を受けた者があるときは、被災世帯調査を実施し、り災者台帳を整備する。これを基にり災証明書を発行する。

2 被災世帯調査の実施

(1) 住家被害調査

総務対策部は、災害後直ちに各対策部の協力を得て被災世帯調査チームを編成し、災害状況認定基準（第1節 第8 参照）に基づき住家被害調査を開始する。はじめ は、災害救助法適用の有無を判断するための調査とし、概括的な調査を行う。その後、戸別調査を実施する。調査方法等に高度な専門知識・技術が求められる場合は、学識 経験者等の協力を得てより客観的な調査に努める。

(2) 住家被害以外の被災世帯調査

総務対策部は、り災者台帳（様式 1 1）に規定する住家被害以外の事項に関する調査を実施する。被災世帯が多数で迅速な処理が困難な場合は、各対策部の協力を得て体制を拡大する。

(3) り災者台帳のとりまとめ

総務対策部は、上記の調査結果をり災者台帳（様式 1 1）としてとりまとめる。

3 り災証明書の発行

総務対策部は、り災者台帳を基に、町民から申請があった場合り災証明書を発行する（様式 1 2）。

第2 生活再建支援のための情報提供・相談・巡回受付

1 広報紙による再建支援情報の提供

総務対策部は、生活再建支援に関わる各対策部、県及び防災関係機関等からの情報を集約し、臨時の広報紙を発行するなどして被災者・被災事業者に情報提供を行う。

2 災害町民相談の実施

被災者及び被災事業者が各種の相談を身近に受けられるよう、総務対策部は各対策部、県、防災関係機関、関係事業者等の協力を得て災害町民相談を実施する。

相談体制は、災害の状況及び時間経過に応じて適時見直しを行う。必要によっては総合的な相談窓口を設置する。

相談の場に足を運びにくい高齢者や障害者等に配慮し、必要に応じて避難所等への巡回相談、電話相談等を実施する。

【被災者相談所の相談項目及び相談機関例】

相談項目	相談機関
生活・安全相談	福祉事務所、県・町社会福祉協議会、阿久根警察署、町
電気・電話相談	九州電力㈱、N T T 西日本㈱
健康・保健相談	保健所、町
教育相談	教育事務所、町
商工・金融、損害補償相談	J A 鹿児島いずみ、金融機関、損害保険協会、農業共済組合、郵便局、商工会、町、漁業協同組合
農林水産業相談	農林水産事務所、J A 鹿児島いずみ、漁業協同組合、町
税務相談	税務署、財務事務所、町
住宅相談	町、土木事務所
職業・社会保険相談	公共職業安定所、社会保険事務所
総合案内	町、農林水産事務所、土木事務所

3 各種申請の巡回受付活動の実施

被災後の各種申請（災害弔慰金等の支給・貸付、被災者生活再建支援金の支給、税の減免等）の便宜を図るため、総務対策部は各対策部、県及び防災関係機関等の協力を得て避難所等での巡回受付活動を必要に応じて実施する。

第3 住宅対策（災害救助法適用の場合有）

1 住宅ニーズの把握及び住宅相談の実施

経済対策部は、総務対策部が作成したり災害台帳を基に住宅ニーズを把握する。また、必要に応じて住宅相談窓口を町庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握及び情報提供等に努める。

2 住宅対策の実施方針

住宅対策（災害にかかった住宅の応急修理，障害物の除去及び応急仮設住宅の設置）は，原則として災害救助法が適用された場合に，知事の補助機関として実施する。災害救助法による救助の対象とならない災害においては，災害の状況により必要に応じて町長の責任において住宅対策を実施する。各対策の概要は以下のとおりである（基準等については「第1節 第8」を参照。）。所管は経済対策部とする。

対策の種類	対策の概要
住宅の応急修理	住宅が半壊又は半焼し，自らの資力では応急修理を行うことができない者に対して，居住に必要な最小限の応急修理を行う。
障害物の除去	災害によって，土石，竹木等の障害物が住家等に運び込まれ，日常生活を営むのに支障をきたしている者に対して，障害物を除去し保護する。
応急仮設住宅の建設	災害により住家を滅失し，自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じて，身体障害者，高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

3 公営住宅等のあっせん等

応急仮設住宅の建設適地がない場合や応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合，経済対策部は公営・民営住宅等の空家情報を収集し，状況に応じてあっせんを行う。また，自力での住宅の確保が困難な被災者に対し，県等と連携して災害公営住宅の建設及び各種融資制度の周知（住宅金融公庫資金（災害復興住宅資金の貸付））等により支援する。

4 被災建築物・宅地の危険度判定の実施

大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し町民の安全を確保するため、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施する。

また、宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災地危険度判定士の登録者により擁壁や斜面の亀裂等の被災状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、近隣市町村との協議・連携を図りつつ相互協力、支援を行うものとする。

第4 リ災者のこころのケア対策

1 基本方針

災害に伴い被災者は、さまざまな精神症状に陥ることがある。これらの症状に対しては個別的な対策を行うことが必要であり、住民対策部は、保健所や関係機関との連携の上、速やかかつきめ細かな対策を講じるものとする。

2 心のケア対策の実施

心的外傷後ストレス症候群(PTSD)等の精神症状に対して、住民対策部は、保健所等と連携して次のような対策をできる限り早い時期に講じる。

- ① 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談、電話相談の実施
- ② 広報紙等を通じた被災者への情報提供
- ③ 小中学校における児童・生徒へのカウンセリング

第5 災害弔慰金等の支給・貸付

1 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

町は、災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を被災者に支給する。担当は住民対策部とする。

資料3 長島町災害弔慰金の支給等に関する条例

資料4 長島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
災害弔慰金等一覧

災害弔慰金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
	支給額	①生計維持者 500万円 ②その他の者 250万円	
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母	
災害障害見舞金	対象災害	自然災害 ・住家が5世帯以上滅失した災害 ・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害	
	支給額	①生計維持者 250万円 ②その他の者 125万円	
	障害の程度	①両目が失明したもの ②そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

2 災害援護資金等の貸付

町は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。担当は住民対策部とする。

なお、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金の災害援護資金の貸付」（鹿児島県社会福祉協議会；民生・児童委員、町社会福祉協議会が協力）及び「母子寡婦福祉資金の貸付」（県）等の制度があるので、被災町民に対して周知徹底を図る。

資料 3 長島町災害弔慰金の支給等に関する条例

資料 4 長島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

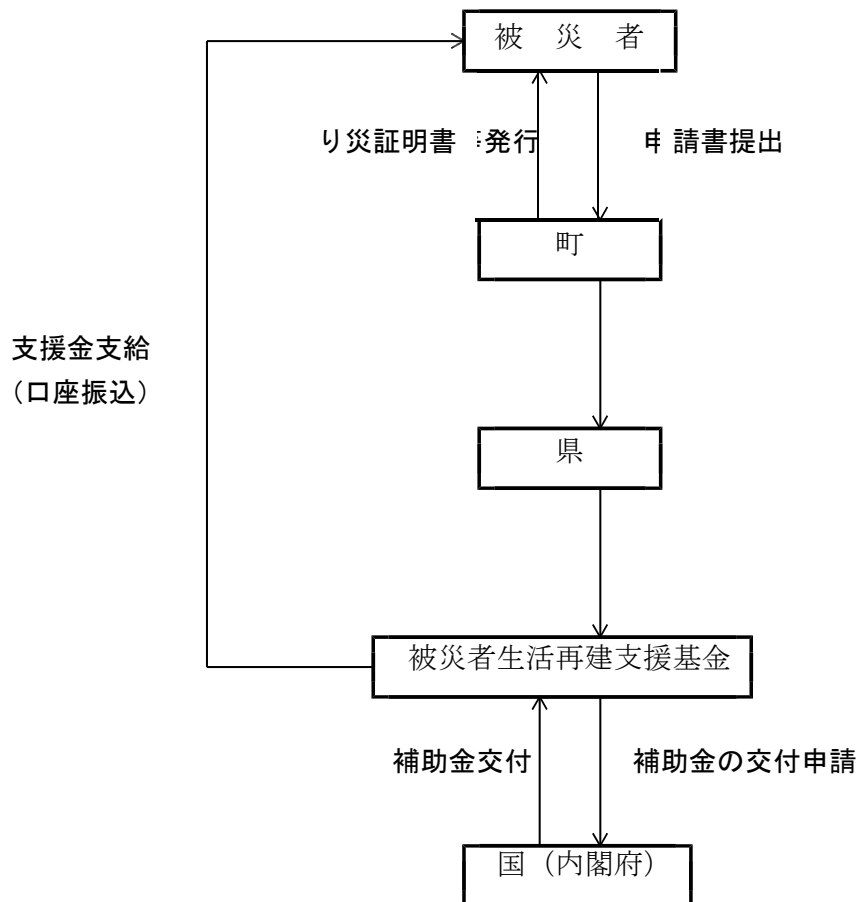
災害援護資金	対象災害	自然災害一県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害		
	貸付限度額	①世帯主の 1 カ月以上の負傷 ②家財の 1/3 以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 特別の事情がある場合は()内の額 重複する場合は 50 万円を調整する	150 万円 150 万円 170 万円 (250) 250 万円 (350) 350 万円 250 万円 270 万円 (350) 350 万円	
	貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
			1 人	220 万円
			2 人	430 万円
			3 人	620 万円
			4 人	730 万円
			5 人以上	(1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額)
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270 万円とする。		
		利 率	年 3 % (据置期間は無利子)	
		据 置 期 間	3 年 (特別の事情がある場合は 5 年)	
		償 還 期 限	10 年 (据置期間を含む)	
		償 還 方 法	年賦又は半年賦	

3 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法の対象となる災害が発生した場合、町は以下の事務を適切に処理し、被災者の自立再建の円滑化に資する。事務処理に当たっては、『被災者生活再建支援制度－事務の手引き－』を参考とし、また県及び被災者生活再建支援基金（（財）都道府県会館被災者生活再建支援基金部）との連絡調整を密に行うものとする。

- ①住宅の被災認定（総務対策部）
- ②被災証明書等必要書類の発行（総務対策部）
- ③被災世帯の支給申請に係る窓口業務（住民対策部）
- ④支給申請の必要書類のとりまとめ及び県への送付（住民対策部）
- ⑤使途実績報告書のとりまとめ及び県への送付（住民対策部）
- ⑥制度の周知（住民対策部）

【被災者生活再建支援金の支給手続き】



4 住宅資金の融資

(1) 災害復興 住宅建設及び補修資金

災害により居住のように供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して住宅金融公庫が融資するものである。

区分	融資の 内容等
適用され 災害	① 災害救助法の適用となった市町村が1以上ある災害又はこれに準ずるものとして財務大臣、国土交通大臣が指定する災害。 ② 滅失戸数が1市町村の区域内家屋の1割以上、又は100戸以上ある災害
貸付を受ける ことのできる 住宅	① 建設の基準 ア 住宅部分の床面積は1戸当たり13㎡以上、175㎡以下であること。 イ 併用住宅は、住宅部分がおおむね半分以上であること。 ウ 建築基準法の基準に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 木造である場合1戸建て又は連続建てであること。 カ 災害家屋が共同住宅であった場合で、木造の共同住宅を建設する場合は公庫支店の承認を要する。 ② 補修の基準 ア 家屋の床面積、構造の種類は制限がない。 イ 併用住宅は、住宅部分がおおむね半分以上であること。 ウ 建築基準法の基準に適合すること。 エ 各戸に居住室、便所及び炊事場を備えていること。 オ 補修に要する費用が10万円以上であること。
貸付対象者	① 公庫から資金の貸付を受けなければ住宅の建設又は補修をすることができない者であること。 ② 住宅部分の床面積が建設全体の床面積の2分の1以上を占めるり災した家の所有者、賃借人又は居住者であって、災害発生の日から2年以内に自ら居住し、又は主として災者たる他人に貸すために建築等又は補修等を行うもの。 ③ 貸付を行うようとする者の収入月額又は貸付を受けようとする者及び同居家族の収入月額の合計額が原則として公庫借入希望額に関する当初償還元利金の4倍以上の額であること。 ④ 公庫の償還元利金に関し、确实な連帯保証人があるもの。
貸付条件	① 建設等 ア 貸付限度額 住宅建設資金 耐火、準耐火、木造（耐久性） 1,160万円（工事費の100%融資） 木造（一般） 1,000万円（工事費の100%融資） 土地取得費 770万円 整地費 380万円 イ 貸付利率 年1.8%（平成17年7月1日現在）

区分	融資の 内容等
貸付条件	ウ 償還期間 木造（一般） 25 年 耐火，準耐 火，木造（耐 久性）35 年 （3 年 以内の措置期 間を設けることができる。） エ 償還方法 元利均等毎月 払い又は元金 均等毎月払い ② 補 修 等 ア 住宅補修資 金 耐 火 ， 準 耐火構造 10 万円～ 640 万 円（工事費の 1 00％ 融資） 木 造 10 万 円 ～ 590 万 円（工事費の 1 00％ 融 移転 費 380 万円 整 地 費 380 万 円 （ただし， 移転費と整 地費をあわせ て融資をうけ る場合には， 380 万円まで。 ま た， 移転資金 と整地資金は 補修資金と併 せて利用する こと。） イ 貸付利率 年 1. 8％（平 成 17 年 7 月 1 日 現在） ウ 償還期間 20 年以内（措置期 間 1 年を 含む。） エ 償還方法 元利均等毎 月払い又は元 金均等毎月払 い
借入手続	融資希望者は，「災害復興に 関す る認定 用紙」を 県住宅 課又 は土木 事務 所で 交 付を受け， 所 要事項を記載 して被災地を 管轄する土木 事務所又は支 庁に提出し， 家屋被害率の認定（補 修につい ては 市町村 長の り災証 明で よい。）を受け， 申 込 書の提出 は，最寄の公 庫の業務受託 金融機関へ提 出するものと する。

（２）一般個人 住宅の災害特別貸付

一般災害により住宅を失ったときで，自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して，住宅金融公庫が資金を融資するものである。

区分	融資の 内容等
貸 付 を 受 る こ と が きる住宅	1 戸の 床面 積が 80 ㎡以上 280 ㎡ 以 下で， 一般の公庫の建設基準及び建築基準法の法令に適合した建築物について貸付けるものである。
貸付対象者	①災害により滅失した住宅の所 有者又は使用者で自ら居住するため住宅を必要とするものであること。 ②収入月 額が原則として償還元利金の 5 倍以上であること。
貸付条件	① 貸 付 限度額 ア 住宅資金の 融資 準耐 火，耐火構造， 木造（耐久 性） 750 万 円 ～ 1, 290 万円 （工 事 費 の 80 ％ 以 内） 木 造（一 般） 670 万円～1, 220 万円（工事費の 80％以内） 高齢者対応等の工事を行う場合は， 融資額の割増適応あり。 イ 土地資金の 融資 敷地 規模，土地区分により異なる。鹿児島市で 215 ㎡以上の場合 440 万円 ② 貸 付利率当初 10 年 年 3. 06％， 11 年 目 以降 3. 06％ （平成 17 年 7 月 1 日現在基 準金利の場合） ③ 償 還期間 準耐火， 耐火構造， 木造（耐久性） 35 年 木造（ 一般） 25 年

（３）地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画，土砂災害防止法に基づく勧告により，自ら居住し，又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し，又は建設しようとする者で，自費で建設等ができず住宅金融公庫から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して，本資金を融資するものである。

区分	融資の内容等
貸付を受けることができる住宅	①原則として居住室，炊事場及び便所を有すること。 ②おおむね 13 ㎡ 以上の住宅部分を有する家屋であること。 ③移転又は建築後において建築基準法の構造規定に適合するものであること。 ④木造等の住宅を建設する場合原則として 1 戸建てであること。
貸付条件その他	利率 年 2.86%（平成 17 年 7 月 1 日現在） その他は災害復興住宅に同じ

第6 町税の減免等

1 町税の減免

町は、災害により被災者の納付すべき町税について、条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 保育料等の減免

関係各対策部は、被災者に対して、必要に応じ保育料、国民健康保険税、介護保険料等の減免、国民年金保険料特別免除等の措置を講じる。

3 その他の減免措置等の周知

関係各対策部は、その他の税（国税・県税）の減免措置や郵便料金の免除、労働保険料納付の猶予等に関する情報に留意し、必要に応じて町民への周知を図る。

第7 被災農林漁業者、中小企業への情報提供

災害に見舞われた被災農林漁業者、中小企業に対しては国等による各種の融資制度があり、農林水産対策部は災害発生後これらの融資制度の適用条件等について県等に確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

第 8 義援金の受付・配分

1 義援金の受付

町に寄託された義援金については、総務対策部において受け付ける。義援金の受領に際しては、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金の保管

義援金の保管については、新たに預金口座を設け、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に副町長に報告する。

3 義援金の配分

義援金の配分については、日赤鹿児島県支部に引き継ぎ、配分するものとする。

第2節 公共施設等の災害復旧及び復興活動

第1 施設の復旧対策

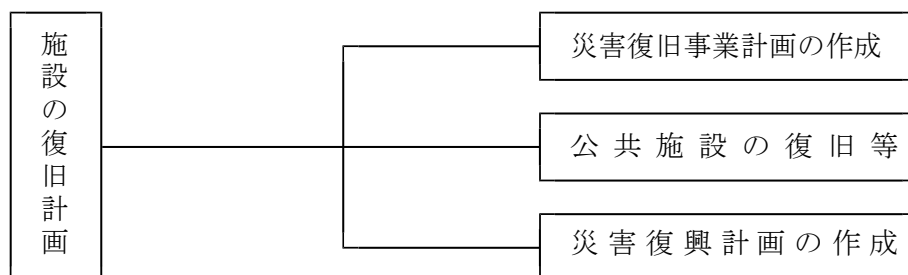
1 基本的な考え方

(1) 趣旨

災害復旧計画においては、災害発生後被災した施設の現状復旧にあわせて、再度の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を速やかに樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に集落構造等をより良く改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び住民等との合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

(2) 対策の体系



(3) 実施担当

災害復旧事業計画は各課等が立案し、そのとりまとめは各課において行う。また、中・長期的な復興計画は、各課等が連携して総合的な調整のもとに作成することとし、そのとりまとめは企画財政課において行う。

2 災害復旧事業計画の作成

(1) 計画の作成方針

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者及び住民の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は災害に強い地域づくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

また、被災地の復旧・復興は、地域住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

(2) 他団体に対する支援要請

災害の復旧・復興にあたり必要と認めるときは、国、県又は他の地方公共団体等に対し職員の派遣等の協力を求める（第1節 第5参照）。

3 公共施設の復旧等

(1) 基本方針

災害により被災を受けた公共施設の復旧を迅速に行うため、復旧事業が早期に実施できるように必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等、復旧活動体制に必要な措置をとる。

(2) 実施計画

- ① 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定める。
- ② 被災施設の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度の被災を防止するために可能な限り改良復旧を行う。
- ③ 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高い箇所については、二次災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行う。
- ④ ライフライン、道路、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり可能な限り地区あるいは路線等別の復旧予定時期を明らかにする。
- ⑤ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう県及びその他の関係機関との連絡調整を十分に図り、事業期間の短縮に努める。

4 災害復興計画の作成

(1) 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は地域構造や産業基盤の改変を要し多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。これを可及的速やかに実施するため、町は県及びその他の関係機関と連携して復興計画を作成し、これら関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。

(2) 防災まちづくり

必要に応じ、再度の災害防止とより快適な地域環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。また、この計画作成段階で地域のあるべき姿を明確にし、住民の理解を得て、将来に悔いのないまちづくりを目指す。

第2 激甚災害の指定

1 基本的な考え方

(1) 趣旨

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。町内に大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

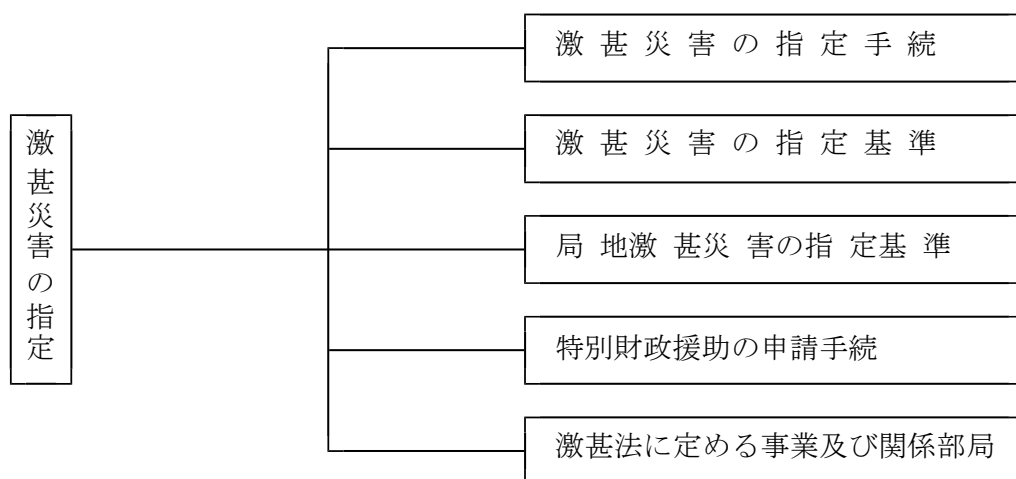
そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

【関係法令】

「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第97条～第99条

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」

(2) 対策の体系



(3) 実施担当

激甚災害の指定を受けるための手続等は、総務課（総務対策部）を中心に実施し、各課（各対策部）はその指示に基づき体制を整え、被害情報等を激甚法に定める事項に従って迅速に調査、収集する。

2 激甚災害の指定手続

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して知事に査定事業費等を報告する。

その後、知事が所定の指定行政機関を通じて内閣総理大臣にこれを報告し、内閣総理

大臣は中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断されることになる。

3 激甚災害の指定基準

昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に、激甚法の各条項に基準を定めている。

その基準は、鹿児島県地域防災計画に記載のとおりである。

4 局地激甚災害の指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和 43 年 11 月 22 日中央防災会議が基準を定めており、激甚法の各条項に規定している。

その基準は、鹿児島県地域防災計画に記載のとおりである。

5 特別財政援助等の申請手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

第5章 事故災害等に係る災害応急対策

第1節 海上災害対応計画

本節では、本町沿岸において船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害（以下「海上災害」という。）並びにこれらの災害による大量の流出油事故及び流出油の火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のためにとるべき対策について定める。

第1 発災直後の災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握・確認・連絡

本町沿岸において海上災害が発生した場合、町は消防本部（東分遣所・長島分遣所）と連携して現地に職員を出動させ状況の確認を行うとともに、必要に応じて阿久根警察署（各駐在所）、漁業協同組合等に通報する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県（危機管理防災課）に報告する。

◇連絡先電話番号

県危機管理防災課(099)286-2256

2 住民等への情報提供

大規模な海上災害が発生し、必要と認める場合、直ちに町防災行政無線（同報系）等を通じて町民へ情報提供を行う。

第2 活動体制の確立

海上災害の規模に応じて応急対策組織（災害警戒本部、災害対策本部）を設置し、必要な応急対策を実施する。

なお、県等により現地本部等が設置された場合、適任と認める職員を派遣し、連携体制を確保する。

第3 応急対策活動の実施

1 流出油に対する応急対策

（1）流出油の防除

町は、県と流出油の防除方針について協議し、消防本部（東分遣所・長島分遣所）、阿久根警察署（各駐在所）、漁業協同組合、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊と共同で、おおむね次に掲げる活動を展開する。

なお、防除資機材については、町の備蓄品又は外部からの調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

- ① 沿岸の監視
- ② 沿岸での防除活動の実施
- ③ 回収油の一時集積場所への貯留
- ④ 除去活動情報の収集及び県への伝達

(2) 回収油の運搬・処理

漂着した油を回収し、一時集積場所等に蓄積された廃油等については、船舶所有者等が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。町は、船舶所有者等の行う回収油の運搬・処理状況について情報収集に努める。

(3) 環境対策

災害の状況によっては水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策が必要となるが、町は、県の実施する環境対策に積極的に協力し、環境対策に万全を期する。

(4) 風評対策

災害の状況によっては風評による水産物の消費者離れ等を防止するための総合的な風評対策が必要となるが、町は、県の実施する風評対策に積極的に協力し、風評対策に万全を期する。

(5) 補償対策

町は、県等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。必要な場合には、県、海事鑑定人等に 対して説明会を求める。また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を 行うよう努める。

2 災害広報

総務課は、以下の情報を町防災行政無線（同報系）やチラシ等を通じて町民に周知するものとする。

- ① 災害及び災害応急対策の概況
- ② 二次災害のおそれのある場合の注意事項
- ③ その他必要と判断される事項

第2節 道路災害対応計画

本節では、町内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のためにとるべき対策について定める。

第1 発災直後の災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握・確認・連絡

町内の道路において大規模な事故災害の発生、道路の損壊、欠壊等の通報を受けた場合、町は現地に職員を出動させ状況の確認を行い、県（危機管理防災課・土木事務所）に報告する。以下の場合には、発災後 30 分以内を目途に国（消防庁）に対しても直接電話等で報告する。

- ・ 死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が 30 人以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故（バスの転落等による救急・救助事故）

◇連絡先電話番号

県危機管理防災課：(099)286-2256

消防庁防災情報室：03-5253-7526

03-5253-7777（宿直室） F A X 番号：03-5253-7536（消防庁防災情報室）

03-5253-7553（宿直室）

2 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な道路災害が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちに町防災行政無線（同報系）等を通じて町民へ情報提供を行う。

第2 活動体制の確立

道路災害の規模に応じて応急対策組織（災害警戒本部、災害対策本部）を設置し、必要な応急対策を実施する。

なお、県等により現地本部等が設置された場合、適任と認める職員を派遣し、連携体制を確保する。

第3 応急対策活動の実施

1 救助・救急、医療救護及び消火活動

(1) 救助・救急

道路災害が発生した場合、消防本部（東分遣所・長島分遣所）は救助活動を実施するとともに、負傷者の搬送にあたる。他消防本部、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

(2) 医療救護

多数の負傷者が発生した場合、必要に応じて県に対して医療救護班の派遣を要請する。

(3) 消火活動

消防本部（東分遣所・長島分遣所）は、火災が発生した場合、消火活動を実施する。他消防本部、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

2 通行の禁止又は制限

町道について、災害による道路の破損、欠壊、危険物等の流出その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する（道路法第 46 条）。この場合、当該禁止又は制限の内容及び理由を鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）に通知する。

また、鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）が実施する交通規制情報についても把握し、町民に周知する。

道路の通行禁止等の措置を講じた場合、土木事務所等と連携し、迂回路の確保に努める。

資料 1 4 黒之瀬戸大橋通行規制実施要領・伊唐大橋台風時対策要項

3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うにあたって支障となる障害物の除去を、建設業協会等の協力を得て実施する。作業方法に特段の配慮が必要な場合は、土木事務所等に協力を求める。

4 危険物等の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、危険物等を運搬中の車両が被災し、危険物等が流出した場合は、消防本部（東分遣所・長島分遣所）、阿久根警察署（各駐在所）、保健所等から対応方針に関する情報を収集の上、必要な場合は周辺住民等の避難措置を講じるほか、危険物等の除去作業を行う。時に、爆発等が起こりやすい場合もあることから、慎重に対処する。なお、消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるので、このシステムも極力活用する。

5 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動にあたっては、二次災害の防止のため、監視員の配置，照明設備の設置などの措置を講じる。

6 災害広報

総務課は，以下の情報を町防災行政無線（同報系）やチラシ等を通じて町民に周知するものとする。

- ① 災害及び災害応急対策の概況
- ② 二次災害のおそれのある場合の注意事項
- ③ 交通規制に関する情報
- ④ その他必要と判断される事項

第3節 危険物等災害対応計画

本節では、町内で危険物等の漏洩・流出、火災、爆発により多数の死傷者等が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のためにとるべき対策について定める。

第1 発災直後の災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握・確認・連絡

町内において危険物等災害が発生した場合、町は消防本部（東分遣所・長島分遣所）と連携して現地に職員を出動させ状況の確認を行うとともに、必要に応じて阿久根警察署（各駐在所）、保健所（毒劇物施設）に通報する。また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県（危機管理防災課）に報告する。以下の場合、発災後 30 分以内を目途に国（消防庁）に対しても直接電話等で報告する。

- ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m²程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれがあるもの
- ・ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - 1 河川へ危険物等が流出したもの又は流出するおそれがあるもの
 - 2 大規模タンクからの危険物等の漏えい等

◇連絡先電話番号

県危機管理防災課：(099) 286-2256

消防庁防災情報室：03-5253-7526

宿直室：03-5253-7777 F A X 番号：03-5253-7536（消防庁防災情報室）
03-5253-7553（宿直室）

資料8 危険物施設等の状況

2 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な危険物等災害が発生し、二次災害の危険性がある場合、直ちに町防災行政無線（同報系）等を通じて町民へ情報提供を行う。

第2 活動体制の確立

危険物等災害の規模に応じて応急対策組織（災害警戒本部、災害対策本部）を設置し、必要な応急対策を実施する。

なお、県等により現地本部等が設置された場合、適任と認める職員を派遣し、連携

体制を確保する。

第3 応急対策活動の実施

1 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合、施設管理者から要請があった場合、道路上に流出した場合等においては、消防本部（東分遣所・長島分遣所）が、阿久根警察署（各駐在所）、保健所等から対応方針に関する情報を収集の上、必要な場合は周辺住民等の避難措置を講じるほか、危険物等の除去作業を行う。時に、爆発等が起こりやすい場合もあることから、慎重に対処する。なお、消防庁「危険物災害等情報支援システム」を活用することにより、危険物等災害の発生に際して迅速に危険物の種類に応じた物性や特質、対処方法を把握できるので、このシステムも極力活用する。

2 救助・救急、医療救護及び消火活動

（１）救助・救急

危険物等災害が発生した場合、消防本部（東分遣所・長島分遣所）は救助活動を実施するとともに、負傷者の搬送にあたる。他消防本部、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

（２）医療救護

多数の負傷者が発生した場合、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣を要請する。

（３）消火活動

消防本部（東分遣所・長島分遣所）は、火災が発生した場合、消火活動を実施する。他消防本部、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

3 通行の禁止又は制限

町道について、災害による道路への危険物等の流出、破損、欠壊その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する（道路法第46条）。この場合、当該禁止又は制限の内容及び理由を鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）に通知する。また、鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）が実施する交通規制情報についても把握し、町民に周知する。道路の通行禁止等の措置を講じた場合、土木事務所等と連携し、迂回路の確保に努める。

4 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察，消防，自衛隊などが被災者の救出作業を行うにあたって支障となる障害物の除去を，建設業協会等の協力を得て実施する。作業方法に特段の配慮が必要な場合は，土木事務所等に協力を求める。

5 二次災害の防止

危険物等災害現場における救出・救助活動にあたっては，二次災害の防止のため，監視員の配置，照明設備の設置などの措置を講じる。

5 災害広報

総務課は，以下の情報を町防災行政無線（同報系）やチラシ等を通じて町民に周知するものとする。

- ① 災害及び災害応急対策の概況
- ② 二次災害のおそれのある場合の注意事項
- ③ 交通規制に関する情報
- ④ その他必要と判断される事項

第4節 大規模な火事災害対応計画

本節では、火災気象通報が発表され火災の予防上危険と認められるとき、及び町内で大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のためにとるべき対策について定める。

第1 火災警報の発令・伝達

火災発生のおそれがあるとき（火災気象通報時等）は、火災の発生を極力抑止するため次の事項を実施する。

a 火災警報の発令等

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表する。

b 火災警報の周知徹底

火災警報の町民への周知は、町防災行政無線（同報系）を活用し、火の元の確認等の周知徹底を図る。

<参考 火災警報>

○火災警報：消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

第2 発災直後の災害情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・確認・連絡

町内において大規模な火災が発生した場合、町は消防本部（東分遣所・長島分遣所）と連携して現地に職員を出動させ状況の確認を行い、町防災行政無線（同報系）等により町民に伝達するとともに、必要に応じて阿久根警察署（各駐在所）に通報する。また、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県（危機管理防災課）に報告する。

◇連絡先電話番号

県危機管理防災課：(099)286-2256

2 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な火災が発生し、二次災害の危険性がある場合、直ちに町防災行政無線（同報

系)等を通じて町民へ情報提供を行う。

第3 活動体制の確立

火災の規模に応じて応急対策組織(災害警戒本部, 災害対策本部)を設置し, 必要な応急対策を実施する。

なお, 県等により現地本部等が設置された場合, 適任と認める職員を派遣し, 連携体制を確保する。

第4 応急対策活動の実施

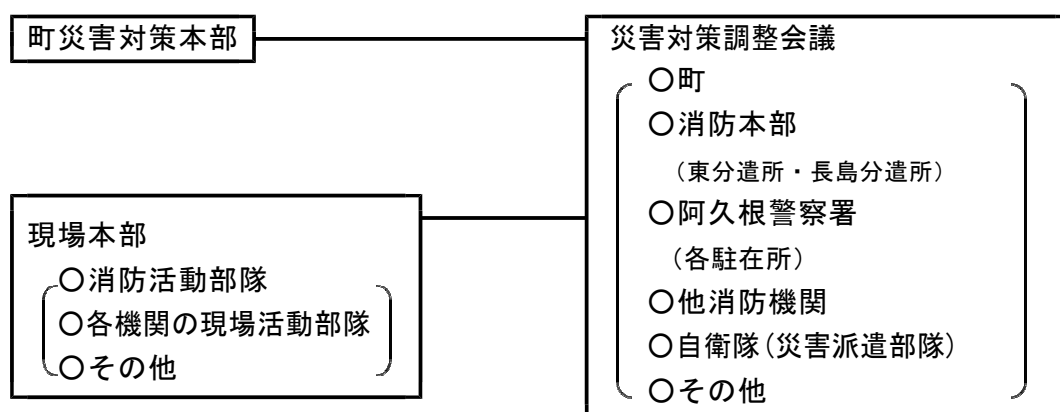
1 消火活動の実施

(1) 消火体制

消防本部(東分遣所・長島分遣所)は, 火災を覚知した場合は, 火煙の大きさ, 規模などを把握し, 消防団長(総務課)に連絡し, 消防団長は必要に応じて消防団各分団に対して出動を命令する。

他消防本部, 緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

他の消防機関に応援を要請した場合, その受入れは原則として消防本部(東分遣所・長島分遣所)が行う。自衛隊等消防機関以外に対しても応援を要請した場合は, 総務課(総務対策部)が応援の受入れを行う。また, 防災関係機関, 団体との間の連絡調整を図るため, 災害対策調整会議を適時開催する。さらに, 救出, 捜索, 火災現場に必要なに応じて現場本部を置き, 現場調整会議を開催して関係者の連絡調整を図る。



(2) 消火活動

ア 大規模火災への対応 火災の発生状況に応じて, 次の原則に則り鎮圧にあたる。

- ① 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

避難にあたっては、下記の点に注意する。

- ・ 避難場所は火災現場から風上、風横にある施設を指定する。
- ・ 避難は、火災現場の風下に位置する住民から高齢者、障害者、病人、子ども等の要配慮者を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・ 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を指定する。
- ・ 消防団、町職員等により避難者の実態把握と避難場所の警戒に努める。

② 重要地域優先の原則 同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③ 火災現場活動の原則

- ・ 出動隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大防止措置及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ・ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

イ 異常時の消防活動 平均風速が10mを超える強風下での火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火粉の発生により飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難となる。このような場合、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧にあたり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機させる。同時多発火災の発生のおそれがある場合には、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

2 救助・救急及び医療救護

(1) 救助・救急

負傷者等が発生した場合、消防本部（東分遣所・長島分遣所）は救助活動を実施するとともに、負傷者等の搬送にあたる。他消防本部、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

(2) 医療救護

多数の負傷者が発生した場合、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣を要請する。

3 通行の禁止又は制限

町道について、災害により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する（道路法第 46 条）。この場合、当該禁止又は制限の内容及び理由を鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）に通知する。

また、鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）が実施する交通規制情報についても把握し、町民に周知する。

道路の通行禁止等の措置を講じた場合、土木事務所等と連携し、迂回路の確保に努める。

4 災害広報

総務課（総務対策部）は、以下の情報を町防災行政無線（同報系）及びチラシ等を通じて町民に周知するものとする。

- ① 災害及び災害応急対策の概況
- ② 二次災害のおそれのある場合の注意事項
- ③ 交通規制に関する情報
- ④ その他必要と判断される事項

第5節 林野火災対応計画

本節では、林野火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のためにとるべき 対策について定める。

第1 火災警報の発令・伝達

林野火災発生のおそれがあるとき（火災気象通報時等）は、火災の発生を極力抑止するため次の事項を実施する。

a 火災警報の発令等

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発表する。

b 火災警報の周知徹底

火災警報の町民への周知は、町防災行政無線（同報系）を活用し、火の元の確認等の周知徹底を図る。

<参考 火災警報>

○火災警報：消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

第2 発災直後の災害情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・確認・連絡

町内において林野火災が発生した場合、町は消防本部（東分遣所・長島分遣所）と連携して現地に職員を出動させ状況の確認を行い、町防災行政無線（同報系）等により町民に伝達するとともに、必要に応じて阿久根警察署（各駐在所）に通報する。また、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県（危機管理防災課）に報告する。

◇連絡先電話番号

県危機管理防災課：(099) 286-2256

2 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

林野火災が発生し、二次災害の危険性がある場合、直ちに町防災行政無線（同報系）等を通じて町民へ情報提供を行う。

第3 活動体制の確立

火災の規模に応じて応急対策組織（災害警戒本部，災害対策本部）を設置し，必要な応急対策を実施する。

なお，県等により現地本部等が設置された場合，適任と認める職員を派遣し，連携体制を確保する。

第4 応急対策活動の実施

1 消火活動の実施

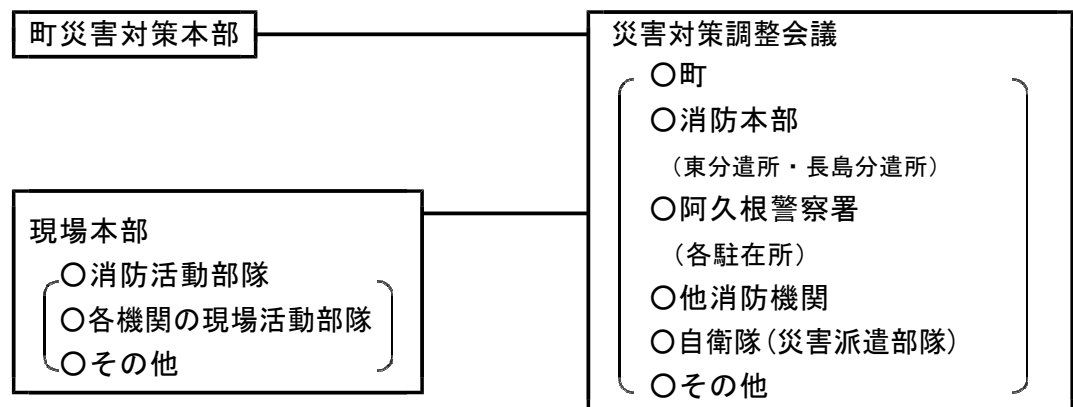
（1）消火体制

消防本部（東分遣所・長島分遣所）は，火災を覚知した場合は，火煙の大きさ，規模などを把握し，消防団長（総務課（総務対策部））に連絡し，消防団長は必要に応じて消防団各分団に対して出動を命令する。

他消防本部，緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

他の消防機関に応援を要請した場合，その受入れは原則として消防本部（東分遣所

・長島分遣所）が行う。自衛隊等消防機関以外に対しても応援を要請した場合は，総務対策部（総務課）が応援の受入れを行う。また，防災関係機関，団体との間の連絡調整を図るため，災害対策調整会議を適時開催する。さらに，救出，搜索，火災現場に必要なに応じて現場本部を置き，現場調整会議を開催して関係者の連絡調整を図る。



（2）消火活動

ア 避難誘導

火災が延焼拡大している地区は，住民の避難誘導を直ちに開始し，必要に

応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
避難にあたっては、下記の点に注意する。

- ・ 避難場所は火災現場から風上、風横にある施設を指定する。
- ・ 避難は、火災現場の風下に位置する住民から高齢者、障害者、病人、子ども等の要配慮者を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・ 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を指定する。
- ・ 消防団、町職員等により避難者の実態把握と避難場所の警戒に努める。

イ 防御作戦

防災関係機関・団体等と一丸となり、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられるが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると、地形と風速によってU字あるいは横U字（C）に延焼していることがわかる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は、

- ① 延焼方向の側面から進入する方法
- ② 焼け跡から進入する方法
- ③ 等高線から進入する方法
- ④ 谷川から進入する方法
- ⑤ 山の反対側から進入する方法 があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

ウ 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、植生の状況、地形等を考慮して最も効果的な方法で対処する。

なお、夜間に消火活動が及ぶ場合は、消防団等により十分な警戒を行う。

エ 空中消火

地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合、火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合等においては、県を通じて自衛隊等による空中消火を要請する。

オ 安全管理

林野火災における防御は安全第一でなければならない。過去の事例にみられるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止するよう、災害対策調整会議等で徹底させる。

2 残火処理と跡地対策（二次災害防止）

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり詳細に残り火を点検し処理することが困難である。特に、堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。また、残火処理の段階に至ると、隊員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、現場

指揮者は、残火処理の重要性を認識させ注意力を喚起して残火処理に万全を期する。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になりやすい。そこで、草木が繁茂するまでは専門技術者等の協力も得て巡視を行い、危険性が高いと判断された箇所については関係住民に周知を図るとともに、警戒避難体制を整える。また、砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を検討する。森林等の所有者、管理者には、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を講じるよう指導する。

3 救助・救急及び医療救護

(1) 救助・救急

負傷者等が発生した場合、消防本部（東分遣所・長島分遣所）は救助活動を実施するとともに、負傷者等の搬送にあたる。他消防本部、緊急消防援助隊等の応援が必要な場合は「鹿児島県消防相互応援協定」等に基づき速やかに要請する。

(2) 医療救護

多数の負傷者が発生した場合、必要に応じ県に対して医療救護班の派遣を要請する。

4 通行の禁止又は制限

町道について、災害により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、道路の通行を禁止又は制限する（道路法第 46 条）。この場合、当該禁止又は制限の内容及び理由を鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）に通知する。

また、鹿児島県公安委員会（阿久根警察署）が実施する交通規制情報についても把握し、町民に周知する。

道路の通行禁止等の措置を講じた場合、土木事務所等と連携し、迂回路の確保に努める。

5 災害広報

総務課（総務対策部）は、以下の情報を町防災行政無線（同報系）及びチラシ等を通じて町民に周知するものとする。

- ① 災害及び災害応急対策の概況
- ② 二次災害のおそれのある場合の注意事項
- ③ 交通規制に関する情報
- ④ その他必要と判断される事項

資料 1 長島町防災会議条例

長島町防災会議条例

平成18年 3 月20日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、長島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 長島町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 鹿児島県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ3人、4人、2人、6人及び2人とする。

7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

資料 2 長島町災害対策本部条例

長島町災害対策本部条例

平成18年 3 月20日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき長島町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属する災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を管理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年 3 月20日から施行する。

資料 3 長島町災害弔慰金の支給等に関する条例

長島町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成18年 3 月20日

条例第94号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、本町の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この条から第11条までにおいて単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 第1項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。

5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条までに規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不適當と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年東町条例第8号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年長島町条例第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

資料 4 長島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

長島町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成18年 3 月 20 日

規則第52号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長島町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年長島町条例第94号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手續)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、本町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(支給の手續)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、町長に提出しなければならない。

- （1） 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2） 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3） 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- （4） 保証人となるべき者に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付

金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を、借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 町長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられる印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除

した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

- 3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

- 4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例施行規則（昭和51年長島町規則第7号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号（第 5 条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日		性別	男・女
傷 病 名			負 傷 発 病 年 月 日		年 月 日	
障 害 の 部 位			初 診 年 月 日		年 月 日	
既 往 症		既存障害		治 癒 年 月 日	年 月 日	
療養の内容及び経過						
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)					
関 節 運 動 範 囲	種類範囲					
	部位					
		右				
		左				
		右				
		左				
上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 局番						
年 月 日		病院又は 診療所の 所在地 名 称		診療担当 者 氏 名		
						印

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

※受 付 日				※受 付 番 号				※受 付 者				※貸付番号				
被 災 日 時		年 月 日 時						災 害 名								
被 害 の 種 類		1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害						被 害 場 所								
返 す 方 法		1 年 賦 2 半 年 賦						いつまでに返せますか		年 月 (回)						
借入申込者について	フリガナ								男 女		年 月 日生 (歳)					
	氏 名															
	フリガナ								郵便番号		電話番号					
	現住所		(方)						〒		局 番					
	本 籍								勤務先の名称と所在地							
	職 業															
	世帯の状況と収入		氏 名	世帯主との続柄	年 齢	健 否	職 業	収入(月収)	勤 務 先 ・ 学 校 名							

	収入合計	円		支出合計	円	
資産の状況	土地	(1) 住宅 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²		住居の状況	(1) 自家 (2) 借家 (3) 借間 (4) 同居	
	建物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²		生活保護	年 月 日から受給 (生住教医)	
	負債	(内容)		(金額)		円

連帯保証人 (保証人が書いてください。)	氏 名				男 女		年 月 日生 (歳)			
	現 住 所				本 籍 地					
	職 業			月 収	円	申込者との関係			家 族 数	人
	資 産	土 地	(1) 宅地 m ² (2) 田畑 m ² (3) 山林 m ²	勤 務 先	名 称					
		建 物	(1) 自宅 m ² (2) その他 m ²		所 在 地	電 話 局 番				
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況								(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無								(有・無)		
資金の使途	資金の使い方総額 円				資金の内訳 合計 円					
	に 円				災害援護資金で 円					
	に 円				手持資金で 円					
	に 円				その他 () で 円					
	に 円									
被害の状況	被災時の具体的状況							負 傷	全 治	箇月
	住 居 の 被 害		(1) 全壊 (2) 半壊							
	被 家 財 害 の	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額			
		和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計					

整 理 だ ん す			畳（ 畳が被害）		
洋 服 だ ん す					
鏡	台		障	子	
腰	掛	机	ふ	す	ま
本 箱 ・ 本 だ な					
食 器 戸 だ な			小	計	
食 卓 ・ 茶 ぶ 台			その他被害のあった家財		
げ	た	箱			
照 明 器 具			品	名	現在購入に要 する費用
じ ゅ う た ん					
扇	風	機			
石 油 ス ト ー ブ					
電 気 や ぐ ら こ た つ					
電 気 冷 蔵 庫					
電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器					
電 気 洗 濯 機					
電 気 掃 除 機					

ミ	シ	ン					
電	気	ア	イ	ロ	ン		
自	転	車					
テ	レ	ビ					
ラ	ジ	オ					
柱	時	計					
目	覚	し	時	計		小	計
紳	士	用	腕	時	計	合	計

上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。

年 月 日

借入申込者 印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

年 月 日

連帯保証人 印

長島町長 殿

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

長島町長



災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

貸付番号 第 号

貸付金額 円

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦

利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

2 場 所

3 御持参なさるもの

(1) この通知書

(2) 同封の借用書

(3) あなたの印鑑

(4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

長島町長



災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は，次の理由で不承認
となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第 5 号（第 9 条関係）

貸付決定番号 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円

利 子 年 3 パーセント

据置期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

償還方法 年賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令，条例及び規則の定めるところに誠実に従い，相違なく償還いたします。

年 月 日

住 所

借受人氏名

印

住 所

保証人氏名

印

様式第 6 号（第12条関係）

繰上償還申出書

下記のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

年 月 日

長島町長 殿

借受人 住 所
氏 名



記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

繰上償還をする日

繰上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

年 月 日



申請の理由 (具体的に)					
貸付けの件 貸条	借入金額	円	貸付番号		
	据置期間	1 年 2 年 3 年 5 年	希望猶予期間等	ただし、 年 月 日 第 回償還以降	
	償還方法	1 年賦 2 半年賦			
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後償還期	年 月 日から 年 月 日まで	
支払猶予期間の根拠		(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第 8 号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

長島町長



支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認
となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

長島町長



支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

（不承認の理由）

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住 所
氏 名
連帯保証人 住 所
氏 名

印

印

長島町長 殿

記

貸 付 番 号					
支 払 免 除 を 申 請 す る 違 約 金 の 金 額			円		
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申 請 日 ま で の 違 約 金
		年 月 期			
違 約 金 の 支 払 免 除 を 要 す る 具 体 的 な 理 由					

様式第 1 1 号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

長島町長



違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては，下記
のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円，利子 円に係
る 年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第 1 2 号（第14条関係）

第 号

年 月 日

様

長島町長



違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては，次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（理由）

なお，あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金（元利合計
円）に係る違約金は， 年 月 日現在 円となっておりますので至急償
還を願います。

様式第 1 3 号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸 番	付 号					
借 受 人 氏 名			貸付けを 受けた日	年 月 日	貸付 金額	円
償 還 方 法	年賦・半年賦		償還期限	年 月 日	償還 金額	円
免 除 申 請 額	円（償還未済額の全二部で 円）					
免除申請理由及び理由発生 年月日又は理由継続期間						
免 除 申 請 者	フリガナ			男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名					
	現 住 所					
	本 籍					
	借 受 人 と の 関 係				職業	
	勤務先及び所在地					
借 受 人 又 は そ の 相 続 人	フリガナ			男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名					
	現 住 所			借 受 人 と の 続 柄		
	職 業			勤 務 先 及 び 所 在 地		
保 証 人	フリガナ			男 ・ 女	年 月 日生	
	氏 名					
	現 住 所				借 受 人 と の 関 係	
	職 業		勤 務 先 及 び 所 在 地			
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。 年 月 日 長島町長 殿 免除申請者 (印)						

様式第 1 4 号（第15条関係）

第 号
 年 月 日
 様

長島町長 印

災害援護資金償還免除承認通知書

 年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

（承認内容）

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元	金	円
	利	子	円
	違	約	円
	合	計	円
償還を免除した額	元	金	円
	利	子	円
	違	約	円
	合	計	円
申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元	金	円
	利	子	円
	違	約	円
	合	計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

様式第 1 5 号（第15条関係）

第 号
 年 月 日
 様

長島町長 印

災害援護資金償還免除不承認通知書

 年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

（不承認の理由）

 なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第 1 6 号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住 所 変 更 2 改 姓 又 は 改 名 3 死 亡 又 は 行 方 不 明 4 そ の 他		(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ，上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 借受人（又は同居の親族） 住 所 氏 名 連帯保証人 住 所 氏 名 長島町長 殿				

(参考) 規則第2条の調査事項

災害弔慰金支給調査票

				決定番号	
死亡に関する事項	フリガナ			男・女	年 月 日生
	死亡した者の氏名				
	死亡した年月日	年 月 日		住所	
	死亡の状況(行方不明)	災害名		死亡した場所	
遺族に関する事項	死者との続柄	氏 名	住 所	備 考	
支給に関する事項	支給日	年 月 日		支給場所	
	災害弔慰金を支給した遺族について	氏 名	続 柄	支給金額	
				円	
		住 所			
	先順位者の有無	有 ・ 無	同順位者の有無	有 ・ 無	
先順位者又は他の同順位者に支給しなかった理由			支給制限事由に該当の有無	有(その事由) 無	
備考	支給した職員				

(参考) 規則第 4 条の調査事項

災害障害見舞金支給調査票

					決定番号	
障害者に関する事項	フリガナ				男・女	年 月 日生
	障害者の氏名					
	障害の原因とな る負傷又は疾病 の状況となつた 年 月 日	年 月 日		住所		
	負傷・疾病の状況	災害名		傷病を負った場所		
	障害の種類程度等	医師の氏名	所属する医療機関名 医師の氏名 () ()			
		障害の状況	法別表の該当事項 (号)			
支給に 関する 事項	支給日			支給制限に 該当の有無	有 [その事由] 無	
	支給場所					
	支給金額	円				
備考	支給した職員					

資料 5 長島町災害見舞金支給規則

長島町災害見舞金支給規則

平成18年 3 月20日

規則第53号

(目的)

第1条 この規則は、本町において、火災、台風、豪雨その他の自然災害（以下「災害」という。）により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害時における生活費の一部として見舞金を支給することを目的とする。

(支給の範囲)

第2条 災害による被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の区分により支給する。

(1) 住家の被害

ア 全壊（全焼） 50,000円以内

イ 半壊（半焼） 20,000円以内

ウ 半壊（半焼）に満たないもの 10,000円以内

(2) 非住家の被害（経営上必要な建物）

ア 全壊（全焼） 20,000円以内

イ 半壊（半焼）以下 10,000円以内

(支給の額)

第3条 前条に定めた被害の程度及び見舞金の額は、被災物件、家族人員等により町長が決定し、支給する。

附 則

この規則は、平成18年 3 月20日から施行する。

資料6 長島町職員動員配備表

注意体制、災害警戒本部体制時に動員する職員は以下のとおりとする。なお、災害対策本部体制時には全職員を動員する。

*氏名及び電話番号欄はその都度記載すること。

【注意体制(注意配備)】

所 属	職 名	氏 名	電話番号
総務課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		

【災害警戒本部体制(警戒配備・地震警戒配備)】

所 属	職 名	氏 名	電話番号
総務課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		
企画財政課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		
町民保健課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		
福祉事務所	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		
水産商工課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		
総合管理課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		

所 属	職 名	氏 名	電話番号
建設課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		
水道課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		
教育総務課	課 長		
	課 長 補 佐		
	係 長		

資料 7 災害危険箇所等

地すべり危険地域

番 号	保安 林等	地すべり 防止区域 指定	他の法令等 指定	危険地区 の危険度	面 積	位 置		人 家 戸	道 路	そ の 他 (避 難 所)
						大 字	字			
EA1	有	有	無	C	11. 8ha	諸 浦	薄 井	29	県道 町道	本浦小学校
EA2	有	無	無	C	41. 0ha	川 床	赤 崎	35	県道 町道	町民体育館
EA3	有	無	無	C	40. 7ha	川 床	市来崎	19	町 道	川床コミュニ ティーセンター
EA4	無	無	無	C	4. 3ha	諸 浦	本 浦	35	町 道	本浦小学校
EN1	有	無	無	B	23. 5ha	平 尾	茅 屋	50	町 道	平尾小学校

土石流発生危険予想箇所一覧表

番号	幹川名	渓流名	位置		雨量 観測所	警戒雨量		避難場所	保全対象 (戸)	
			大字	字		連続	時間		人家	公共建物
CA1	片側川	片側川支溪	獅子島	片側	獅子島	210	43	獅子島中学校	24	
CA2	片側川	片側川	獅子島	片側	獅子島	210	43	獅子島中学校	37	
CA3	中網代川	中網代川	獅子島	幣串	獅子島	210	43	幣串小学校	5	
CA4	浦田川	浦田川	獅子島	幣串	獅子島	210	43	幣串小学校	39	
CA5	柏栗川	柏栗川	獅子島	柏栗	獅子島	210	43	幣串小学校	8	
CA6	立石川	立石川	獅子島	立石	獅子島	210	43	幣串小学校	9	
CA7	立石川	立石川 第二小川	獅子島	立石	獅子島	210	43	幣串小学校	5	
CA8	平野川	平野川	獅子島	平野	獅子島	210	43	獅子島小学校	23	
CA9	御所ノ浦川	御所ノ浦川	獅子島	御所ノ浦	獅子島	210	43	獅子島小学校	41	
CA1 0	御所ノ浦川	御所ノ浦川 支溪	獅子島	御所ノ浦	獅子島	210	43	獅子島小学校	13	
CA1 1	平河内川	平河内川	獅子島	平河内	獅子島	210	43	獅子島小学校	6	
CA1 2	平河内川	平河内川支溪	獅子島	平河内	獅子島	210	43	獅子島小学校	6	
CA1 3	湯ノ口川	湯ノ口川	獅子島	湯ノ口	獅子島	210	43	もくもく館	14	
CA1 4	湯ノ口川	池田川	獅子島	湯ノ口	獅子島	210	43	もくもく館	11	
CA1 5	湯ノ口川	前田川	獅子島	湯ノ口	獅子島	210	43	もくもく館	11	
CA1 6	浦底川	川西第三谷	浦底	川西	役場	210	43	浦底定住 促進センター	10	
CA1 7	赤崎川	赤崎川	川床	赤崎	役場	210	43	総合町民 体育館	8	
CA1 8	田尻西谷	田尻西第一谷	山門野	田尻西	山門野	210	43	田尻小学校	10	
CA1 9	田尻西谷	田尻西第二谷	山門野	田尻西	山門野	210	43	田尻小学校	8	
CA2 0	瀬戸川	瀬戸川	山門野	瀬戸	山門野	210	43	田尻小学校	16	
CA2 1	火ノ浦川	火ノ浦第一谷	山門野	火ノ浦	山門野	210	43	田尻小学校	5	
CA2 2	小島川	小島川	山門野	小島	山門野	210	43	田尻小学校	7	
CA2 3	汐見川	永田川	山門野	山門野下	山門野	210	43	山門野コミュニ ティセンター	13	
CA2 4	汐見川	荒田川	山門野	山門野上	山門野	210	43	山門野コミュニ ティセンター	29	
CA2 5	汐見川	山門野上 第二谷	山門野	山門野上	山門野	210	43	山門野コミュニ ティセンター	13	
CA2 6	加世堂西川	宇都迫川	山門野	加世堂	山門野	210	43	川床コミュニ ティセンター	13	

番号	幹川名	溪流名	位置		雨量 観測 所	警戒雨量		避難場所	保全対象 (戸)	
			大字	字		連続	時間		人家	公共建物
CA2 7	加世堂川	加世堂川	山門野	加世堂	山門野	210	43	川床コミュニティセンター	6	
CA2 8	汐見川	汐見川	川床	川床上	山門野	210	43	川床小学校 川床中学校	6	
CA2 9	塩迫川	塩迫川	川床	塩迫	山門野	210	43	川床小学校 川床中学校	16	漁港
CA3 0	脇崎川	脇崎第一谷	川床	脇崎	山門野	210	43	川床小学校 川床中学校	23	
CA3 1	脇崎谷	脇崎第二谷	川床	脇崎	山門野	210	43	川床小学校 川床中学校	25	
CA3 2	市来崎川	市来崎川	川床	市来崎	山門野	210	43	川床コミュニティセンター	5	
CA3 3	柳迫川	柳迫川	川床	市来崎	山門野	210	43	川床コミュニティセンター	6	
CA3 4	片側川	片側川支溪	獅子島	片側	獅子島	210	43	獅子島中学校	27	
CA3 5	村平川	村平川	獅子島	幣串	獅子島	210	43	幣串小学校	17	
CA3 6	平野川	野田川	獅子島	御所ノ浦	獅子島	210	43	獅子島小学校	6	
CA3 7	平野川	重崎川	獅子島	湯ノ口	獅子島	210	43	獅子島小学校	2	
CA3 8	御所ノ浦川		獅子島	幣串	獅子島	210	43	獅子島小学校	5	
CA3 9	御所ノ浦川		獅子島	団地	獅子島	210	43	獅子島小学校	5	
CA4 0	湯ノ口川	前田川支溪	獅子島	湯ノ口	獅子島	210	43	もくもく館	11	
CA4 1	福ノ浦川	福ノ浦川	浦底	福ノ浦	役場	210	43	浦底定住 促進センター	25	
CA4 2	倉三川	汐入川	浦底	浦底	役場	210	43	浦底定住 促進センター	27	
CA4 3	倉三川	倉三川	浦底	浦底	役場	210	43	浦底定住 促進センター	2	
CA4 4	桂代川	桂代川	浦底	桂代	役場	210	43	鷹巣中学校	6	
CA4 5	白瀬川	白瀬川	諸浦	白瀬	役場	210	43	本浦小学校	6	
CA4 6	小幡川	小幡川	鷹巣	山中	役場	210	43	鷹巣中学校	15	公民館 共同住宅2
CA4 7	浦底川	小田平川	浦底	川西	役場	210	43	浦底定住 促進センター	12	
CA4 8	浦底川	庄屋川	浦底	川西	役場	210	43	浦底定住 促進センター	18	
CA4 9	宮ノ浦川	宮ノ浦第一谷	鷹巣	宮ノ浦	役場	210	43	総合町民 体育館	12	
CA5 0	宮ノ浦川	宮ノ浦第二谷	鷹巣	宮ノ浦	役場	210	43	総合町民 体育館	22	港湾
CA5 1	汐見川	小畑川	山門野	山門野中	山門野	210	43	山門野コミュニティセンター	17	
CA5 2	汐見川	山門野中 第二谷	山門野	山門野中	山門野	210	43	山門野コミュニティセンター	11	
CA5 3	汐見川	山門野下 東谷	山門野	山門野中	山門野	210	43	山門野コミュニティセンター	5	

番号	幹川名	溪流名	位置		雨量 観測 所	警戒雨量		避難場所	保全対象 (戸)	
			大字	字		連続	時間		人家	公共建物
CA5 4	汐見川	樋渡川	山門野	山門野下	山門野	210	43	山門野コミュニティセンター	5	
CN1	小浜川	風呂迫	平尾	平尾北	指江 支所	200	40	平尾中学校	5	
CN2	小浜川	大迫	平尾	平尾中	指江 支所	200	40	平尾小学校	17	学校 1
CN3	小浜川	迫田	平尾	平尾南	指江 支所	200	40	平尾中南公民館	14	
CN4	小浜川	小田川	蔵之元	小浜	指江 支所	200	40	小浜公民館	10	
CN5	小浜川	川内川	指江	川内	指江 支所	200	40	川内公民館	29	
CN6	汐見川	柳迫	下山門野	馬込	指江 支所	200	40	馬込公民館	48	
CN7	汐見川	立石	下山門野	馬込	指江 支所	200	40	馬込公民館	10	
CN8	汐見川	尾川内川	下山門野	汐見	指江 支所	200	40	汐見小学校	46	学校 1
CN9	北方崎	北方崎の小川	平尾	北方崎	指江 支所	200	40	北方崎公民館	2	
CN1 0	真砂川	真砂川	蔵之元	小浜	指江 支所	200	40	小浜公民館	21	旅館 1
CN1 1	茅屋谷	馬垣迫	平尾	茅屋	指江 支所	200	40	茅屋 漁村センター	15	
CN1 2	茅屋谷	春木ノ迫	平尾	茅屋	指江 支所	200	40	茅屋 漁村センター	12	
CN1 3	茅屋谷	水天の前	平尾	茅屋	指江 支所	200	40	茅屋 漁村センター	6	
CN1 4	陰平川	陰平の小川	平尾	浜漣	指江 支所	200	40	浜漣公民館	13	
CN1 5	唐隈川	野中川	城川内	唐隈	指江 支所	200	40	唐隈公民館	11	
CN1 6	唐隈川	野中川支溪	城川内	唐隈	指江 支所	200	40	唐隈公民館	13	
CN1 7	唐隈川	唐隈川	城川内	唐隈	指江 支所	200	40	唐隈公民館	17	野菜出 荷施設 1
CN1 8	広野谷	平川畑	下山門野	広野	指江 支所	200	40	広野公民館	27	
CN1 9	唐隈川	唐隈西小川	城川内	唐隈	指江 支所	200	40	唐隈公民館	15	
CN2 0	長治郎谷	長治郎谷	平尾	口之福浦	指江 支所	200	40	藤之元公民館	7	
CN2 1	船津川	船津川	蔵之元	船津平	指江 支所	200	40	蔵之元公民館	7	
CN2 2	小浜川	碓川内谷	平尾	平尾南	指江 支所	200	40	平尾中南公民館	7	
CN2 3	口之福浦川	口之福浦川	平尾	口之福浦	指江 支所	200	40	藤之元公民館	3	
CN2 4	陰平川	陰平の小川	平尾	陰平	指江 支所	200	40	浜漣公民館	3	
CN2 5	津山川	津山川	蔵之元	小浜上	指江 支所	200	40	小浜公民館	1	

山腹崩壊危険地区一覧表

番 号	保 安 林 等	他の 法令 等の 指定	危険 地区 の危 険度	面 積 (ha)	治山事業 推進状況	位 置		人家 戸数 (戸)	公 的 建物・施設	道 路
						大 字	字			
BA1	無	無	A	1.00	一部既成	獅子島	下別当	7	港 湾	町 道
BA2	有	無	B	1.00	一部既成	獅子島	立 石	10		町 道
BA3	有	無	A	8.00	一部既成	獅子島	村 平	123	旅館・漁港	町 道
BA4	無	無	A	5.00	一部既成	獅子島	内 曲	30	学校・幼稚園	町 道
BA5	無	無	A	2.00	一部既成	川 床	塩迫野	10		町 道
BA6	無	無	A	5.00	一部既成	川 床	松ヶ迫	15		町 道
BA7	有	無	A	8.00	一部既成	川 床	平瀬平	9		
BA8	無	有	A	6.00	無	川 床	観 音	10	漁 港	町 道
BA9	有	無	A	4.00	一部既成	山 門 野	加世堂	40	公 民 館	町 道
BA10	有	無	A	4.00	一部既成	山 門 野	真 竹	25	公 民 館	町 道
BA11	無	無	A	1.00	一部既成	獅子島	瀬路羅	10		町 道
BA12	無	有	A	1.00	一部既成	獅子島	片 側	30		町 道
BA13	無	無	A	1.00	既 成	獅子島	立 石	2	漁 港	町 道
BA14	無	無	A	1.00	一部既成	獅子島	柏 栗	10	漁港・保育園	町 道
BA15	無	無	A	1.00	一部既成	獅子島	中網代	10	寺	町 道
BA16	無	無	A	3.00	無	浦 底	ヒ ラ	11	神 社	県 道
BA17	無	無	C	1.00	一部既成	川 床	牧之迫	2		農 道
BA18	無	無	A	2.00	既 成	川 床	平瀬平	1		町 道
BA19	無	無	A	2.00	一部既成	川 床	平瀬平	5		町 道
BA20	無	無	A	1.00	一部既成	山 門 野	北 園	10		県 道
BA21	無	無	B	1.00	一部既成	獅子島	白 浜	2		町 道
BA22	無	無	A	1.00	一部既成	獅子島	陣 手	5		町 道
BA23	無	無	A	4.00	一部既成	諸 浦	折 口	35		町 道
BA24	無	無	A	2.00	既 成	浦 底	三 船	40		町 道
BA25	無	無	A	1.00	一部既成	浦 底	マゴメ	15		町 道
BA26	無	無	A	1.00	一部既成	川 床	先ノ山	5		

番 号	保 安 林 等	他の 法令 等の 指定	危険 地区 の危 険度	面 積 (ha)	治山事業 推進状況	位 置		人家 戸数 (戸)	公 的 建物・施設	道 路
						大 字	字			
BA27	無	無	A	2.00	一部既成	山 門 野	城野岡	10		町 道
BA28	無	無	A	2.00	一部既成	山 門 野	鳥居原	16		県 道
BA29	有	無	A	25.00	無	川 床	柿ノ畑	100		県 道
BA30	有	無	C	1.00	一部既成	山 門 野	広 丸	7		町 道
BA31	有	無	C	1.00	一部既成	山 門 野	広 丸	3		町 道
BA32	無	無	A	1.00	一部既成	諸 浦	白 瀬	3	公民館・漁港	
BA33	無	無	A	1.00	既 成	浦 底	畑 田	11		町 道
BA34	無	無	B	1.00	既 成	浦 底	桂 代	2	公 民 館	町 道
BA35	無	無	C	1.00	一部既成	浦 底	浪 先	0		町 道
BA36	無	無	B	4.00	無	獅 子 島	内 曲	0		町 道
BA37	無	無	B	1.00	無	獅 子 島	瀬路羅迫	19		町 道
BA38	無	無	B	1.00	一部既成	鷹 巣	伊 唐	0	港 湾	町 道
BA39	無	無	C	1.00	既 成	諸 浦	折 口	2		
BA40	無	無	A	1.00	未 成	鷹 巣	永田平	5	橋	町 道
BA41	無	無	A	1.00	無	川 床	赤 崎	8		町 道
BN1	一部有	無	A	6.00	計 画 有	平 尾	津風呂	7	漁 港	町 道
BN2	無	有	C	2.00	計 画 有	平 尾	大 迫	12	寺	県 道
BN3	無	無	A	4.00	計 画 有	指 江	川 内	5	工 場	町 道
BN4	一部有	無	A	10.00	一部既成	下山門野	尾川内	18	橋	町 道
BN5	一部有	有	A	3.00	一部既成	下山門野	柳 迫	5		農 道
BN6	一部有	無	A	6.00	一部既成	下山門野	観音平	20	学 校	町 道
BN7	無	無	A	1.00	無	下山門野	梅ヶ迫	7	水 源 地	国 道
BN8	無	無	B	3.00	無	指 江	郷式巴	4		町 道
BN9	一部有	無	B	2.00	一部既成	下山門野	木ノ上	9	集 荷 場	町 道
BN10	一部有	無	A	2.00	一部既成	平 尾	網代平	10		町 道
BN11	一部有	無	A	4.00	一部既成	平 尾	井手山	20	た め 池	町 道
BN12	一部有	無	B	1.00	一部既成	平 尾	網代平	12		町 道

番 号	保 安 林 等	他の 法令 等の 指定	危険 地区 の危 険度	面 積 (ha)	治山事業 推進状況	位 置		人家 戸数 (戸)	公 的 建物・施設	道 路
						大 字	字			
BN13	一部有	無	C	1.00	一部既成	平 尾	網代平	6		町 道
BN14	有	有	A	1.00	既 成	城 川 内	仮屋ノ上	3	港 湾	町 道
BN15	有	無	A	1.00	一部既成	下山門野	芋 山	10		町 道
BN16	有	無	A	1.00	一部既成	平 尾	網代平	4		町 道
BN17	有	無	A	2.00	一部既成	指 江	小中尾巴	0		農 道
BN18	無	無	B	3.00	無	指 江	椎木山	15		農 道
BN19	有	無	A	4.00	一部既成	城 川 内	赤仁田	10		国 道
BN20	有	無	A	1.00	一部既成	下山門野	鳥 越	12		町 道
BN21	有	無	A	1.00	一部既成	平 尾	水天ノ前	10	漁 港	町 道
BN22	無	無	A	1.00	無	平 尾	萩元牟礼	9	公 民 館	町 道

崩壊土石流出危険地区

番 号	保安 林等	地す べり 防止 区域 指定	他の 法令 等の 指定	危険 地区 の危 険度	面 積 (ha)	治山事業 推進状況	位 置		人 家 戸 数 (戸)	公 物 ・ 施 設	道 路
							大 字	字			
AA1	無	無	無	A	0.60	一部既成	獅子島	下別当	10	港 湾	町 道
AA2	無	無	無	A	0.18	無	獅子島	松出良	40		町 道
AA3	無	無	無	A	1.44	一部既成	獅子島	松出良	40		林 道
AA4	無	無	無	A	1.62	一部既成	獅子島	松出良	40		林 道
AA5	有	有	無	B	0.36	一部既成	獅子島	黒 崎	4		町 道
AA6	有	有	無	A	0.75	一部既成	獅子島	立 石	5		町 道
AA7	有	有	無	A	0.45	一部既成	獅子島	野 田	12		町 道
AA8	無	無	無	B	0.60	一部既成	獅子島	達手具	0		町 道
AA9	無	無	無	A	0.18	無	獅子島	中網代	5		町 道
AA10	無	無	無	A	0.60	一部既成	獅子島	須舞取	0		林 道
AA11	有	有	無	A	0.27	一部既成	鷹 巢	行人平	10		町 道
AA12	無	無	無	A	0.75	無	川 床	芋洗川	5	漁 港	町 道
AA13	無	無	無	A	0.75	無	川 床	追田平	30		県 道
AA14	有	有	無	A	0.60	一部既成	川 床	追田平	30		県 道
AA15	有	有	無	A	1.08	一部既成	山 門 野	大久保	30		町 道
AA16	無	無	無	A	0.27	一部既成	山 門 野	小川内	30		県 道
AA17	無	無	無	A	0.36	一部既成	山 門 野	穴ノ迫	30		国 道
AA18	無	無	無	A	0.36	既 成	山 門 野	大鳥平	30		国 道
AA19	無	無	無	A	1.20	無	獅子島	御所ノ浦	50		町 道
AA20	無	無	無	A	0.72	無	獅子島	前田池田	25		町 道
AA21	無	無	無	A	0.60	無	獅子島	池 田	14		町 道
AA22	無	無	無	A	0.75	無	獅子島	榎実河内	2		町 道
AA23	無	無	無	A	1.08	無	獅子島	立 石	10		町 道
AA24	無	無	無	A	0.90	無	獅子島	立 石	10		町 道
AA25	無	無	無	A	1.15	既 成	獅子島	立 石	10		町 道

番 号	保安 林等	地す べり 防止 区域 指定	他の 法令 等の 指定	危険 地区 の危 険度	面 積 (ha)	治山事業 推進状況	位 置		人家 戸数 (戸)	公 的 建物・施設	道 路
							大 字	字			
AA26	無	無	無	A	1.20	一部既成	獅子島	陣手	12		町道
AA27	無	無	無	A	0.36	一部既成	獅子島	浦田	60	学校・幼稚園	町道
AA28	有	有	無	A	0.75	一部既成	山門野	大久保	30		県道
AA29	有	有	無	A	0.48	既成	山門野	穴ノ迫	30		国道
AA30	無	無	無	A	0.75	無	獅子島	浦田	60		町道
AA31	無	無	無	A	1.08	一部既成	川床	松房迫	100	寺・公民館 水源地	県道
AA32	無	無	無	A	0.75	無	川床	柿ノ畑	100	診療所・幼稚園	県道
AA33	無	無	無	A	0.68	一部既成	獅子島	平河内	5	漁港	町道
AN1	有	無	無	A	1.30	一部既成	下山門野	宇土迫	25		町道
AN2	無	無	無	B	2.40	無	平尾	矢櫃	20		県道
AN3	無	無	無	B	3.00	無	城川内	孫市	7		町道
AN4	無	無	無	C	2.00	無	城川内	栢場	9		国道
AN5	有	無	有	A	3.60	一部既成	下山門野	油山	30	学 校	町道
AN6	有	無	有	B	4.00	一部既成	城川内	井手平	20		国道
AN7	有	無	有	C	2.50	一部既成	城川内	焼頭	0		町道

急傾斜地崩壊危険箇所

番号	箇所名	大字	傾斜度	高さ	人家戸数(戸)	施行状況	公的施設 建物・施設	道路	避難所
DA1	平野 2	獅子島	70	20	22	既成		町道	獅子島小学校
DA2	御所ノ浦 1	獅子島	75	22	6	既成		町道	獅子島小学校
DA3	平野 1	獅子島	65	15	10	既成		町道	獅子島小学校
DA4	御所ノ浦 2	獅子島	70	11	6			林道	獅子島小学校
DA5	御所ノ浦 3	獅子島	65	18	23	既成		町道	獅子島小学校
DA6	平野 3	獅子島	70	12	7	既成			獅子島小学校
DA7	平野 4	獅子島	65	40	17	既成		町道	獅子島小学校
DA8	湯ノ口	獅子島	55	12	9			町道	もくもく館
DA9	本浦 2	諸浦	35	15	10	既成	保育園	県道	本浦小学校
DA1 0	片側 1	獅子島	65	20	20	既成	学校・民宿	町道	獅子島中学校
DA1 1	片側 2	獅子島	65	20	10	既成		町道	獅子島アイランドセンター
DA1 2	片側 3	獅子島	75	24	17	既成		町道	獅子島アイランドセンター
DA1 3	幣串 1	獅子島	60	35	42	既成	学校・民宿	町道	幣串小学校
DA1 4	幣串 2	獅子島	70	14	21	既成	幼稚園 民宿	町道	幣串小学校
DA1 5	立石	獅子島	50	20	12	既成		町道	幣串小学校
DA1 6	塩追	川床	78	8	5			町道	川床小学校 川床中学校
DA1 7	脇崎	川床	44	14	11	一部既成		町道	川床小学校 川床中学校
DA1 8	加世堂 2	山門野	60	12	8	既成		町道	川床コミュニティセンター
DA1 9	葛輪 1	諸浦	60	14	6			県道	諸浦地区多目的 集会所
DA2 0	葛輪中浦	諸浦	70	28	20	既成		町道	諸浦地区多目的 集会所
DA2 1	葛輪 2	諸浦	70	18	6			町道	諸浦地区多目的 集会所
DA2 2	葛輪 3	諸浦	70	20	27	既成		その他の 道路	諸浦地区多目的 集会所
DA2 3	白瀬	諸浦	70	20	5	既成	公民館		本浦小学校
DA2 4	出ノ元	諸浦	70	20	7	既成		町道	本浦小学校
DA2 5	本浦 1	諸浦	60	20	11	既成	保育園・港湾	県道	本浦小学校
DA2 6	伊唐北	鷹巣	65	20	5	既成			伊唐小学校

番号	箇所名	大字	傾斜度	高さ	人家戸数(戸)	施行状況	公的施設 建物・施設	道路	避難所
DA2 7	伊唐南	鷹巣	65	8	5				伊唐小学校
DA2 8	三船	浦底	60	8	7	既成			鷹巣中学校
DA2 9	福ノ浦3	浦底	50	20	11	既成		町道	浦底定住促進センター
DA3 0	薄井	諸浦	75	20	60	既成		町道	本浦小学校
DA3 1	薄井南	諸浦	50	30	26	既成		町道	本浦小学校
DA3 2	福ノ浦2	浦底	45	13	6	既成		町道	浦底定住促進センター
DA3 3	福ノ浦1	浦底	60	20	15	既成		町道	浦底定住促進センター
DA3 4	川東1	浦底	55	20	13	一部既成		町道	浦底定住促進センター
DA3 5	川東2	浦底	50	15	5	既成			浦底定住促進センター
DA3 6	宮ノ浦	鷹巣	80	15	30	一部既成		町道	総合町民体育館
DA3 7	川西	浦底	65	20	30	既成	公民館	その他の道路	浦底定住促進センター
DA3 8	赤崎	川床	70	12	16	既成		県道	総合町民体育館
DA3 9	塩追2	川床	65	7	30	既成		町道	川床小学校 川床中学校
DA4 0	脇崎2	川床	50	10	14			町道	川床小学校 川床中学校
DA4 1	川床	川床	65	18	8	既成		町道	川床小学校 川床中学校
DA4 2	市来崎	川床	85	30	8	既成		町道	川床コミュニティセンター
DA4 3	観音1	川床	65	16	6	既成	漁港	町道	川床コミュニティセンター
DA4 4	観音2	川床	75	18	9	既成	漁港	町道	川床コミュニティセンター
DA4 5	山門野上	山門野	35	18	7	既成		その他の道路	山門野コミュニティセンター
DA4 6	川床下	川床	65	15	6		公民館・橋	町道	川床小学校 川床中学校
DA4 7	加世堂	山門野	65	8	10	既成	公民館	町道	川床コミュニティセンター
DA4 8	田尻東	山門野	60	14	1	既成	学校	国道	山門野コミュニティセンター
DA4 9	瀬戸	山門野	40	25	5			町道	山門野コミュニティセンター
DA5 0	小坂	川床	60	30	5	既成		その他の道路	川床小学校 川床中学校
DA5 1	山中	鷹巣	65	10	5	既成		県道	鷹巣小学校
DA5 2	田尻東2	山門野	65	8	6	既成		県道	山門野コミュニティセンター
DN1	浜漣	平尾	65	18	13	既成		町道	浜漣公民館

番号	箇 所 名	大 字	傾斜度	高さ	人家 戸数 (戸)	施 行 状 況	公 的 建 物・施 設	道路	避 難 所
DN2	茅 屋	平 尾	65	10	7			町道	茅 屋 漁 村 セ ン タ ー
DN3	蔵 之 元	蔵 之 元	60	25	18	既 成	民 宿	国道	蔵ノ元小学校
DN4	中 南 1	平 尾	65	20	9		学 校		平尾老人憩の家
DN5	中 南 2	平 尾	62	20	9		幼 稚 園	町道	平尾老人憩の家
DN6	母 良 木	平 尾	67	16	13			町道	平尾老人憩の家
DN7	小 浜 下	蔵 之 元	55	16	9	既 成		町道	小 浜 公 民 館
DN8	米 山	指 江	40	20	11		学 校	町道	指 江 公 民 館
DN9	仮 屋 ノ 上	城 川 内	65	12	8	既 成			城川内小学校
DN1 0	馬 込 1	下山門野	43	11	9	既 成			汐 見 小 学 校
DN1 1	汐 見 潟	下山門野	54	16	24	既 成	公 民 館	町道	汐 見 小 学 校
DN1 2	汐 見	下山門野	52	30	20	既 成	公 民 館	町道	汐 見 小 学 校
DN1 3	馬 込 2	下山門野	45	20	5	既 成			汐 見 小 学 校

水防区域等

番号	河 川 ・ 海 岸 名	水 防 区 域			備 考
		岸 別	延長 (m)	場 所	
FA1	汐 見 川	右 岸	373	川 床	
FN 1	小 浜 川	左 岸	200	小 浜	180m／m＋4. 5m
FN 2	小 浜 海 岸	海 岸	200	小 浜	＋4. 5m
FN 3	指 江 川	左 岸	300	指 江	200m／m
FN 4	城 川 内 川	右 岸	200	城 川 内	200m／m
FN 5	唐 隈 海 岸	海 岸	70	唐 隈	＋5. 0m
FN 6	汐 見 川	右 岸	150	汐 見	180m／m＋4. 5m
FN 7	蔵 之 元 川	両 岸	200	蔵 之 元	180m／m＋4. 5m

道路交通途絶予想箇所

道 路 区 分	路 線 名	予 想 さ れ る 事 態	区 域	延 長 (m)	代 替 路 線 名	備 考
町 道	獅子島一周林道	崩土・落土 落 石	獅 子 島	22km		
国 道	389号線	強 風	黒之瀬戸大橋	502	な し	
農 道	農免農道伊唐線	強 風	伊 唐 大 橋	675	な し	
県 道	葛輪～瀬戸線	強 風	乳ノ瀬 橋	141	な し	
国 道	389号線	浸 水	唐 隈	200	町道14号線	
国 道	389号線	浸 水	城 川 内	100	町道9号線	
国 道	389号線	浸 水	小 浜	100	な し	平尾經由蔵之元
県 道	長島～ 宮ノ浦港線	浸 水	平 尾	200	な し	
町 道	汐見～馬込線	浸 水	汐 見	100	な し	
町 道	汐見～馬込線	崖 崩 れ	馬 込	200	な し	町道馬込大迫線經由
町 道	米山線	浸 水	城 川 内	100	な し	
町 道	平尾～浜漣線	浸 水	萩之牟礼	100	な し	
国 道	389号線	落 石	指 江	500	な し	
県 道	長島～ 宮ノ浦港線	落 石	川 内	500	な し	

資料 9 消防施設の現況

分 団 名・班 名		水槽付 ポンプ 車	ポンプ 車	小型動力 ポンプ 積 載 車	小型動力 ポンプ	指 令 広 報 車	救 急 車	資 機 材 搬 送 車	防 火 水 槽
東分遣所		1				1	2		
長島分遣所		1				1	2	1	
中 央	鷹巣班		1	1	1				28
	宮ノ浦班			1	1				1
	伊唐班			1	1				3
浦 底	浦底班		1						12
	福ノ浦班			1	1				5
	三船班			1	1				5
川 床	川床班		1						21
	塩追班			1	1				3
	脇崎班			1	1				3
山 門 野	山門野班		1						4
	加世堂班			1	1				5
	田尻班			1	1				15
諸 浦	本浦班		1						3
	薄井班			1	1				3
	葛輪班			1	1				
	白瀬班			1	1				
獅 子 島	片側班			1	1				4
	幣串班		1						4
	御所ノ浦班			1	1				4
	湯ノ口班			1	1				1
平 尾	1班		1		1				14
	2班			1	1				8
	3班			1	1				11
蔵 之 元	蔵之元班		1		1				15
	小浜班			1	1				6
指 江	指江班		1		1				9
	川内班			1	1				2
城 川 内	城川内班		1		1				10
	唐隈班			1	1				11
汐 見	汐見班		1						6
	広野班			1	1				5
	馬込班			1	1				4
合 計		2	11	22	26	2	4	1	225

資料 8-1 危険物施設等の状況（危険物取扱・貯蔵業者）

番号	業 者 名	所 在 地	代 表 者	電 話 番 号	貯蔵・取扱量(kl)			
62	福守石油	指江	福守 寿	88-5121	第1 第2	14.00 16.00	第4	2.10
64	生駒石油	指江	生駒隆徳	88-5033	第1 第2	10.00 7.60	第4	1.80
66	川床石油設備工業(株)平尾給油所	平尾	牧 一行	88-2452	第1 第2	12.48 16.32	第4	1.80
67	JA鹿児島いずみ長島給油所	指江	上野時義	88-5193	第1 第2	10.00 20.00	第4	0.40
68	中村石油	平尾	中村紀稔	88-2124	第1 第2	14.00 6.60	第3 第4	1.00 1.20
70	北さつま漁業協同組合 長島支所	指江	尾崎 淳	88-5005	第3	30.00		
71	北さつま漁業協同組合 長島支所	湯	尾崎 淳	88-5005	第3	30.00		
72	北さつま漁業協同組合 長島支所	茅屋	尾崎 淳	88-5005	第3	20.00		
81	寺下石油黒之瀬戸SS	山門野	寺下成三郎	87-0182	第1 第2	22.00 18.00	第4	1.80
84	(有)ウスイ	諸浦	入口良美	86-0365	第1 第2	9.60 19.20		
85	中元屋石油	諸浦	中元澄徳	86-0357	第1 第2	10.60 20.00	第4	0.60
86	川床石油設備工業(株)	川床	牧 一行	87-0156	第1 第2	12.48 16.32	第4	3.00
89	(有)東鉦油	鷹巣	江良登貴男	86-0020	第1 第2	19.20 19.20	第4	2.70
91	福崎石油	川床	福崎勝行	88-5134	第1 第2	13.44 15.36	第4	2.70
92	平藪石油プロパン店	山門野	平藪武志	87-0528	第1 第2	10.20 10.00	第3 第4	1.00 1.00
94	(有)増山石油	鷹巣	牧 一行	86-0766	第1 第2	9.60 9.60	第4	1.80
95	(有)坂口石油	鷹巣	坂口英二	86-0279	第1 第2	20.00 20.00	第3 第4	1.90 2.10
96	常本石油	伊唐	常本 護	86-0651	第1 第2	5.75 3.85	第4	1.20
99	東町漁業協同組合	幣串	長元信男	86-1200	第2 第3	30.00 200.00		
100	東町漁業協同組合	薄井	長元信男	86-1200	第3 第4	20.00 1.50		

第1・・・ 第1石油類 第2・・・ 第2石油類 第3・・・ 第3石油類 第4・・・ 第4石油類

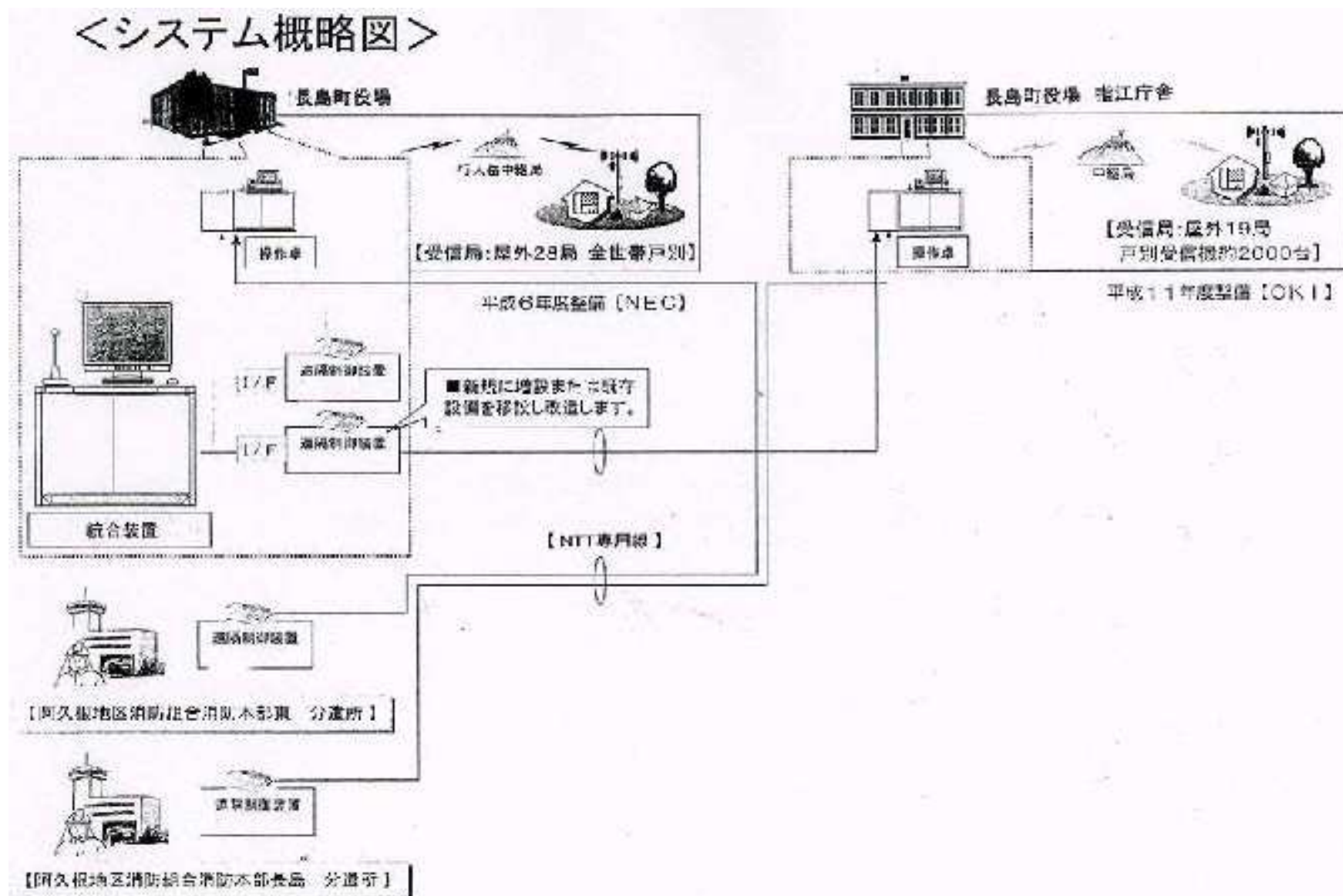
資料 8－2 危険物施設等の状況（液化石油ガス等取扱・販売業者）

業 者 名	所 在 地	代 表 者	電 話 番 号	備 考
JA鹿児島いずみ 長島事業所	指江	上野時義	88－5193	
生駒プロパン	指江	生駒隆徳	88－5033	
共和ガス燃料協業組合 長島営業所	鷹巣	脇本栄治	86－0151	
(有)東鉱油	鷹巣	江良登貴男	86－0020	
常本石油	伊唐	常本 護	86－0615	
川床石油設備工業㈱	川床	牧 一行	87－0156	
平藪石油プロパン店	山門野	平藪武志	87－0528	
中元屋石油	諸浦	中元澄徳	86－0357	

資料１０ ヘリコプター発着場予定地

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号	面 積 (m ²)	備 考
PA1	長島町鷹巣運動場	長島町鷹巣1924-3	86-1111	9,413	
PA2	片側港荷揚場	長島町獅子島片側港埋立地	86-1111	5,728	
PA3	獅子島小グラウンド	長島町獅子島4348-1	89-3018	6,408	
PA4	川床コミュニティー運動場	長島町川床1550-4	86-1111/87-0162	10,580	
PA5	本浦小グラウンド	長島町諸浦541	86-1306	3,425	
PN1	長島高校グラウンド	長島町平尾5645	88-2111	15,534	
PN2	蔵之元小グラウンド	長島町蔵之元1630	88-5101	5,603	
PN3	長島町城川内運動場	長島町城川内873-3	88-6500	14,450	

資料 1 1 町防災行政無線の現況



資料 1 2 長島町指定避難所

行政区	土砂災害	地 震	津波・高潮	大規模火災	台 風	
1 田 尻	川床小学校			山門野 コミュニティセン ター	川床小学校	
2 火 ノ 浦						
3 山 門 野 下						
4 山 門 野 中						
5 山 門 野 上						
6 加 世 堂	川床中学校			床コミュニティセンタ	川床中学校	
7 川 床 下	川床小学校		川床小学校	川床中学校		
8 川 床 中	川床中学校		川床中学校			
9 川 床 上						
10 小 坂						
11 杉 ノ 段						
12 梅 ノ 木 山	川床小学校			床コミュニティセンタ	川床小学校	
13 牧	川床小学校	多目的ホール	川床小学校			
14 市 来 崎						
15 脇 崎						
16 塩 迫						
17 赤 崎	鷹巣中学校				開発総合 センター	
18 山 寺	鷹巣中学校	鷹巣中学校				
19 上 揚	多目的ホール	多目的ホール				
20 野 中						
21 菅 牟 田						
22 山 中	鷹巣中学校	鷹巣中学校				
23 本 町	鷹巣小学校	鷹巣小学校				
24 西						
25 矢 堂	多目的ホール					
26 宮 ノ 浦	伊唐小学校					
27 伊 唐	鷹巣中学校					開発総合 センター
28 浦 底	鷹巣中学校					
29 福 ノ 浦	鷹巣小学校					
30 桂 代	鷹巣小学校					
31 三 船	鷹巣小学校					
32 薄 井	鷹巣小学校					
33 白 瀬	鷹巣小学校			旧本浦小学校		
34 本 浦	獅子島アイランドセンター					
35 葛 輪	獅子島アイランドセンター	獅子島小中学校	獅子島アイランドセンター			
36 片 側	獅子島小中学校				旧獅子島小学校	
37 御 所 ノ 浦	獅子島小中学校				もくもく館	
38 湯 ノ 口	獅子島小中学校				旧幣串小学校	
39 幣 串	平尾小学校				平尾中学校	
40 平 尾 中 南	平尾小学校		平尾小学校			
41 母 良 木						
42 藤 之 元	平尾中学校	口ノ福浦コミュニティ	平尾中学校			
43 萩 之 牟 礼	平尾中学校	平尾中学校				
44 茅 屋	平尾中学校					
45 浜 漣	平尾中学校					
46 北 方 崎	平尾小学校					
47 犬 鹿 倉	平尾小学校		平尾小学校			
48 蔵 之 元	蔵之元小学校					
49 小 浜	B&G体育館					
50 指 江	長島中学校					
51 川 内	B&G体育館					
52 城 川 内	城川内小学校					
53 唐 隈	城川内小学校					
54 広 野	城川内小学校					
55 潟	城川内小学校					
56 汐 見	城川内小学校					
57 馬 込	川床小学校		川床小学校			
行政区を指定しない避難所	町民総合体育館、文化ホール、伊唐アイランドセンター 長島町保健福祉センター					
福祉避難所	長生園、桃源郷、あかね園、獅子島アイランドセンター					

※原則として行政区別に避難所を指定するが、災害等の状況により、収容先を決定する。

※収容人員が不足する場合は、行政区を指定しない避難所等を開放し、災害対策本部で収容人員を調整する。

資料 1 2 - 2 長島町指定緊急避難場所

行政区	土砂災害	地震	津波・高潮	大規模火災	台風
1 田 尻	二本松グラウンド				公民館
2 火 ノ 浦	公民館		だんだん市場		公民館
3 山 門 野 下	消防センター			山門野コミュニティ	
4 山 門 野 中					
5 山 門 野 上					
6 加 世 堂	消防センター	梅ノ木山公民館	梅ノ木山公民館	消防センター	
7 川 床 下	川床小学校	川床小学校			
8 川 床 中	川床中学校			川床中学校	
9 川 床 上					
10 小 坂					
11 杉 ノ 段	公民館	公民館			
12 梅ノ木山	公民館				
13 牧	公民館				
14 市 来 崎	公民館				
15 脇 崎	消防センター				
16 塩 追	消防センター	赤崎橋パーキング			消防センター
17 赤 崎	赤崎橋パーキング				
18 山 寺	鷹巣中学校			鷹巣中学校	
19 上 揚	多目的ホール			多目的ホール	
20 野 中					
21 菅 牟 田					
22 山 中	鷹巣中学校			鷹巣中学校	
23 本 町	鷹巣小学校			鷹巣小学校	
24 西	鷹巣小学校			鷹巣小学校	
25 矢 堂	公民館			公民館	
26 宮 ノ 浦	消防センター				
27 伊 唐	伊唐小学校				
28 浦 底	公民館	上揚バス停	公民館		
29 福 ノ 浦	消防センター	ごみステーション前	消防センター		
30 桂 代	消防センター				
31 三 船	消防センター				
32 薄 井	公民館	グラウンド	公民館		
33 白 瀬	白瀬バス停				
34 本 浦	本浦小学校	本浦保育園			
35 葛 輪	諸浦コミュニティ				
36 片 側	獅子島アイランドセンター	獅子島小中学校			アイランドセンター
37 御 所 ノ 浦	旧獅子島小学校	長崎産業上	旧獅子島小学校		
38 湯 ノ 口	もくもく館	墓地前	長島港湯ノ口地区	もくもく館	
39 幣 串	墓地前	旧幣串小学校	墓地前	幣串漁港	旧幣串小学校
40 平 尾 中 南	平尾小学校			平尾小学校	
41 母 良 木					
42 藤 之 元					
43 萩 之 牟 礼	老人憩いの家	ロノ福浦コミュニティ		老人憩いの家	
44 茅 屋	平尾中学校			平尾中学校	
45 茅 屋	漁村センター	茅屋入口バス停		漁村センター	
46 浜 漣	公民館	陰平バス停		公民館	
47 北 方 崎	公民館				
48 犬 鹿 倉	公民館			公民館	
49 蔵 之 元	蔵之元小学校				公民館
50 小 浜	公民館				
51 指 江	長島中学校				指江公民館
52 川 内	公民館				
53 城 川 内	城川内小学校				城川内公民館
54 唐 隈	公民館				
55 広 野	公民館		ちびっ子広場		公民館
56 湯 見	公民館	夕暮荘			公民館
57 汐 見	汐見橋	公民館	広野バス停	湯公民館	公民館
58 馬 込	公民館				公民館

※公民館・消防センターのみの記載は、行政区の公民館・消防センターを表す。

※消防センターとは、消防団の格納庫、詰所、消防拠点施設をさす。

※地域や災害の状況により、指定緊急場所に集合することでより危険性が高まる事態となる場合は町または地域で定めたハザードマップにより緊急避難する。

資料12-3 避難路

番号	路線種別	路 線 名	町路線番号	備 考
1	国道	国道389号線		
2	主要地方道	県道47号葛輪瀬戸線		
3	県道	県道379号長島宮ノ浦線		
4	県道	県道380号平尾川床線		
5	町道（一級）	鷹巣三船線	東-2	
6	町道（二級）	鷹巣宮ノ浦線	東-28	
7	町道（一級）	塩追加世堂線	東-8	
8	町道（一級）	浦底茅屋線	東-6	
9	町道（その他）	茅屋口之福浦線	西-90	
10	町道（一級）	川床梅ノ木山線	東-3	
11	町道（その他）	浦底山寺線	東-38	
12	町道（一級）	浦底杉ノ段線	東-7	
13	町道（その他）	大島加世堂線	東-65	
14	町道（一級）	山門野汐見線	東-14	
15	町道（一級）	指江川内線	西-12	
16	町道（一級）	指江川床線	東-34	
17	町道（一級）	平尾蔵之元線	西-57	
18	町道（一級）	萩之牟礼茅屋線	西-18	
19	町道（一級）	藤之元口之福浦線	西-53	
20	町道（一級）	平尾浜漉線	西-65	
21	町道（一級）	蔵之元浜漉線	西-89	
22	町道（二級）	北方崎線	西-64	
23	町道（二級）	川床市来崎線	東-11	
24	町道（一級）	役場前線	東-1	
25	町道（二級）	曲田線	西-16	
26	町道（その他）	長崎原線	西-43	
27	町道（その他）	汐見中央線	西-107	
28	町道（その他）	福迫舟津線	西-67	
29	町道（その他）	田尻港線	東-15	
30	町道（その他）	黒崎港線	東-62	

番号	路線種別	路 線 名	町路線番号	備 考
31	町道（その他）	白浜港線	東－63	
32	町道（その他）	蛤潟線	東－40	
33	町道（一級）	薄井線	東－16	
34	町道（その他）	薄井北港線	東－61	
35	町道（その他）	乳ノ瀬線	東－44	
36	町道（その他）	大牟田堂崎線	東－87	
37	町道（その他）	葛輪線	東－79	
38	町道（その他）	浜漣茅屋線	西－98	
39	町道（その他）	幣串線（1・2・3）	東－74	
40	町道（その他）	浦田線	東－58	
41	町道（二級）	伊唐北港線	東－20	
42	農道（一定）	農免農道伊唐線	257－東	
43	農道	堂崎線		
44	農道（一定）	脇崎上揚線	116－東	
45	農道（一定）	火ノ浦中央線	156－東	
番号	路線種別	路 線 名	町路線番号	備 考
46	農道（一定）	浅敷線	97－長	
47	農道（一定）	俣仁田線	82－長	
48	農道（一定）	水天ノ前線	77－長	
49	農道	茅屋線		
50	農道（一定）	指江米山線	109－長	
51	農道	明神下岡線		
52	農道（一定）	仁田本1号線	91－東	
53	農道（一定）	前浜線	104－東	
54	農道（一定）	三基寺線	106－東	
55	農道（一定）	梅ノ木山線	26－東	
56	農道（一定）	浦川線	121－東	
57	農道（一定）	柳迫線	2－長	
58	農道（一定）	柿ノ迫線	96－長	
59	農道（一定）	道ノ尾線	95－長	
60	農道	水ノ元線		

番号	路線種別	路 線 名	町路線番号	備 考
61	農道（一定）	風呂迫線	91－長	
62	農道（一定）	夜鳴山線	96－長	
63	農道（一定）	北方崎線	83－長	
64	農道（一定）	第2北方崎線	89－長	
65	農道（一定）	和仁浦長瀬線	117－東	
66	林道	獅子島線		
67	臨港道路	潟地内		
68	臨港道路	薄井竹島地内		
69	臨港道路	葛輪地内		
70	臨港道路	幣串地内		
71	臨港道路	茅屋地内		
72	その他	三船集落4号線		
73	その他	伊唐1号避難路		
74	その他	伊唐2号避難路		

資料 1 3 町内建設関係機材保有数

建設業者名	所在地	電話番号	ダンプ		ブルドーザー	バックホー	クレーン (ユニット)
			大型	小型			
(株)長崎組	蔵之元173	88-5255	2	5	2	9	2
(株)小竹組 鹿児島支店	蔵之元3455	88-5058	1			2	
(株)照福建設	蔵之元252-1	88-6552		1			
牛深建設(株) 長島営業所	蔵之元1163	88-6491	1	2		3	1
共栄建設(株) 鹿児島支店	蔵之元880-1	88-5217		1	1	2	
(有)小畑建設	蔵之元1803-3	88-5083	2	3		5	
(有)町田建設	蔵之元806-1	88-6352		2		3	1
(有)藤川産業	蔵之元3845-2	88-5254	1	2		3	
長島クレーン	蔵之元2504-2	88-6678				4	
飯尾建設(有)	鷹巣832-1	86-0013	1	2		5	
岩下建設(株)	川床1617	87-1148	3			5	
川床石油設備工業(株)	川床1142	87-0156		8		11	1
桑木組(株) 長島支店	山門野4532-3	65-2347	1	2	1	4	
浜畑組(株)	山門野3550	87-0140	3	4	1	6	2
田渕組	鷹巣1831	86-0021	2	3	3	8	2
段下工務店	山門野976-1	87-0076		2		5	1
平田建設(有)	鷹巣1467	86-1248		4	1	4	1
福山建設(有)	鷹巣3164-10	86-1251	1	3	2	5	1
前田組(株) 長島支店	城川内817-4	88-5870	5	3	1	10	1
南国リース(有) 長島営業所	鷹巣1300-6	86-1795		6	2	10	
丸久(康)建設(株)	川床1142-1	87-0020	1	3	2	4	1

資料14 黒之瀬戸大橋通行規制実施要領・伊唐大橋台風時対策要項

[黒之瀬戸大橋通行規制実施要領]

1. 目的

本要領は、黒之瀬戸大橋の異常気象時における情報連絡を強化するとともに、迅速かつ的確な情報活動の報告並びに通行規制を行い、道路災害から歩行者及び通行車両の危険を未然に防止し通行の安全を確保することを目的とする。

2. 通行規制の基準

通行規制の基準は、下表の通りとする。ただし、下表以外で通行規制が必要と認められるときは、この限りではない。

	規 模	内 容 等
平均風速（10 分間）	15m	強風のため人、二輪車、通行注意
平均風速（10 分間）	20m	人、二輪車通行止、車両通行注意
平均風速（10 分間）	25m	全面通行止

風雪注意報	雪を伴い平均風速が 12m/s 以上あると予想される場合	通行注意
大雪注意報	24 時間降雪時に積雪 10cm 以上が予想される場合	通行注意
暴風雨警報	雪を伴い平均風速が 12m/s 以上ある場合	全面通行止
凍 結	凍結して通行上支障がある場合	車両はチェーン規制

3. 連絡・広報体制

- (1) 2. により通行規制を行う場合は、道路情報表示装置（出土木事務所から操作できる）により表示を行い、かつ電話により道路維持課等へ連絡するものとする。
- (2) 通行止め措置は、出土木事務所職員の指示により委託業者が行うものとし、事務所職員が確認するものとする。

4. 待機

- (1) 勤務時間外に於いて通行規制が必要と認められるときは、ただちに出土木事務所職員は待機を行う。
- (2) なお、交通規制に伴う待機の班編成は、災害待機配備要員表による。
- (3) 待機時間は、下表の通りとする。

区 分	待 機 時 間
平 日	17 : 15 ~ 8 : 30
土・日・祝日	（昼間）8 : 30 ~ 17 : 30 （夜間）17 : 15 ~ 8 : 30

- (4) 通行規制を行う必要が認められる場合には、班長は所長の判断を仰ぐものとする。
ただし、連絡がとれないときは班長の判断で行うことができる。
- (5) 通行規制及びその解除について、災害待機日記により記録管理を行い、後日所長の
決裁を受けるものとする。
- (6) 通行規制が解除されず次班へ引き継ぐ場合、班長は事前に次班の班長と連絡を取り、
班員の招集について遺憾のないよう措置するものとする。

[伊唐大橋台風時対策要項]

☆風速 25m で通行止め（黒之瀬戸大橋同時刻）

☆風速は、庁舎 3 階無線室の風速計で確認する。

☆バリケードは両サイドの倉庫に保管している。

☆倉庫の鍵は耕地課に保管している。 伊唐側の倉庫→銀色の鍵、本島側の倉庫→ No.2002
の鍵

☆バリケードは道路の中心部に支柱を立て、鎖を張り、鍵をかける。

☆通行止め解除は黒之瀬戸大橋と同時刻とする。

☆通行止め解除の鍵番号は『□□□』である。 消防分遣所には鍵番号を知らせている。

資料 15 食料調達一覧

所 管	所 在 地	電 話	品 名	備 考
鹿児島県農産園芸課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3175	米	
出水農林水産事務所 農政課	出水市昭和町18-18	0996-63-3111	米	
九州農政局 鹿児島農政事務所 地域第1課	薩摩川内市勝目町4137-5	0996-22-4156		

業 者 名	所 在 地	電 話	業 者 名	所 在 地	電 話
Aコープ あづま店	鷹 巣	86-0777	杉 原 商 店	葛 輪	86-0545
Aコープ ながしま店	指 江	88-5539	大 石 商 店	塩 迫	87-1100
A マ ー ト 川 床	川 床	87-0013	竹 本 酒 店	川 床 上	87-0025
A マ ー ト 平 尾	母 良 木	88-2965	Rショップかわみなみ	川 床 中	87-0006
ファミリーマート鷹巣店	山 寺	87-0140	上 米 穀 販 売 店	本 町	86-0666
柳 主 食 販 売	浦 底	86-0048	七 條 商 店	伊 唐	86-0615
世 古 宗 商 店	山門野上	87-0002	常 本 商 店	伊 唐	86-0651
きたぞのストアー	山門野上	87-0315	岩 下 食 糧 販 売 所	宮 ノ 浦	86-0031
小 島 タ タ ミ 店	火 ノ 浦	87-0408	酒 井 商 店	潟	88-5351
平 薮 石 油 店	田 尻 東	87-0528	向 商 店	広 野	88-5373
林 酒 店	田 尻 西	87-0728	生 駒 商 店	指 江	88-5011
池 元 商 店	片 側	89-3184	飯 尾 商 店	城 川 内	88-5073
森 永 重 徳 商 店	幣 串	98-3301	大 平 商 店	小 浜	88-6360
水 元 商 店	幣 串	89-3005	坂 口 商 店	蔵 之 元	88-5103
山 下 酒 店	薄 井	86-0451	谷 尾 商 店	茅 屋	88-2255

資料16 町有防疫及び清掃資機材

手動式噴霧器	清掃用自動車	焼 却 炉	し尿処理施設
1	0	0	0

資料17 地震防災緊急事業五箇年計画

【対象事業の範囲】

次に掲げる施設等の整備等で、主務大臣の定める基準に適合するものが対象となる。

(地震防災対策特別措置法第3条第1項各号)

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設（港湾法第2条第5項第2号の外郭施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。）又は漁港施設（漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。）
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するものの
- (11) (7)から(10)に掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (12) 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- (13) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害が発生した時（以下「地震災害時」）において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- (20) 上記のほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

【長島町が実施、又は実施を予定している事業】

前ページ 区分番号	事業区分	経費の概算額 (千円)	整備予定年度
(3)	消防車両、資機材、耐震性貯水槽等の整備	199,800	平成18年度～22年度
(5)	緊急輸送の確保に必要な道路の整備	3,181,600	平成17年度～21年度

資料18 関係機関連絡先一覧表

	名 称	電話番号	FAX番号	備 考
県	危機管理防災課	099-286-2256	099-286-5519	
	生活文化課	099-286-2514	099-286-5537	
	保健医療福祉課	099-286-2656	099-286-5928,5550	
	農政課	099-286-3085	099-286-5587	
	監理用地課	099-286-3483	099-286-5617	
	河川課	099-286-3586	099-286-5625	
	林務水産課	099-286-3327	099-286-5607	
	商工政策課	099-286-2925	099-286-5574	
	教育委員会総務課	099-286-5184	099-286-5661	
	会計課	099-286-3765	099-286-5639,5640,5769	
	川内総務事務所	0996-23-5151	27-0091	
	出水保健所	63-3111	63-1114	
	出水農林水産事務所	63-3111	62-0355	
	出水耕地事務所	63-3111	62-9481	
	出水農業改良普及所	63-3111	63-2542	
	北薩家畜保健衛生所	0996-22-2183	0996-22-2183	
	出水土木事務所	63-3111	62-0586	
	出水教育事務所	63-3111	62-5785	
警察	県警察本部警備課	099-206-0110	099-206-5572	
	阿久根警察署	73-0110	72-4873	
	指江駐在所	88-5008	兼用	
	平尾駐在所	88-2163	兼用	
	鷹巣駐在所	86-0004	兼用	
	川床駐在所	87-0046	兼用	
消防	阿久根地区消防組合 消防本部	0996-72-0119	0996-73-4523	
	阿久根消防署 東分遣所	86-0119	86-0399	
	阿久根消防署 長島分遣所	88-5333	88-5522	
	出水市消防本部	0996-63-0119	—	
	水俣消防署	0966-63-1191	—	
	天草広域連合消防本部 南消防署	0969-73-2519	—	
	中央消防署	0969-22-3219	—	
自衛隊	陸上自衛隊第12普通科連隊本部	0995-46-0350	—	内線 237・
	自衛隊鹿児島地方連絡部	099-253-8920	兼用	
第十管区海上保安本部	串木野海上保安部	0996-32-4999		
	牛深保安署	0969-73-4999		
消防庁	防災情報室	(03)5253-7526	(03)5253-7536	
	防災課	(03)5253-7525	(03)5253-7535	
	震災対策室	(03)5253-7527	(03)5253-7537	
	宿直室	(03)5253-7777	(03)5253-7553	
厚生労働省	社会・援護局保護課	(03)3503-3780	(03)3592-5934	
主な指定地方行政機関	国土交通省鹿児島宮縄工事事務所	099-222-5188	099-222-5188	
	福岡食糧事務所北薩摩支所出水分室	62-0381	62-0143	
	鹿児島宮林局北薩森林管理署	0996-22-4151	0996-22-4154	
	鹿児島地方気象台	099-250-9911	099-252-4952	
主な指定(地方)公共機関	NTT西日本(株)鹿児島支店	099-813-2858	099-812-8642	
	九州電力(株)出水営業所	62-1437	62-5029	
	南国交通(株)出水営業所	62-1626	62-6305	
	日本赤十字社鹿児島県支部	099-252-0600	099-258-7037	
町内の主な機関・団体	鹿児島いずみ農業協同組合 東事業所	86-1211	86-1209	
	鹿児島いずみ農協業同組合 長島事業所	88-5555	88-5543	
	鹿児島いずみ農業協同組合 平尾出張所	88-2234	88-2234	
	鹿児島いずみ農業協同組合 川床出張所	87-0013	兼用	
	北薩農業共済組合長島地区出張所	86-0902	86-0904	
	東町漁業協同組合	86-1200	86-1201	
	北さつま漁業協同組合長島支所	88-5005	88-6246	
	長島町商工会本所	86-0209	86-1019	
	長島地区森林組合	86-0028	86-2028	

	名 称	電話番号	FAX番号	備 考
町内の主な機関・団体(つづき)	長島町商工会指江支所	88-5132	88-6621	
	長島町社会福祉協議会 本所	86-0190	86-0951	
	長島町社会福祉協議会 指江支所	88-5867	88-5986	
小中高校				
	鷹巣中学校	86-0003	86-0003	
	川床中学校	87-0136	87-0136	
	獅子島中学校	89-3054	89-3054	
	長島中学校	88-5007	88-5007	
	平尾中学校	88-2013	88-2013	
	鷹巣小学校	86-0006	86-2056	
	川床小学校	87-0135	87-0313	
	田尻小学校	87-0605	87-0605	
	伊唐小学校	86-1104	86-1104	
	本浦小学校	86-1306	86-1306	
	獅子島小学校	89-3018	89-3018	
	幣串小学校	89-3036	89-3036	
	城川内小学校	88-5342	88-5342	
	平尾小学校	88-2020	88-2020	
	蔵之元小学校	88-5101	88-5101	
	汐見小学校	88-5370	88-5370	
災害弱者関連施設	長生園	88-5116	88-5112	
	桃源郷	86-1000	86-0828	
	長島町保健福祉センター(鷹巣)	86-0190	86-0951	
	長島町保健センター(指江)	88-5179	—	
	長島町老人憩いの家	—	—	
	長島町デイサービスセンター	88-5867	88-5986	
	東保育園	86-0074	86-1841	
	川床保育園	87-0048	87-0030	
	本浦保育園	86-0323	86-1804	
	伊唐保育園	86-0831	—	
	平尾保育園	88-2634	88-2634	
	指江保育園	88-5009	88-6643	
	まこと保育園	88-5563	88-5862	
	鷹巣幼稚園	86-1268	86-1268	
	あおい幼稚園	87-0314	—	
	幣串幼稚園	89-3045	89-3045	
	城川内幼稚園	88-5289	—	
	平尾幼稚園	88-2056	—	
	福祉作業所ぼんぼこ村	88-2888	88-2888	
	福祉作業所くれよん塾	86-0370	—	
	あかね園	88-6800	88-5523	
	スマイル園	86-1152	86-1152	
	第2スマイル園	86-1017	86-1017	
	長島町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	88-5867	88-1033	
	あかね園居宅介護支援事業所	88-6800	88-5523	
	長島町在宅介護支援センター 桃源郷	86-1020	86-1033	
	長島町在宅介護支援センター あかね園	88-6800	88-5523	
	長島町国民健康保険鷹巣診療所	86-0054	86-0084	
	長島町国民健康保険平尾診療所	88-2595	88-8595	
	川床へき地診療所	87-0038	87-0038	
	獅子島へき地診療所	89-3081	89-3081	
	長島クリニック	88-6405	88-5932	
	高野医院	86-1031	86-1232	
	飯尾医院	88-5040	88-6222	
	平尾歯科診療所	88-2595	88-8595	
	指江歯科診療所	88-6538	88-6538	
	児島歯科医院	86-1266	86-1167	

資料19 防災重点ため池一覧

番号	名称	所在地	管理者	貯水量 千m3	堤高 m	提長 m	備考
1	平野溜池	獅子島字山神地内	平野集落	7.5	10.0	50.0	
2	長山溜池	鷹巣 2321 番 3 外	山中集落	8.0	7.5	111.2	
3	山門野溜池	山門野 2777 番 1	山門野土地改良区	42.0	8.3	265.0	
4	田尻溜池	山門野 5000 番	田尻集落	7.0	2.0	111.0	
5	加世堂2号溜池	山門野 3117 番 外	加世堂集落	2.0	3.0	132.0	
6	加世堂3号溜池	川床 1448 番 4 外	加世堂集落	3.2	3.0	151.0	
7	川床2号溜池	川床 172 番 外	川床土地改良区	5.0	3.0	110.0	
8	浜漣溜池	平尾字菜切ノ上地内	浜漣水利組合	9.0	11.0	55.0	
9	蔵之元溜池	蔵之元 3173 番	蔵之元水利組合	21.0	8.0	96.0	